

第1次滝沢市環境基本計画

素案

Ver1.89

(パブリックコメント版)

令和5年（2023年）1月

滝沢市

(市長挨拶挿入予定)

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の背景	2
2	計画の目的と位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の対象範囲	4
5	計画の主人公	5
6	滝沢市の概況	6
7	計画の構成	9
第2章	滝沢市の環境の将来像	11
1	滝沢市環境基本計画の方向性	12
2	たきざわらしさと目指す環境の姿	14
3	施策の体系	15
第3章	分野横断的施策	17
	分野横断的施策1 気候変動に適応する安全・安心なまちづくり	18
	分野横断的施策2 地域資源を活用した環境と経済の好循環の実現	21
	分野横断的施策3 環境に配慮したライフスタイルへの転換	24
第4章	環境分野別施策	27
1	環境分野別施策の体系	28
2	環境分野別施策の展開	30
	基本目標1 気候変動に対応するまち	30
	基本目標2 自然と共生するまち	46
	基本目標3 資源を大切にするまち	56
	基本目標4 快適な生活環境のまち	62
	基本目標5 知り、学び、行動する人を育むまち	67
第5章	計画の推進	73
1	計画の推進体制	74
2	計画の進行管理	75
3	指標の一覧	76

資料編	79
1 滝沢市環境基本条例	80
2 計画策定の経緯	89
3 市民・事業者意識結果（抜粋）	91
4 滝沢村・第2次環境基本計画（従来計画）の取組状況	96
5 環境を巡る主な社会情勢の変化	110
6 温室効果ガス排出量削減目標の考え方	117
7 用語集	118

岩手山・鞍掛山

写真等



第

1

章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画の主人公
- 6 滝沢市の概況
- 7 計画の構成

1 計画策定の背景

滝沢市では、ごみや排水処理など生活環境の課題や失われつつある自然環境や生きものの保全など本市ならではの環境課題への対応のほか、地球温暖化やエネルギーの問題など全国・世界共通の課題に対応するため、平成14年（2002年）に「滝沢村環境基本計画」、平成25年（2013年）に「滝沢村・第2次環境基本計画」を策定し、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって環境の取組をすすめてきました。

第2次環境基本計画策定後から10年が経過し、本市をとりまく状況が変化しているとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の採択やパリ協定の発効、昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択、食品ロスやプラスチックごみ問題への対応など、国際的な動向や国や県などの政策も大きく変化しました。

また、新型コロナウイルスの影響により、デジタル化やリモートワーク、オンラインなど、対面以外での取組の可能性も拡がりつつあります。

環境問題は、身近な課題から地球規模に至るものまで多岐にわたります。また、人口減少や少子高齢化、農林業や地域に根差した事業の担い手不足など社会的な変化の影響も受けており、環境面だけではなく、社会・経済など様々な視点での対応が必要とされています。

このような多様な環境問題やそれらをとりまく内外の社会情勢の変化を踏まえ、平成26年（2014年）に市政施行した「滝沢市」の新たな環境基本計画を策定し、市民・市民団体・事業者・行政がともに協力し合い、本市における自然環境の保全や環境への負荷の低減、さらに地球規模の温暖化防止に寄与できるよう、取組を充実させ、推進していきます。

2 計画の目的と位置づけ

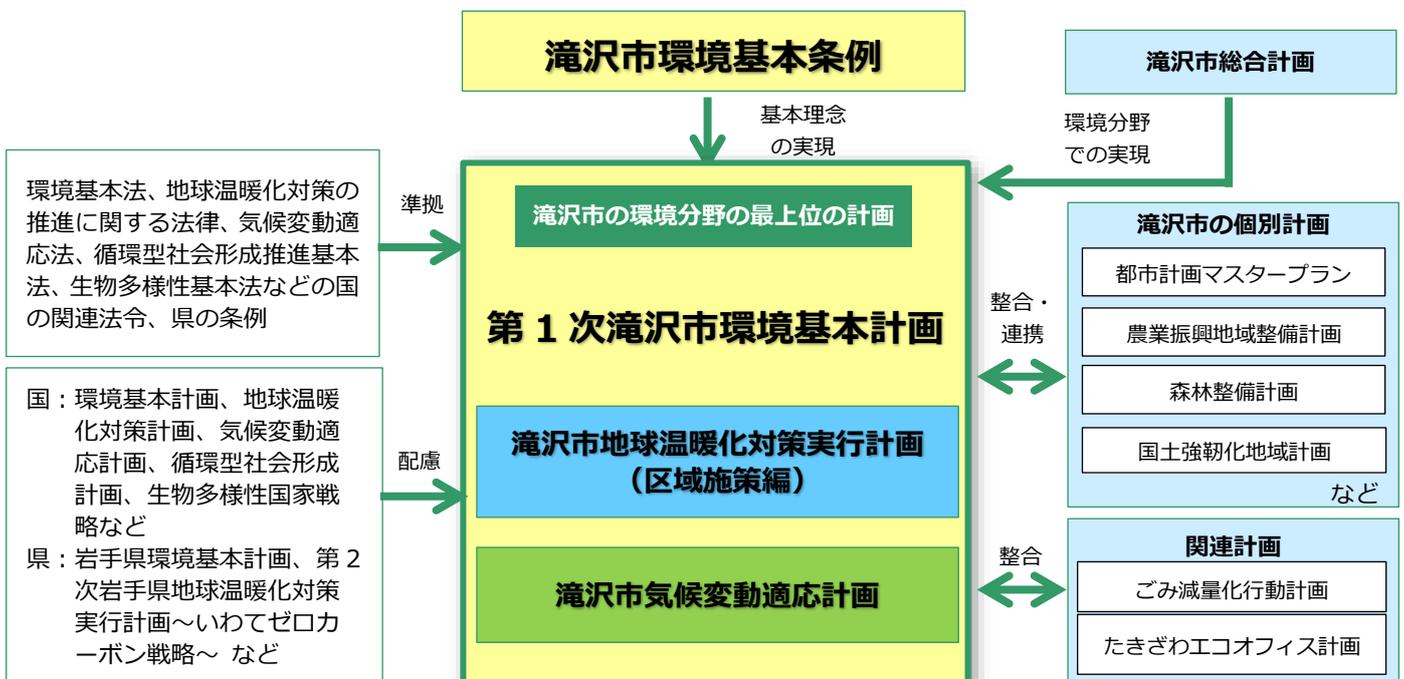
本計画は、滝沢市環境基本条例第 9 条に基づき策定するもので、本市の環境の将来像を明らかにし、市民、市民団体、事業者及び市が協働して取り組むための指針となる総合的、基本的な計画であり、本市の最上位計画である「滝沢市総合計画」に掲げる将来都市像を環境面から実現する、滝沢市の環境行政の基礎となる計画となるものです。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含した計画として位置づけ、気候変動に対する緩和策と適応策を総合的に推進していく計画となります。

本計画の策定にあたっては、国の「環境基本計画」や「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」、県の「環境基本計画」や「地球温暖化対策実行計画」との関連性に配慮し、本市の個別計画や環境に関連するその他の計画などと整合を図りました。

本市の個別計画などと連携を図りながら、本市の環境の将来像、また関連する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するよう、取組を実施していきます。

第 1 次滝沢市環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 8 年間とします。なお、社会状況の変化等必要に応じて見直しを行います。

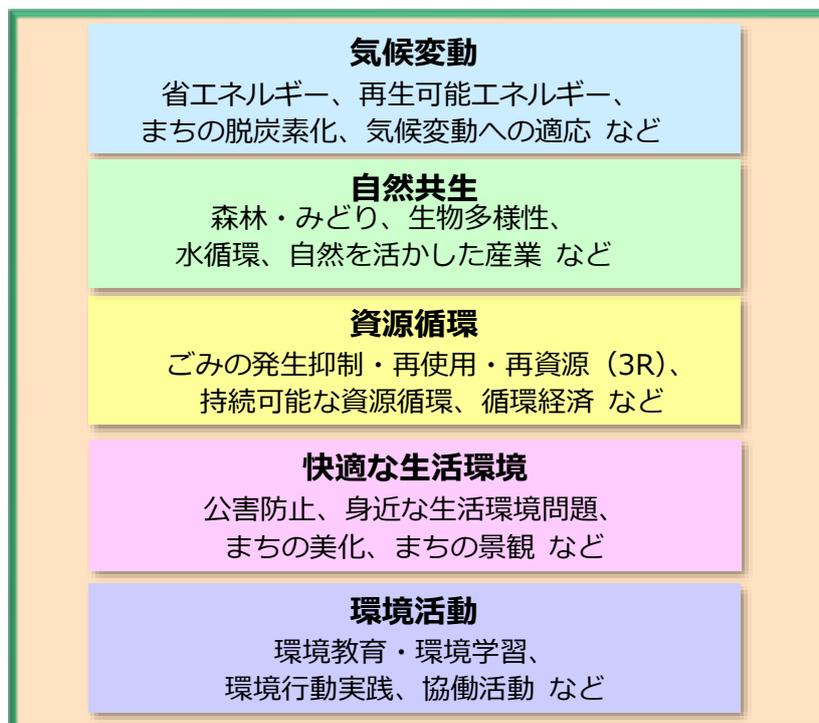
「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標については、中期目標を令和 12 年度（2030 年度）、長期目標を令和 32 年度（2050 年度）とします。

4 計画の対象範囲

本計画の対象分野は、①自然共生、②気候変動、③資源循環、④快適な生活環境、⑤環境活動の 5 分野とし、身近な地域から気候変動などの地球規模の環境問題まで総合的に捉えます。

対象とする地域は滝沢市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

第 1 次滝沢市環境基本計画の対象範囲



5 計画の主人公

本計画は、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、さらに協働することにより、計画をより効果的に推進していきます。

第1次滝沢市環境基本計画の役割



6 滝沢市の概況

滝沢市の地勢

滝沢市は、県都盛岡市の北西部に隣接し、東西約14km、南北約20km、総面積182.46km²の自治体です。地勢的にみると滝沢市域は、秀峰岩手山の東麓から南麓にわたっており、市域の大部分はその火山の広大な裾野に成立しています。標高で言えば、岩手山山頂（2038m）から北上川水系雫石川沿いの平野（130m）まで、その標高差は実に1900m余りに及びます。滝沢市域は、北上川水系の最上流部（源流部）の一面を占めているのです。

現在の土地利用をみると、耕地のなかで畑地（飼料畑・牧草地・樹園地を含む）の割合が比較的高いという特徴があります。これには火山裾野という土地条件が反映しています。過去の高度経済成長期には、滝沢市域にも開発の波が押し寄せ、宅地化や農地の基盤整備が盛んに進められました。人口も1970年代以降、急速に増加し、2000年には5万人を超えました。この人口増加には、盛岡近郊という地理的条件がプラスに働いています。

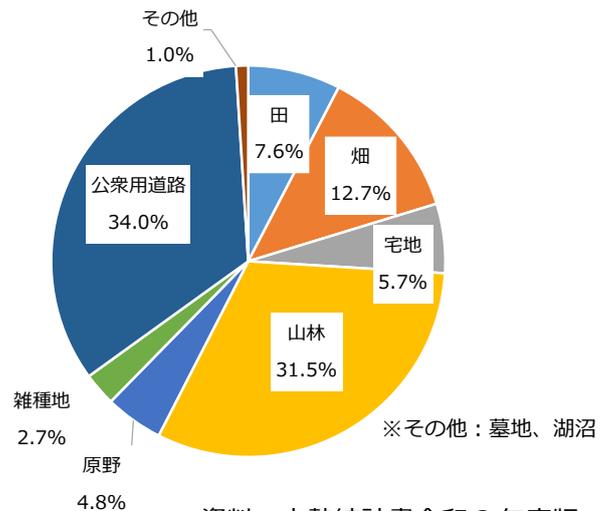
一方で、滝沢市域には、このような開発から免れた土地も多く残されています。そのような土地には、希少種を含む多様な生き物たちが生息していることが確認されています。このような貴重な自然が、都市近郊の滝沢市域にまだ残されていることも大きな特色です。ここにも岩手山の裾野という地形条件（地表面傾斜・湿性地の存在など）が反映されています。

滝沢市の位置



滝沢市の地目別土地面積

(令和3年(2021年)年1月1日時点)



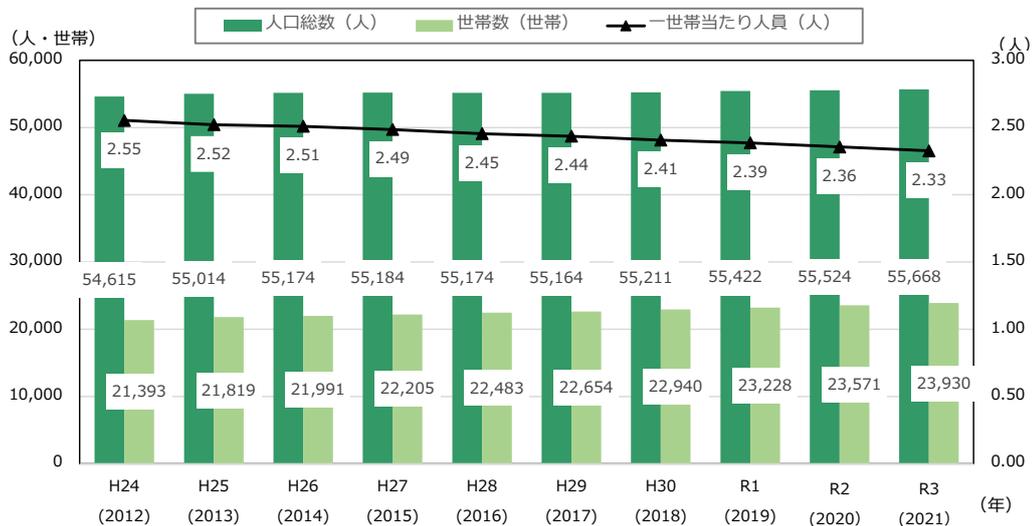
資料：市勢統計書令和3年度版

滝沢市の人口

令和3年（2021年）9月末の滝沢市の人口は55,668人、世帯数は23,930世帯で、過去10年間で微増傾向にあります。一世帯当たりの人員は、平成24年（2012年）の2.55人から令和3年（2021年）には2.33人へと、徐々に減少しています。

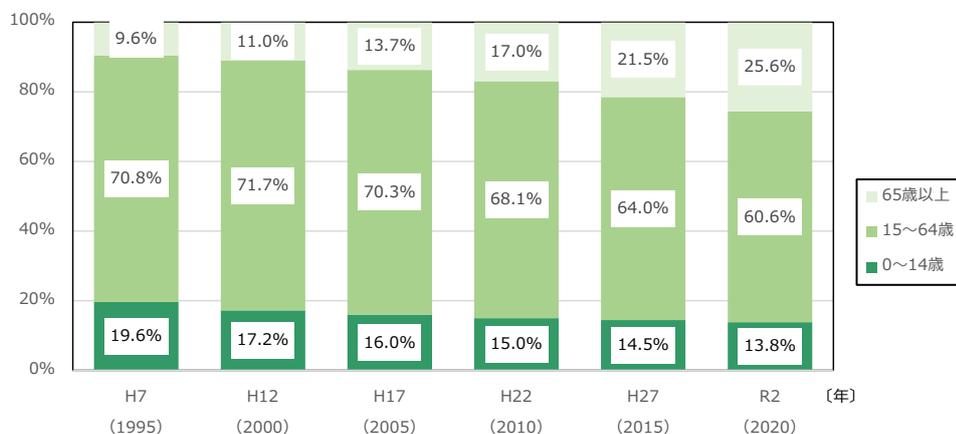
国立社会保障・人口問題研究所による滝沢市の将来の人口推計は、長期的に減少傾向が示されており、滝沢市の推計では2065年には約40,000人になると予測されています。市では、第2期滝沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、将来目標人口（2065年）を57,000人として、人口減少をより効果的に抑制するために、出産・子育てしやすい環境づくりなどの施策を実施しています。国勢調査による年齢階級別人口では、65歳以上の人口が平成7年（1995年）の9.6%から令和2年（2020年）には25.6%まで増加しており、4人に1人以上が高齢者となり、高齢化社会から超高齢社会へと移行しています。2045年には高齢化率が36%に到達すると予測されています。

滝沢市の人口・世帯数・一世帯当たり人員の推移



資料：市勢統計書令和3年度版

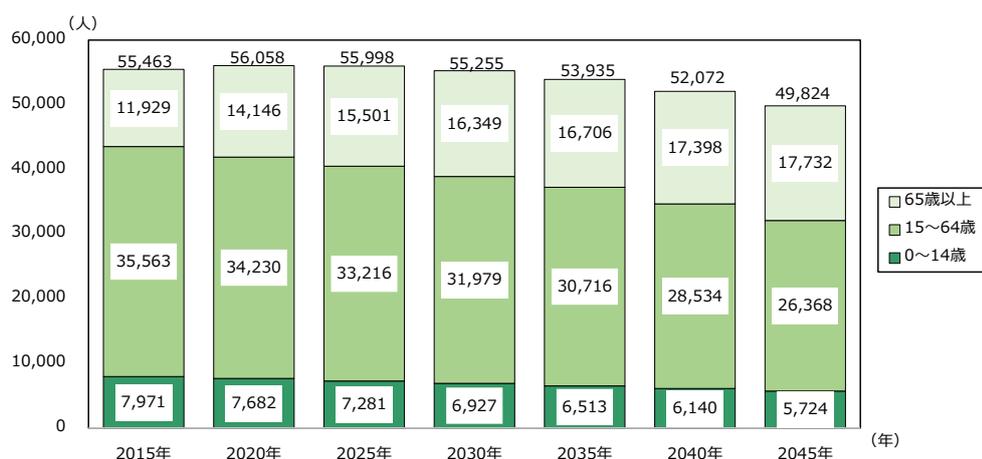
滝沢市の年齢階級別人口割合の推移



※不詳除く

資料：市勢統計書令和3年度版

滝沢市の年齢階級別人口割合の推計



※平成 30 (2018) 年度時点での推計のため令和 2 (2020 年) 度の人口は実績値と異なる。

資料：「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

滝沢市の事業所

滝沢市の事業所総数は、平成28年（2016年）6月2日で1,395件、従業者総数は、13,946人です。産業別事業所数は、第三次産業が75.8%、第二次産業が23.4%、第一次産業が0.8%、産業別従業者数の比率は、第三次産業が72.1%、第二次産業が27.1%、第一次産業が0.8%となっています。

滝沢市の産業別事業所数と従業者数（平成 28 年）

	事業所数		従業者数	
	件	%	人	%
全産業合計	1,395	100.0%	13,946	100.0%
第一次産業	11	0.8%	115	0.8%
農業、林業	10	0.7%	112	0.8%
漁業	1	0.1%	3	0.0%
第二次産業	327	23.4%	3,775	27.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	238	17.1%	1,792	12.8%
製造業	89	6.4%	1,983	14.2%
第三次産業	1057	75.8%	10,056	72.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1%	6	0.0%
情報通信業	23	1.6%	95	0.7%
運輸業・郵便業	43	3.1%	843	6.0%
卸売業・小売業	310	22.2%	3,114	22.3%
金融業・保険業	17	1.2%	84	0.6%
不動産業、物品賃貸業	70	5.0%	239	1.7%
学術研究、専門・技術サービス業	63	4.5%	389	2.8%
宿泊業、飲食サービス業	121	8.7%	764	5.5%
生活関連サービス業、娯楽業	128	9.2%	483	3.5%
教育、学習手支援業	40	2.9%	975	7.0%
医療・福祉	144	10.3%	2,118	15.2%
複合サービス事業	9	0.6%	291	2.1%
その他のサービス業	88	6.3%	655	4.7%
公務	-	-	-	-

資料：市勢統計書令和 3 年度版

7 計画の構成

本計画は、以下のような構成となっています。

第1次滝沢市環境基本計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の背景や位置付け、期間、対象範囲、計画の担い手などの基本的な項目を示しています。

第2章 滝沢市の環境の将来像

市が目指す未来の滝沢市の環境の姿である「環境の将来像」と、その実現に向けた施策の体系について示しています。

第3章 分野横断的施策

各分野の施策が総合的・横断的に効果が発揮できるよう、3つの分野横断的施策を示しています。

第4章 環境分野別施策

計画の対象範囲に示された5つの環境分野について、それぞれの目指す姿と市・市民・事業者の取組を示しています。

第5章 計画の推進

本計画を着実に推進していくための、体制と進行管理の考え方を示しています。

資料編

計画の内容を補足するための資料を収録しています。

写真等を追加

第

2

章

滝沢市の環境の将来像

- 1 滝沢市環境基本計画の方向性
- 2 たきざわらしさと環境の目指す姿
- 3 施策の体系

1 滝沢市環境基本計画の方向性

滝沢市環境基本計画は、滝沢市の環境の現状及び国内外の動向を踏まえ、以下の方向性をもって策定しました。

■ 環境・経済・社会の統合的課題解決の考え方を取り入れた計画

国の第5次環境基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方にに基づき、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む考え方が盛り込まれています。滝沢市においても、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を環境面から支えるとともに、環境施策の実施が、社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを庁内及び市民や事業者等各主体と共有し、環境面以外でも連携を強化したうえで計画の推進を図ります。

■ 分野横断的な施策への対応

環境問題は、相互に関連していることから、複数の異なる環境課題の解決につながることを期待できます。例えば、森林や農地は、生きものの生息生育環境だけではなく、地域の防災・減災や雨水の貯留、レクリエーションなど癒しの提供など多面的な機能を持ちます。

各分野の施策が総合的かつ横断的に実施できるよう、分野横断的な施策を設定し、推進していきます。

■ 指標の設定

着実な施策展開に向けて計画の進行管理をするためには、計画期間内で施策の実現を目指す目安となる指標の設定が不可欠です。本計画においては、施策の全体的な達成状況を評価するため、施策を実施した結果としての環境の状態を現す「総合的指標（成果指標）」と、施策の実施状況を管理する「施策の進行管理指標」を設定します。そして、これらの指標に基づいて、施策の達成状況や進行状況を毎年度チェックし、計画の推進状況を見える化していきます。

■ 本計画の施策と指標について

本計画の目標、施策、指標については以下のように整理しました。

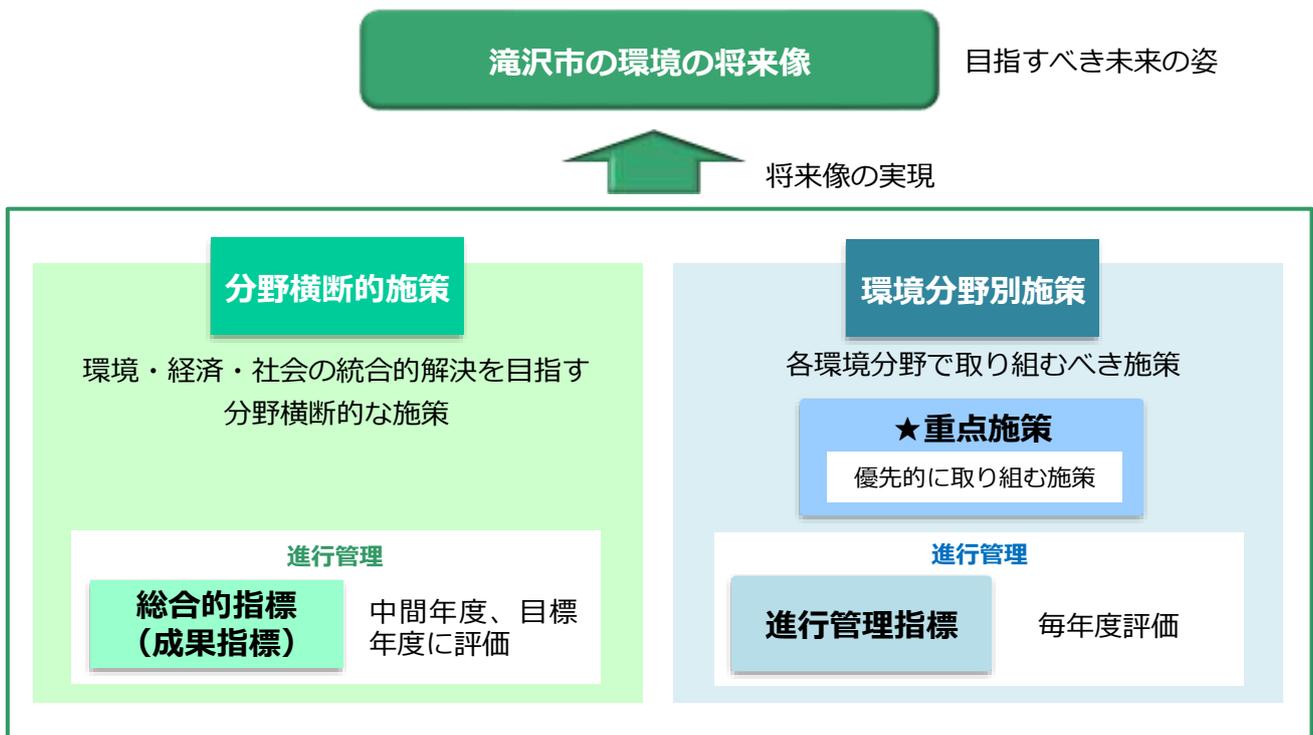
まず、未来の滝沢市の環境の目指すべき姿として「環境の将来像」を掲げ、「環境の将来像」の実現に向けて、「分野横断的施策」と「環境分野別施策」を設定しました。

「分野横断的施策」は、多様な環境問題の相互の関連性を踏まえ、各分野の施策が総合的・横断的に効果が発揮できるよう、環境・経済・社会の統合的解決の考え方を旨とするとして設定しました。「分野横断的施策」については、施策を実施した結果としての環境の状態を現す「総合的指標（成果指標）」を設定し、施策の全体的な達成状況を中間年度と目標年度に評価していきます。

「環境分野別施策」は、本市を取り巻く社会状況の変化やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、第1章の「計画の対象範囲」に示した5つの環境分野の取組として設定しました。環境分野ごとに「基本目標」を設定し、「基本目標」を実現するための施策の方向性や具体的な取組について、「基本的施策」と「取組」として整理しています。「基本的施策」については、「施策の進行管理指標」を設定し、施策の実施状況を毎年度点検していきます。

また、「環境分野別施策」のなかでも、社会情勢や市の環境特性を考慮したうえで、市として優先的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけました。「重点施策」については、本計画期間の早期において優先的な実施・推進を図っていきます。

「分野横断的施策」と「環境分野別施策」には、関連するSDGsの目標を示し、施策を推進していくことでSDGs達成にも寄与していきます。



2 たきざわらしさと目指す環境の姿

「鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ」。滝沢市のイメージを表すこの表現は、滝沢村の時代から環境基本計画書の中でも用いられ、これからも大切にしていきたい合言葉、「キャッチフレーズ」です。

では、「鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ」とはいったいどんな「たきざわ」なのでしょう？

そこで、この環境基本計画では、「目指す環境の姿」として、「安全・安心な生活環境を未来に引き継ぐまちー岩手山麓の豊かな自然と共生し、地域資源循環を大切にして脱炭素型社会を目指し、環境を知り、学び、行動するー」を掲げました。

この「目指す環境の姿」を具現化していくためには、何をどう取り組むべきでしょうか。

地球規模での気候変動とその対応策、「脱炭素社会」の実現、岩手山に代表される雄大な自然との共生とその中に生きる動植物の保全、地域資源を生かした循環型社会の形成による環境と経済の好循環、これらの一つ一つに取り組むことでもたらされる「快適な生活環境」、そして、それを将来に向けて広く根付かせるための環境学習機会の創設。

これらに皆で取り組むために、この環境基本計画では、次のページに示すような環境施策の柱を立てました。

国では、「持続可能な社会」の実現に向け、第五次環境基本計画を策定、「地域循環共生圏」という概念を設定、地域資源を生かした自立・分散型社会の実現を目指し、岩手県では「岩手県環境基本計画」が策定され、やはり「持続可能な社会」の実現に向けた各種の取り組みを実施しています。滝沢市もこれらの国・県の環境への取組姿勢を踏まえ、「たきざわらしさ」を意識した環境の将来像を提案していこうと思います。

第一次滝沢市環境基本計画では、滝沢村時代から大事にしたきた「協働」意識を更に強くしつつ、皆で取り組んでいきましょう。その取組みの一步一步が、「鈴の音が心地よい」たきざわのまちづくりの軌跡となります。

たきざわらしさの環境イメージ

鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ

たきざわが目指す環境の姿

安全・安心な生活環境を未来に引き継ぐまち

**岩手山麓の豊かな自然と共生し、地域資源循環を大切にして
脱炭素型社会を目指すため、環境を知り、学び、行動します**

3 施策の体系

たきざわが目指す環境の姿

安全・安心な生活環境を未来に引き継ぐまち
 岩手山麓の豊かな自然と共生し、地域資源循環を大切にして
 脱炭素型社会を目指すため、環境を知り、学び、行動します

分野横断的施策

環境分野別施策

分野横断的施策 1

**気候変動に適応する
安全・安心なまちづくり**

P18



基本目標 1



気候変動に対応するまち

～未来の脱炭素社会をつくるまち～ **P30**

分野横断的施策 2

**地域資源を活用した
環境と経済の好循環の実現**

P21



基本目標 2



自然と共生するまち

～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～ **P46**

基本目標 3



資源を大切にするまち

～資源の循環を未来に伝えるまち～ **P56**

分野横断的施策 3

環境に配慮したライフスタイルへの転換

P24



基本目標 4



快適な生活環境のまち

～快適な生活環境を未来に伝えるまち～ **P62**

基本目標 5



知り、学び、行動する人を育むまち

～環境を知り、学び、行動し、未来に伝えるまち～ **P67**

※関連するSDGsの主な目標を表示しています。

持続可能な開発目標（SDGs）17の目標

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標 1【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 2【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標 3【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



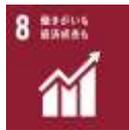
目標 5【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標 6【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標 7【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標 8【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業の促進及びイノベーションの推進を図る



目標 10【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標 11【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標 13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標 17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：外務省パンフレット「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

第

3

章

分野横断的施策

- 1 気候変動に適応する安全・安心なまちづくり
- 2 地域資源を活用した環境と経済の好循環の実現
- 3 環境に配慮したライフスタイルへの転換

分野横断的施策 1

気候変動に対応する安全・安心なまちづくり

分野横断的施策の基本的方向

近年、日本各地で発生している局地的大雨などによる水害や土砂災害、猛暑による熱中症患者の増加、季節性の変化に伴う農作物への被害など、気候変動による影響が顕在化しています。

深刻化する自然災害などから市民の命と安全・安心な生活を守るため、原因となっている温室効果ガスの削減の取組とともに、国や県と連携しながら気候変動への適応策の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能で気候変動影響に対応可能な安全・安心なまちづくりのための施策を、環境分野だけでなく、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、推進していきます。

関連する SDGs	分野横断的施策 1 の効果
     	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心に暮らせる居住環境の維持 ○自然災害などの影響を受けづらい都市機能の強靱化 ○自然災害時の都市機能の回復力の強化 ○農業生産性の安定 ○健康リスクの低減

総合的指標(成果指標)

指標の項目	現状値 令和 3 年度 (2021 年度)	目標値 令和 12 年度 (2030 年度)
市域からの温室効果ガス排出量	295 千 t-CO ₂ (令和元年度)	188 千 t-CO ₂ 基準年度から 46%削減
再生可能エネルギーの域内自給率 ^{※1}	25.4% (令和 2 年度)	50.0%
民有林・市有林の施業面積	43.29ha	43.29ha
災害などからの安全性に対する満足度	21.2% ^{※2}	30.0%

※1 自治体排出量カルテ「対消費電力 FIT 導入比」

※2 滝沢市環境についてのアンケート調査（令和 3 年 9 月実施）の「満足」「まあ満足」の合計の割合

分野横断的施策

1 再生可能エネルギーの活用による災害時の自立型電源確保の推進

太陽光発電などの再生可能エネルギーは、平時は温室効果ガスの削減に、災害時にはライフラインとしてエネルギーの供給に貢献することが可能です。気候変動に伴う自然災害等のリスクに備え、非常時の電源にもなる蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備の導入や電気自動車（EV）などの導入を促進し、防災拠点や家庭、事業所が自立型の電源を確保することで、自然災害時にも活用できるライフラインの整備を推進していきます。

施策
●防災拠点となる施設を中心に、太陽光発電システムや蓄電池などの設置を推進します。
●住宅や事業所への太陽光発電や蓄電池など再生可能エネルギー設備の設置・導入支援に関する情報提供を行います。
●公用車について、非常用電源にもなる次世代自動車（電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）等）の導入を促進し、太陽光発電や蓄電池等と連携させた自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。
●電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）など次世代自動車や、次世代自動車に蓄えられた電力を家庭用に活用できるシステム、V2H(Vehicle to Home)の導入支援に関する情報提供を行い、普及啓発を行います。

2 森林・農地の保全・整備による二酸化炭素吸収源の確保と多面的機能の活用

森林は、地球温暖化の原因である二酸化炭素を光合成により吸収し、成長するときに炭素を蓄えます。二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・整備は、脱炭素社会の実現に必要な不可欠です。また、森林は、洪水や渇水の緩和や土砂災害の防止など、災害の被害を軽減する役割を持っており、農地も雨水等の保水や地下浸透など洪水緩和の能力をもっています。これら森林や農地の多面的機能を効果的に活用するため、適切な保全・整備を推進していきます。

施策
●滝沢市森林整備計画書に基づき、森林区分※に応じた適切な森林整備・保全を行っていきます。
●市、林業経営体、森林所有者等が一体となった、計画的な間伐・保育等の森林整備を積極的に進めます。
●森林環境譲与税を活用しつつ、民有林の整備を計画的に推進します
●都市部との連携による森林整備の取組を検討します。
●農業者と地域住民による農地・水路・農道等の多面的機能の維持・向上の取組を推進します。

※森林区分：全国の市町村では、すべての森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3区分に分け、それぞれに応じた森林整備を進めています（市町村森林整備計画）。

3 風水害等の影響を軽減するまちづくりの推進

近年、数十年に一度や観測史上初などと表現される大雨が、毎年のように発生しています。今後、地球温暖化が進むとこのような大雨の回数が増えると予測されており、これまで以上に風水害の被害の予防軽減のための取組が必要となっています。

予測を踏まえたインフラの強化や、豪雨時の下水道や河川の雨水処理量負担の軽減などの都市型洪水抑制効果のある道路等の雨水の地下浸透の推進など、風水害等の被害を軽減・予防するまちづくりを行っていきます。

施策
●国や県などの関係機関と連携し、木賊川等の堤防強化等を行うとともに、河川改修や排水路の整備や適切な管理を進め、水害被害の予防軽減に努めます。
●道路等整備時には透水性舗装を導入し、まちなかの雨水の地下浸透を促進します。
●開発時や宅地造成時の雨水浸透設備の設置指導や、住宅等の雨水浸透柵の設置を推進していきます。
●災害発生時における各種ライフラインや交通網について、関係機関等と連携を図りながら強靱性を確保していきます。

4 高温による影響への適応策の推進

近年、最高気温が35℃以上となる猛暑日が岩手県内でも観測されることが多くなり、熱中症による救急搬送者数も増加しています。また、高温による農作物への被害なども報告されています。

このような高温による被害を軽減するための取組を国や県、関係機関等と連携しながら対策を進めていきます。

施策
●関係機関等と連携し、高温化に対応した農作物の栽培方法や品種の情報収集を行います。
●熱中症予防対策や暑さ指数（WBGT）などの情報を、市のホームページや広報、「滝沢NAVI」や「いわてモバイルメール」などにより発信して注意喚起を行います。

分野横断的施策 2

地域資源を活用した環境と経済の好循環の実現

分野横断的施策の基本的方向

地球温暖化対策を積極的に行うことは、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につながるとして、「グリーン成長戦略」や GX（グリーントランスフォーメーション）などが、脱炭素社会の実現と経済成長を両立させるものとして注目されています。

環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」を目指し、地球温暖化対策や資源循環に取り組む事業者の支援や地域の資源を活用した産業の推進などを進めていきます。

関連する SDGs	分野横断的施策 2 の効果
    	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の価値、魅力の向上 ○産業の活性化・新たな産業の育成 ○農産物等の付加価値向上 ○農林畜産業の担い手確保

総合的指標(成果指標)

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
脱炭素経営に取り組んでいる事業者の割合※1	1.0%※2	2.0%
農林水産業生産額 (滝沢市内総生産※3)	1,984 百万円 (令和元年度)	2,000 百万円
サステナブルツーリズム認証観光拠点数	0 箇所	1 箇所

※1 SBT の認定取得、RE100、TCFD などに取り組んでいる割合（用語説明は p.122 参照）

※2 滝沢市環境についてのアンケート調査（令和3年9月実施）より。

※3 1年間に滝沢市の各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された価値（付加価値）の総額。

分野横断的施策

1 環境に配慮した事業者の取組推進

事業者の格付けや、投資家・消費者からの信用の基準として、脱炭素経営や気候変動対策に向けた評価制度が注目されています。これらはサプライチェーン（製品の原材料の調達から、製造、販売までの一連の流れ）全体として取り組むことが求められており、市内の事業者の持続的な企業経営や競争力の確保のためにも対応が必要となっています。

事業者が脱炭素経営や環境に配慮した経営に取り組む事ができるよう、環境分野だけでなく、産業振興など他分野とも連携し、また、県などと協力しながら、環境に配慮した事業者の取組推進に向けた支援を行っていきます。

施策
●地球温暖化対策を促す国民運動「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」や「いわてわんこ節電所」、「いわて地球環境にやさしい事業所」などの啓発・参加を呼びかけ、省エネルギー行動の普及を促進します。
●県の省エネ住宅相談や省エネ診断、住宅や事業所の省エネルギー化に向けた普及啓発を行います。
●気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）、脱炭素に向けた目標設定（SBT）、再エネ100宣言（RE100、RE Action）など脱炭素経営に関する情報発信と普及啓発を進めます。
●自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）など遊休地や農業関係施設への再生可能エネルギーの導入に関する情報提供を行います。
●事業者に対し、グリーン購入を推奨していきます。
●事業者による緑化活動やみどりの維持・管理活動を支援します
●事業者に、SDGs や気候変動問題、環境配慮型設計など環境に配慮した事業活動を推奨します。
●環境問題に係る情報の収集を適宜行い、事業者へ情報提供を行います。
●事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。

2 自然や地域の資源を活用した産業の推進

滝沢市の産業は、森林などの自然資源や自然の恵みを活用した農畜産業が主要産業となっています。これら地域の資源を環境に配慮しながら持続的に活用することで、地域産業の付加価値を向上させ、環境と経済の好循環の実現へとつながっていきます。

農林畜産業などの地域の資源を活用した産業の推進のほか、滝沢市の地域資源を活かした観光産業などを推進していきます。

施策
●森林の経営の受委託の促進、林業の担い手育成など施策実施体制の整備、関連施設の積極的活用により、地域林業の振興を図ります。
●公共施設の木造化・木質化による木材需要の向上や木質バイオマス等の導入による間伐材等の活用を推進していきます。
●農業生産による環境負荷を低減させるため、ICT等を活用したスマート農業により生産性向上を推進します。
●有機肥料の使用拡大、化学肥料・化学合成農薬の使用低減や地球温暖化防止、生物多様性保全へとつながる、環境保全型農業の普及拡大を行います。
●自然の恵みを生かした特産品開発を行います。
●学校給食での地場産品を積極的に活用します。
●地域の観光施設や飲食店等での地場産品の活用を推進します。
●グリーンツーリズムの担い手育成と受け入れの基盤づくりを行います。
●サステナブル・ツーリズム（持続可能な観光）を推進するための体制整備や人材育成について、研究を行います。
●自然、郷土文化、地域の産業を活かした観光業を地域とともに開発、推進します。

サステナブル・ツーリズムとは

サステナブル・ツーリズム（持続可能な観光）とは、訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光とされるもので、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にも貢献するものとされています。

旅行者の増加は、地域の社会経済の活性化や雇用の創出に貢献すると同時に、過度に旅行者が集中する地域において、自然環境やその地に暮らす人々の生活に大きな負荷が発生する側面も持っています。新型コロナウイルス感染症の影響から、人々の旅行に対する意識も変化しつつあり、混雑の回避や受け入れ地域の社会や環境への配慮への動きが加速されることとなりました。ポスト・コロナの時代において、観光業が環境や地域への負荷や悪影響を最小限にとどめる形で回復し、「旅行者から選ばれる観光地」となるため、地域全体で環境の保全や伝統・文化の保存・継承等につながる旅行、サステナブル・ツーリズムを推進することが求められています。

2020年6月には、地方自治体などが適切に観光地マネジメントを行うことができるよう、「日本版持続可能な観光ガイドライン（Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations=JSTS-D）」が策定され、取組の指針などが示されました。

分野横断的施策 3

環境に配慮したライフスタイルへの転換

分野横断的施策の基本的方向

エネルギーの使用や温室効果ガスの排出、資源の利用やごみの排出など、私たちの生活は日々少なからず環境に影響を与えています。限られた資源を将来にわたって維持・活用し、地球温暖化の進行を抑え、持続可能な社会を実現するためには、一人ひとりがエネルギーや資源の問題を自分事として捉え、環境に配慮した取組を実践していくことが必要です。

環境に配慮した取組が当たり前実践されているライフスタイルへと転換できるよう、具体的な取組の啓発や将来を担う世代への環境教育・環境学習などを、環境分野だけでなく、防災、健康・福祉、農林業、産業振興など他分野とも連携し、推進していきます。

また、一人ひとりの行動が、相互につながり地域全体へと広がるよう、様々な連携・協働体制を整備、推進していきます。

関連する SDGs	分野横断的施策 3 の効果
       	<ul style="list-style-type: none">○エネルギーコストの削減○住居の快適性の向上○歩行・自転車利用に伴う健康の維持・増進○地域連携の維持・強化

総合的指標(成果指標)

指標の項目	現状値 令和 3 年度 (2021 年度)	目標値 令和 12 年度 (2030 年度)
環境活動団体数	1 団体 ^{※1}	1 団体以上
環境教育・学習の充実度に対する市民の満足度	21.2% ^{※2}	増加

※1 たきざわ環境パートナー会議

※2 滝沢市環境についてのアンケート調査(令和3年9月実施)の「満足」「まあ満足」の合計の割合

分野横断的施策

1 環境に配慮したライフスタイルの啓発推進

省エネルギーや省資源などは、日常的に取り組めるものであり、日々の積み重ねが習慣化することで、自分自身のライフスタイルへと変わっていきます。

環境に配慮した行動や環境への負荷が少ない製品の選択などができるよう、取組例などの普及啓発を推進し、環境に配慮したライフスタイルの定着化を進めていきます。

施策
●地球温暖化対策を促す国民運動「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動運動」や「いわてわんこ節電所」、「いわて地球環境にやさしい事業所」などの啓発・参加を呼びかけ、省エネルギー行動の普及を促進します。
●「うちエコ診断」の受診や県の省エネ住宅相談や省エネ診断、住宅や事業所の省エネルギー化に向けた普及啓発を行います。
●エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。
●各種イベントにおいて脱炭素型ライフスタイルへの転換への啓発を行います。
●地球温暖化対策に関する学習機会の充実を図ります。
●地域や事業者とも連携しながら学校での環境教育を推進し、地球温暖化に関する知識を深め、脱炭素型ライフスタイルの習慣化を推進します。
●住宅や事業所への太陽光発電や蓄電池など再生可能エネルギー設備の設置・導入支援に関する情報提供を行います。
●ごみの発生抑制のため、4R運動を推進します。
●事業者とともに、使い捨てプラスチックの使用の抑制や簡易包装による購入、マイバッグの持参などを市民に呼びかけます。
●家庭や小売店・飲食店等に対し、食べ残しや余分な食材の購入を減らして食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。
●海洋プラスチックや食品ロスについての普及啓発を行います。
●小売店等の事業者と連携した資源回収を普及啓発します。
●下水道への接続、合併処理浄化槽の普及を促進します。
●ごみやたばこのポイ捨て、犬のふん害防止等、まちの美化に関する市民や訪問者などの意識の向上を図ります。
●専門家やたきざわ環境パートナー会議などの環境活動団体などと連携した環境学習機会の提供を推進します。
●多様な生活様式に配慮した環境学習の機会を、幅広い年代層に提供します。
●将来を担う世代を対象に、SDGs や気候変動問題、身近な自然環境の保全などについて理解を深める機会を提供します。
●環境問題に係る情報の収集を適宜行い、市民・市民団体・事業者へ情報提供を行います。

2 自然と触れ合う機会の創出による環境への理解の推進

自然との触れ合いは、自然の豊かな恵みを楽しむことで、人と自然との関係性を考え、自然との共生への理解を深めていくことにつながります。

滝沢市が有する豊かな自然と触れ合う機会を幅広く提供することで、自然に親しみ、自然や環境を育む心の育成へとつなげていきます。

施策
●市民ボランティアや環境活動団体等との協働による自然観察会等の開催を推進します。
●森林の保全・整備の体験型のイベントなどにより、森林の多面的機能に関する普及啓発を行い、市民や事業者の森林への理解を促進します。
●体験型のイベントなどにより、市民の農業への理解を促進します。
●グリーンツーリズムによる交流を推進します。
●自然、郷土文化、地域の産業を活かした観光業を地域とともに開発、推進します。

3 多様な世代間の継続的な協働体制の構築

滝沢市では、環境施策の推進のため、市民・市民団体・事業者・市の協働体制の一つとして「たきざわ環境パートナー会議」が設けられていますが、この協働体制が継続的に機能していくには、多様な世代の参画が必要です。

多様な世代が関わる環境活動等を通して、中学生・高校生・大学生・大人が互いに交流の機会を創出したり、学生や生徒等が自ら環境活動を企画・立案する機会を提供することにより、多様な世代が参画する協働体制を築いていきます。

施策
●小・中・高・大学連携による環境活動の機会を創出します。
●将来を担う世代を対象とした交流の場や環境活動の機会を提供します。
●環境活動の更なる拡大を図るため、環境活動を行うグループ間の情報交換や交流を促進します。
●市民団体・事業者・学校・地域の連携・協働による多様な世代が参加できる環境イベントの開催や環境教育活動を支援します。

第

4

章

環境分野別施策

1

環境分野別施策の体系

2

環境分野別施策の展開

1 環境分野別施策の体系

基本目標	重点施策
<p>1 気候変動に対応するまち ～未来の脱炭素社会をつくるまち～</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 防災拠点施設を中心とした太陽光発電システムや蓄電池などの設置推進 ★ 堤防強化や河川改修、排水路の整備等による水害被害の予防軽減
<p>2 自然と共生するまち ～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 県や市民ボランティア、環境活動団体などとの連携による希少生物の保全 ★ 市、林業経営体、森林所有者等が一体となった計画的な森林整備の推進 ★ 環境保全型農業の普及拡大
<p>3 資源を大切にするまち ～資源の循環を未来に伝えるまち～</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ★ ごみの発生抑制のための4R運動の推進 ★ 学校給食での地場産品の積極的な活用
<p>4 快適な生活環境のまち ～快適な生活環境を未来に伝えるまち～</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 公共下水道の計画的整備と下水道への接続、合併処理浄化槽の普及促進 ★ 市民・各団体・事業者・行政の連携によるまちの環境美化活動の推進
<p>5 知り、学び、行動する人を育むまち ～環境を知り、学び、行動し、未来に伝えるまち～</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 将来を担う世代を対象とした環境への理解を深める機会の提供 ★ 環境活動を行うグループ間の情報交換や交流の促進

※環境分野別施策の展開のなかで、重点施策に該当する取組及び進行管理指標に★印をつけています。

基本的施策	市の取組の方向性
1-1 脱炭素社会に向けた気候変動緩和策の推進	1) 省エネルギーの推進 2) 再生可能エネルギーの活用促進 3) 脱炭素型まちづくりの推進
1-2 気候変動適応策の推進	4) 自然災害対策の推進 5) 健康への影響対策の推進
2-1 生物多様性の保全	6) 生物多様性の保全 7) 生物多様性の保全に向けた普及、啓発
2-2 森林・みどりの保全	8) 森林の保全・整備 9) まちなかのみどり・水循環の保全
2-3 自然の恵みを活用した産業の推進	10) 農地の保全・整備 11) 森林、自然を活かした産業の推進
3-1 資源循環に配慮したごみ処理の推進	12) ごみの発生抑制、排出削減の推進 13) ごみの資源化、リサイクルの推進
3-2 地域資源の活用の推進	14) 地域観光資源による経済循環推進 15) 地産地消の推進
4-1 公害防止対策の推進	16) 公害防止対策の推進 17) 継続的な監視、測定の実施
4-2 快適なまちなみの形成	18) まちの美化・不法投棄対策の推進 19) まちなみの景観の維持・向上
5-1 環境教育・環境学習の推進	20) 学校における環境教育の充実 21) 地域における環境学習機会の拡充 22) 環境リーダーの育成
5-2 協働による環境活動の推進	23) 環境に関する情報の発信 24) 環境に配慮した活動への支援 25) 協働による環境活動、イベントの充実

2 環境分野別施策の展開

基本目標 1

気候変動に対応するまち

～未来の脱炭素社会をつくるまち～

関連する SDGs



令和 12 (2030) 年までに目指す姿

家庭や事業所で省エネ行動が日常的に行われており、省エネ型家電や設備機器、次世代自動車の保有が増えています。

家庭、事業者、行政の再生可能エネルギー設備導入が進み、地域内で生産された再生可能エネルギーの利用が増えています。

住宅や建物は断熱性などの省エネルギー性能が向上しており、省エネと創エネでエネルギー消費量が正味ゼロの住宅・工場・ビルが増え、まちの脱炭素化が進んでいます。

気候変動リスクに適応する取組が進められ、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取組がまち全体に浸透しているほか、気候変化に対応した農畜産業の取組が行われています。

計画の温室効果ガスの対象範囲

本計画で示す温室効果ガス排出量は、日本の温室効果ガス排出量の9割を占める、二酸化炭素(CO₂)を温室効果ガスの対象範囲とし、対象部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、一般廃棄物とします。

対象ガス、対象部門		排出源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、建設業、製造業でのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
		業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
		家庭部門	家庭でのエネルギー消費(電気、燃料の使用)に伴い排出
		運輸部門	自動車や鉄道でのエネルギー消費(燃料の使用)に伴い排出
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物	一般廃棄物中の廃プラスチック等の焼却処理時などに排出

基本的施策 1 - 1

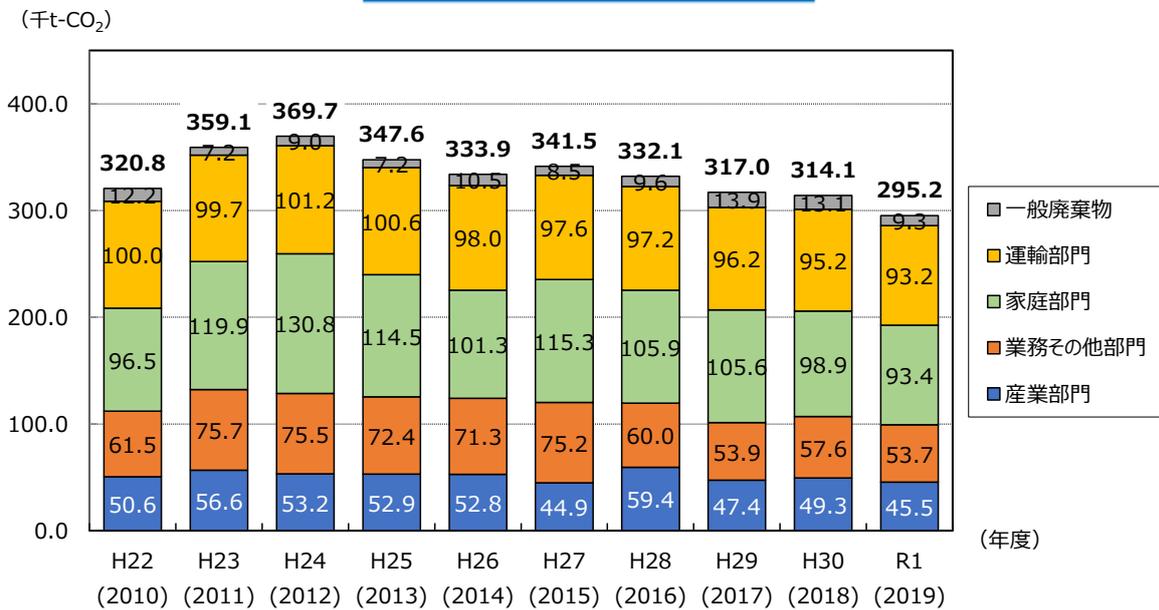
脱炭素社会に向けた気候変動緩和策の推進

区域の温室効果ガス排出量と再生可能エネルギー導入量

滝沢市からの温室効果ガス排出量は、令和元年度（2019年度）で295.2千 t-CO₂で、平成24年度（2012年度）以降減少傾向です。一般廃棄物を除くすべての部門で減少していますが、特に家庭部門と業務その他部門からの排出量の減少が大きくなっています。

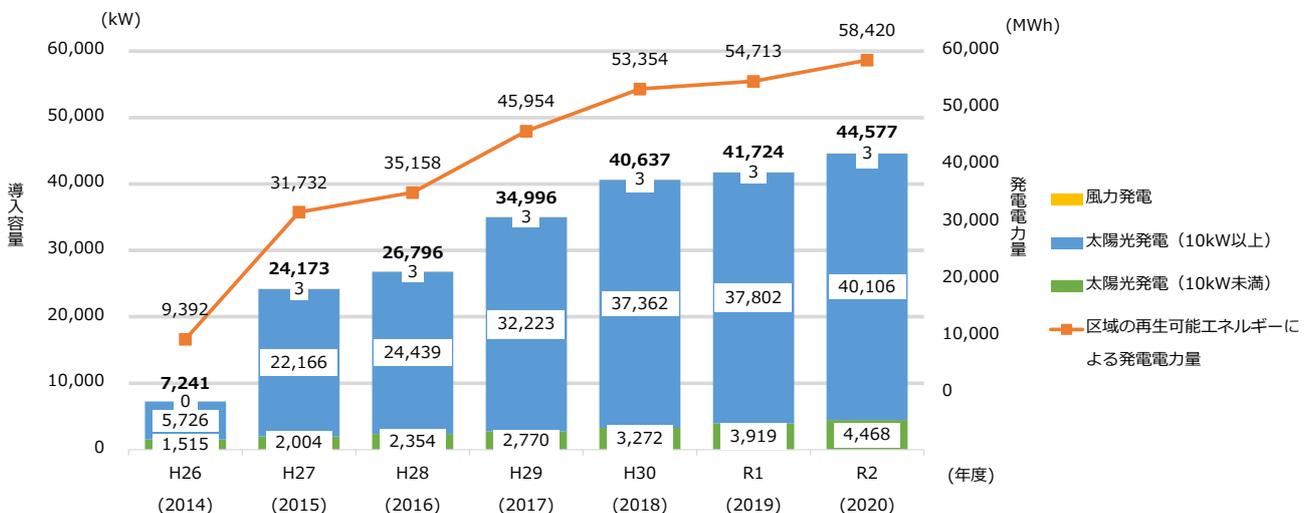
再生可能エネルギーの導入量も年々増えており、令和2年度（2020年度）で4万 kW、発電電力量に換算すると58,420MWh で、市の電力消費量の1/4を賄える状況となっています。

滝沢市の温室効果ガス排出量の推移



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

滝沢市の再生可能エネルギー導入容量



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

気候変動対策～緩和策と適応策～

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。



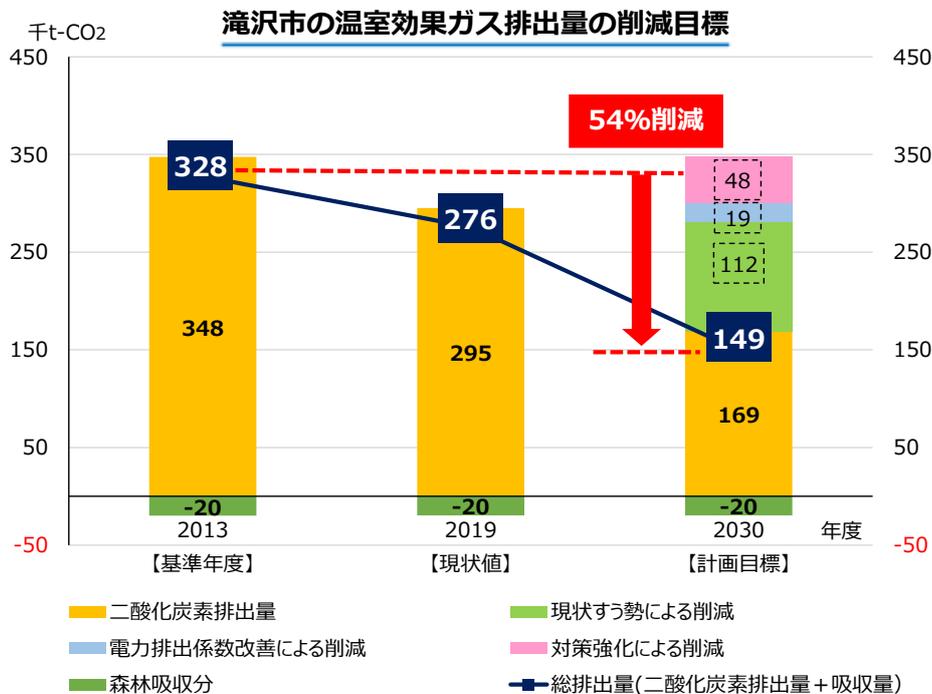
資料：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

滝沢市の温室効果ガス削減目標

本計画における削減目標は、国や県の削減目標を踏まえて、以下のとおり設定します。また、長期的な展望として、令和32年度（2050年度）までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

削減目標の達成に向けては、現在の傾向が今後も続いた場合（現状すう勢：BaU）で112千 t-CO₂（32.3%）、電力排出係数の改善で19千 t-CO₂（5.4%）削減できると予測されますが、残りの48千 t-CO₂を（13.7%）削減するために、これまで以上に取組を進めていくことが必要となっています。

**令和12年度（2030年度）までに
平成25年度（2013年度）比で
総排出量を54%削減**



滝沢市の温室効果ガス排出量の部門別削減量の目安

部門	基準年度 (2013) 排出量 (千t-CO ₂)	2030年度 目標 排出量 (千t-CO ₂)	基準年度 (2013) からの削減量 (千t-CO ₂)			基準年度比削減率 (%)		
			現状すう勢 (対策継続)分	電力排出係数 改善分	対策強化分	うち対策強化 分		
産業	52.9	27.1	-25.8	-18.3	-4.4	-3.0	-48.7%	-5.7%
業務その他	72.4	29.1	-43.3	-28.4	-5.9	-9.0	-59.8%	-12.4%
家庭	114.5	31.9	-82.6	-50.1	-8.3	-24.2	-72.2%	-21.1%
運輸	100.6	73.6	-26.9	-17.9	0.0	-9.0	-26.8%	-8.9%
廃棄物	7.2	7.2	0.0	2.5	0.0	-2.5	0.5%	-34.8%
CO2合計	347.6	169.0	-178.6	-112.3	-18.6	-47.7	-51.4%	-13.7%
森林吸収量	-19.9	-19.6	※森林吸収量は2019年度 (19.6千t-CO ₂) の状態を維持する。					
総排出量	327.7	149.4	-178.3			-54.4%		

滝沢市の再生可能エネルギー導入目標

温室効果ガス削減目標の達成に向けては、再生可能エネルギーの導入が重要となります。そのため、滝沢市で最も導入可能性の高い太陽光発電について、以下の目標を掲げ、導入を促進していきます。

令和12年度（2030年度）までに 市内の再生可能エネルギー（太陽光発電） 約68,000 kWの導入（累計）

※固定価格買取制度情報公表用ウェブサイトより（経済産業省）FIT認定分をもとにした目標値

※令和3年度（2021年度）比で約1.5倍に相当

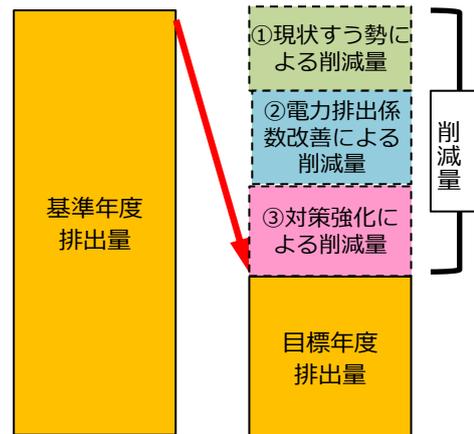
温室効果ガス削減量について

基準年度からの削減量は、①現状すう勢（BaU）による削減量と②電力排出係数改善による削減量、③対策強化による削減量を積み上げて算出しました。

①現状すう勢（対策継続）による削減量は、これまでの取組が現状のまま進んでいくことによる削減量でこれまでのトレンドでの電力排出係数の改善による削減量なども含まれます。

②電力の排出係数改善による削減量は、国や県の政策等の強化を受けて、再生可能エネルギーへの転換や二酸化炭素の有効利用が進み、電力排出係数がこれまで以上に改善された場合の削減量です。国の目標である0.25kg-CO₂/kWhが達成されると仮定して削減量を算出しています。

③対策強化による削減量は、滝沢市の施策として実施可能な、市民や事業者の行動変容の促進、省エネルギー型の設備機器の導入・更新の促進、再生可能エネルギー設備の導入の促進、住宅などの建物の省エネルギー化の促進などで削減可能な量を算出し、設定しています。



施策の方向性

気候変動抑制に関する国際的枠組みの「パリ協定」が採択され、日本でも「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことが宣言されました。

地球温暖化による気温上昇は、大雨や台風の強度の増加による洪水・土砂災害などの自然災害のリスクの上昇や、熱中症や感染症による被害の増加、植生や野生生物の分布の変化、農作物の品質低下や栽培適地の変化、渇水の増加など、様々な影響を引き起こすことが予測されており、既に影響が確認されているものもあります。

私たちの安全安心な生活を維持し、滝沢市の豊かな自然環境や農林畜産業を将来にわたって維持していくためにも、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に取り組み、気候変動による影響を最小限に抑えていくことが必要不可欠です。

国が掲げる「2050カーボンニュートラル」の実現は、約30年間におよぶ長期にわたる取組が求められます。そのため、本計画の目標年次である令和12年度（2030年度）までを2050年を見据えた取組の加速期間としてとらえ、省エネルギー行動の徹底、再生可能エネルギー活用促進、次世代自動車の普及拡大やエネルギー利用効率の高い住宅・建築物の普及など脱炭素型まちづくりなどの充実・強化を図り、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス削減目標の達成を目指します。

施策の進行管理指標

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
★ 再生可能エネルギーを導入した市有施設数 (累計)	5箇所	増加
市の事務事業からのCO ₂ 排出量(総量)	2,368t-CO ₂	2013年度から 46%削減
公共施設・商業施設におけるEV用高速充電 スタンド設置数	1箇所	3箇所

市の取組

取組の方向性 1) 省エネルギーの推進

	施策	主な担当部署
①	地球温暖化対策を促す国民運動「COOL CHOICE 運動」や「いわてわんご節電所」、「いわて地球環境にやさしい事業所」などの啓発・参加を呼びかけ、省エネルギー行動の普及を促進します。	環境課 企業振興課
②	「うちエコ診断」の受診や県の省エネ住宅相談や省エネ診断などを啓発し、住宅や事業所の省エネルギー化に向けた普及啓発を行います。	環境課
③	国や県等の補助制度などを積極的に啓発を行い、省エネルギーへとつながる高効率設備機器の設置・購入を促進します。	環境課 企業振興課
④	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	環境課 都市政策課
⑤	各種イベントにおいて脱炭素型ライフスタイルへの転換への啓発を行います。	環境課
⑥	地球温暖化対策に関する学習機会の充実を図ります。	環境課
⑦	地域や事業者とも連携しながら学校での環境教育を推進し、地球温暖化に関する知識を深め、脱炭素型ライフスタイルの習慣化を推進します。	環境課 学校教育指導課
⑧	気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）、脱炭素に向けた目標設定（SBT）、再エネ 100 宣言（RE100、RE Action）など脱炭素経営に関する情報発信と普及啓発を進めます。	環境課 企業振興課
⑨	事業者の率先垂範として、「たきざわエコオフィス計画」に基づき、市の事務事業から発生する温室効果ガスの削減に努めます。	環境課

取組の方向性 2) 再生可能エネルギーの活用促進



	施策	主な担当部署
①	防災拠点となる施設を中心に、太陽光発電システムや蓄電池などの設置を推進します。	関係各課
②	公共施設において、再生可能エネルギー由来の電力調達に努めます。	関係各課
③	住宅や事業所への太陽光発電や蓄電池など再生可能エネルギー設備の設置・導入支援に関する情報提供を行います。	環境課 企業振興課
④	自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）など遊休地や農業関係施設への再生可能エネルギーの導入に関する情報提供を行います。	環境課 農林課
⑤	初期費用が不要な 0 円ソーラーシステムの導入推進策を検討します。	環境課
⑥	自家消費を前提としながら、余剰分の再生可能エネルギーを地域内で利用できる仕組みづくりを検討します。	環境課
⑦	地熱、地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用に向けた検討を行います。	環境課

	施策	主な担当部署
⑧	盛岡広域圏での地熱エネルギーを中心とした地域電力会社の創設などの再生可能エネルギーの導入促進方策の検討を行います。	環境課
⑨	水素エネルギーの活用、インフラ整備等に関する国・県等の動向把握や関連情報の収集を実施します。	環境課
⑩	地域脱炭素化促進区域の設定について検討を行います。	環境課

取組の方向性3) 脱炭素型まちづくりの推進

	施策	主な担当部署
①	公用車について、非常用電源にもなる次世代自動車（電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）等）の導入を促進し、太陽光発電や蓄電池等と連携させた自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。	環境課 財務課
②	電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）など次世代自動車や、次世代自動車に蓄えられた電力を家庭用に活用できるシステム、V2H(Vehicle to Home)の導入支援に関する情報提供を行い、普及啓発を行います。	環境課
③	公共施設、商業施設などへの電気自動車充電設備、水素ステーション設置の促進を図ります。	関係各課
④	駅や公共施設などの拠点と市内各地域をつなぐ、効率的で利便性の高い交通サービスを充実させるとともに、公共交通機関の利用促進を呼びかけます。	都市政策課
⑤	廃止バス路線の代替え交通手段について、検討を行います。また中心拠点施設を中心に公共交通ネットワーク充実を検討します。	都市政策課
⑥	市街地整備や公共施設の更新などまちづくりの機会において、地区や街区単位でエネルギーを効率的に利用するスマートコミュニティの創出を検討します。	都市政策課
⑦	戸建住宅や集合住宅、公共施設、ビル等の新築時や増改築時のZEH化・ZEB化に向けた普及・啓発活動を促進します。	環境課 都市政策課
⑧	住宅の窓や床・壁の断熱、遮熱塗装など、エネルギー効率を向上させる省エネ改修の導入支援に関する情報提供を行い、普及啓発を行います。	環境課
⑨	バイオマスコークスを用いた熔融実証実験の検討やバイオマスコークス安定調達のための仕組みづくりを実現するため、パートナー企業との協議検討を続けていきます。	環境組合 環境課

市民の取組

- 「COOL CHOICE 運動」や「いわてわんこ節電所」などに参加します。
- 家電製品の買い替え時は、省エネルギーラベル（エアコンはフロンラベルも）を確認して、温室効果ガス排出量が少ない製品を選択します。
- 太陽光発電システムや蓄電池を導入したり、電力契約の際は、再生可能エネルギーを活用したクリーンな電力を販売する電気事業者を選択します。
- できる限り徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、車を運転するときはエコドライブを実践します。
- 自動車の買い替え時には、次世代自動車を選択します。
- 住宅の新築時・改築時には、省エネルギー住宅、環境配慮型住宅、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など、省エネルギー性能の高い住宅を検討します。

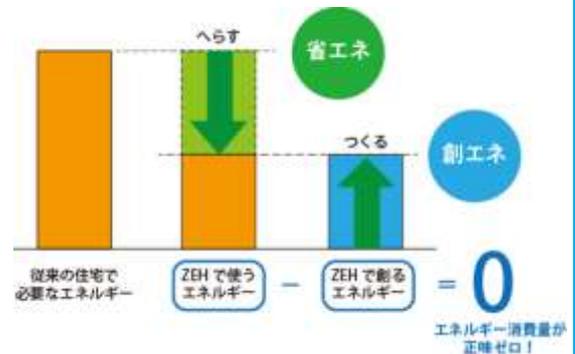
事業者の取組

- 「COOL CHOICE 運動」や「いわて地球環境にやさしい事業所」などに参加したり、エネルギー消費量や温室効果ガス排出量を把握して、脱炭素経営に取り組みます。
- 省エネルギー診断などを受診して省エネ効果の高い設備の運転を行ったり、省エネ型の照明や空調設備、高効率給湯器やボイラー等への交換など、高効率で環境性能の高い機器等を導入します。
- 設置が可能であれば太陽光発電システムや蓄電池を導入したり、電力契約の際は、再生可能エネルギーを活用したクリーンな電力を販売する電気事業者を選択します。
- できる限り徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、車を運転するときはエコドライブを実践します。
- 事業活動で自動車を使用する際は、次世代自動車の導入（購入・リース、サブスクリプションなど）を検討します。
- 建物の建築時・改修時には、省エネルギー改修や ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の導入を検討します。

ZEH・ZEBについて

●ZEH（ゼッチ）・ZEB（ゼブ）とは？

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを旨とした建物のことで、住宅の場合はZEH（ゼッチ）、ビルの場合はZEB（ゼブ）といいます。



●ZEH・ZEBの効果

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができるほか、台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができるなどのメリットがあります。

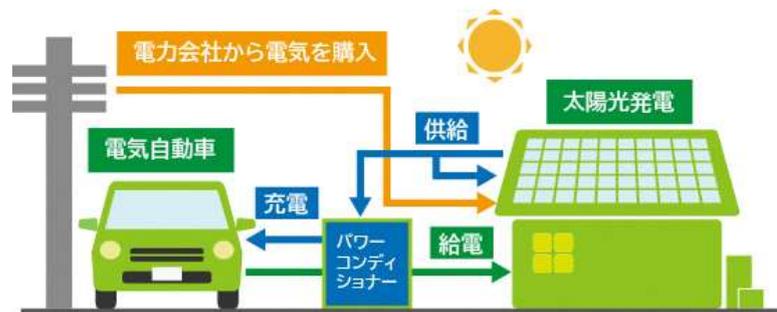


資料：経済産業省

●V2H（ビークル・トゥ・ホーム）

V2H（ビークル・トゥ・ホーム）は、電気自動車に充電された電気を、住まいと双方向でやりとりするためのシステムです。停電した場合でも、V2Hを用いることで電気自動車にためた電気を住まいへ供給できるため、電気自動車を災害時の非常電源として活用することができます。

V2Hを利用するためにはV2H対応の電気自動車を導入する必要があるほか、電気自動車と家を接続するパワーコンディショナーが必要です。



資料：経済産業省

基本的施策 1 - 2

気候変動適応策の推進

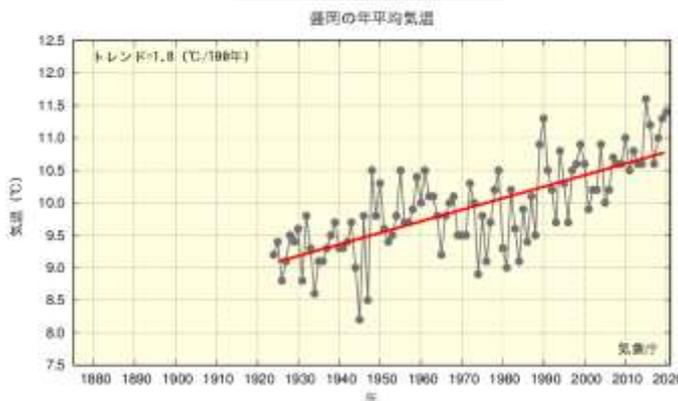
滝沢市の気候の変化と将来予測

滝沢市に近い盛岡地方気象台の観測では、これまでに年平均気温が100年あたりで約1.8℃上昇しており、雨の降り方についても短時間に降る強い雨（1時間に30mm以上）の回数が増え、雨の降り方が極端になっています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書で用いられたシナリオを踏まえ、20世紀末（1980～1999年の平均）と比較した21世紀末（2076～2095年の平均）の岩手県の気候の予測結果が、パリ協定の2℃目標が達成された「2℃上昇シナリオ」と追加的な緩和策を取らなかった世界「4℃上昇シナリオ」として公表されています。

これによると、「4℃上昇シナリオ」では年平均気温が約4.6℃上昇、真夏日は約40日、熱帯夜は約24日増加し、短時間に降る強い雨（1時間に30mm以上）の回数が約2.5倍に増えると予測されています。「2℃上昇シナリオ」では、年平均気温の上昇が約1.4℃、真夏日は約9日、熱帯夜は約2日程度に留まり、短時間に降る強い雨（1時間に30mm以上）の回数は約1.6倍の予測になっています。

盛岡市の年平均気温
(1924～2020年)



岩手県の短時間強雨の年間発生回数
(1979～2020年)



資料：仙台管区気象台「岩手県の気候の変化」

岩手県の気候の将来予測

2℃上昇シナリオ

年平均気温	約 1.4℃上昇
真夏日	約 9 日増加
熱帯夜	約 2 日増加
1 時間 30mm 以上 の雨の回数	約 1.6 倍に増加

4℃上昇シナリオ

年平均気温	約 4.6℃上昇
真夏日	約 40 日増加
熱帯夜	約 24 日増加
1 時間 30mm 以上 の雨の回数	約 2.5 倍に増加

資料：岩手県の気候変動「日本の気候変動 2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（盛岡地方気象台・仙台管区気象台）令和4年2月

地球温暖化の現状

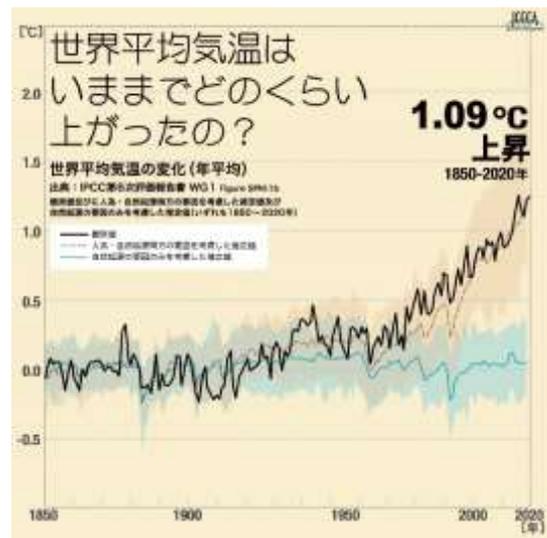
IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書(2021年)によると、地球温暖化と人間活動の影響について、「疑う余地がない」とさらに踏み込んだ断定的な表現となりました。

世界の平均気温は1850年から2020年の間に1.09℃上昇しており、今世紀半ばまでは上昇を続け、向こう数十年の間に二酸化炭素やその他温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、2100年までに産業革命以前と比べて2℃を超えると言われてます。また、2030年代という早い時期に1.5℃を超える可能性も示唆されています。

◆温暖化と人間活動の影響について◆

報告書	年	表現
第1次報告書	1990年	「気温上昇を引き起こせるだろう。人為起源の温室効果ガスは気候変動を引き起こせる恐れがある。」
第2次報告書	1995年	「影響が全地球の気候に及ぼしている。識別可能な人為的影響が全球の気候に及ぼしている。」
第3次報告書	2001年	「可能性が高い(95%以上) 過去90年を覆った地球の大部分は、温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い」
第4次報告書	2007年	「可能性が非常に高い(90%以上) 20世紀中葉以降の温暖化のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が高い。」
第5次報告書	2013年	「可能性が極めて高い(95%以上) 20世紀中葉以降の温暖化のほとんどは、人間活動の可能性がある。」
第6次報告書	2021年	「疑う余地がない。人為の影響が中・高気圧気候システムを通じて過去10年ほど顕著な役割を果たしている。」

◆世界の平均気温◆



資料: 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

気候変動のリスクと影響

IPCC 第5次評価報告書では、将来的リスクとして、海面上昇や洪水・豪雨、食料不足、生態系の損失などが挙げられています。

◆気候変動による将来の主要なリスク◆

1 海面上昇 高潮 (沿岸、島しょ)	2 洪水 豪雨 (大都市)	3 インフラ 機能停止 (電気供給、医療などのサービス)
4 熱中症 (死亡、健康被害)	将来の 主要なリスク とは? 複数の分野地域におよぶ 主要リスク (出典) IPCC第5次評価報告書 WGII	5 食糧不足 (食糧安全保障)
6 水不足 (飲料水、灌漑用水の不足)	7 海洋生態系 損失 (漁業への打撃)	8 陸上生態系 損失 (陸域及び内水の生態系損失)

◆2100年末に予測される日本への影響◆

日本への影響は?
2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の推定ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気候	気温	3.5-6.4℃上昇
	降水量	少-16%増加
	降雪	60-63cm 上昇
災害	洪水	年間発生頻度が3倍程度に拡大
	砂浜	83-85% 消失
	干涸	12% 消失
水資源	河川流量	1.1-1.2倍に増加
	水質	クロロフィル-aの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の喪失→現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域の喪失→現在の10-53%に減少
	ユズ	収穫に大きな変化はないが、品質低下リスクが拡大
食糧	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13-34%に増加
健康	熱中症	死者、負傷者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75-90%に拡大

資料: 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

気候変動影響評価

岩手県では、国の気候変動影響評価報告書を参考に、7つの分野に取組を分け、岩手県で対策を進めるべき項目を整理しています。滝沢市においても同様の影響があると考えられます。

岩手県の気候変動影響評価から滝沢市に該当するものを抜粋

分野	大項目	小項目	国の適応計画の影響評価			備考
			重大性	緊急性	確信度	
農業、森林・林業、水産業	農業	水稲	○	○	○	
		野菜	-	△	△	②-a 該当
		果樹	○	○	○	
		農業生産基盤	○	○	△	
	森林・林業	山地災害、治山・林道施設	○	○	△	
水環境・水資源	水環境（湖沼・ダム湖）		○	△	△	②-b 該当
	水資源（水供給）		○	○	△	
自然生態系	陸域生態系（高山帯・亜高山帯）		○	○	△	
	陸域生態系（野生鳥獣による影響）		○	○	-	②-a 該当
自然災害・沿岸域	水害		○	○	○	
	土砂災害		○	○	△	
健康	暑熱		○	○	○	
	感染症		○	△	△	②-b 該当
	その他の健康への影響（温暖化と大気汚染の複合影響）		-	△	△	②-c 該当
産業・経済活動	エネルギー需給		◇	□	△	②-c 該当
県民生活等	インフラ・ライフライン		○	○	□	②-c 該当
	文化・歴史などを感じる暮らし		-	○	□	②-c 該当
	その他（暑熱による生活への影響）		○	○	○	

【国の評価報告書の凡例】

【重大性】○：特に大きい ◇：特に大きいとは言えない -：現状では評価できない
 【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない
 【確信度】○：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

【県の影響評価凡例】

- ① 評価報告書において「重大性が特に大きい○」、「緊急性が高い○」、「確信度が高い（○）又は中程度（△）」と評価されているもののうち、岩手県に存在する項目
- ② ①には該当しないが、岩手県において気候変動によると考えられる影響が既に生じている（a）、又は国の調査研究で将来影響が生じる可能性が高いとされている（b）、あるいは岩手県の地域特性を踏まえて重要と考えられる（c）項目

資料：令和2年度岩手県気候変動適応策取組方針

施策の方向性

豪雨災害の増加など気候変動による影響はすでに顕在化しており、パリ協定の目標となっている2℃上昇シナリオに留まったとしても、かなりの気候の変化が予測されています。

そのため、今後予測される気候変動に伴う影響や変化に対応するため「適応策」の取組を推進していくことが必要となっています。

滝沢市で想定される気候変動影響のうち、市にて対応を強化すべき、集中豪雨などの自然災害対策や、熱中症などの健康への影響対策、高温や渇水など農業への影響対策などについて取り組むとともに、必要に応じて国や県と連携しながら適応策を推進していきます。

施策の進行管理指標

	指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
★	河川改修の整備延長距離	0m	1,147m
	滝沢 NAVI のアプリ登録者数	8,500件	18,100件

市の取組

取組の方向性 4) 自然災害対策の推進

	施策	主な担当部署
①	滝沢市防災マップや滝沢 NAVI やいわてモバイルメールなどのメール配信サービスの周知、マイ・タイムラインの作成の普及に努め、市民・事業者の防災意識の高揚を図ります。	防災防犯課
★ ②	国や県などの関係機関と連携し、木賊川等の堤防強化等を行うとともに、河川改修や排水路の整備や適切な管理を進め、水害被害の予防軽減に努めます。	河川課
③	自主防災組織への支援や、地区防災計画・地域ハザードマップの作成を支援し、災害に備える自助・共助の力を高めます。	防災防犯課
④	災害発生時における各種ライフラインや交通網について、関係機関等と連携を図りながら強靱性を確保していきます。	防災防犯課 都市政策課
⑤	関係機関等と連携し、高温化に対応した農作物の栽培方法や品種の情報収集を行います。	農林課

取組の方向性 5) 健康への影響対策の推進

	施策	主な担当部署
①	熱中症予防対策や暑さ指数（WBGT）などの情報を、市のホームページや広報、「滝沢 NAVI」や「いわてモバイルメール」などにより発信して注意喚起を行います。	健康推進課
②	蚊媒介感染症予防の普及啓発と注意喚起について、国や県の動向に合わせて情報提供を行います。	健康推進課

市民の取組

- 滝沢市防災マップの確認やマイ・タイムラインの作成など自然災害の発生に備えた防災対策を行います。
- 熱中症予防行動について確認し、「熱中症警戒アラート」の発表があった際に予防行動を取れるよう心がけます。

事業者の取組

- 滝沢市防災マップの確認や BCP（事業継続計画）の作成など自然災害の発生に備えた防災対策を行います。
- 熱中症予防行動について確認し、「熱中症警戒アラート」の発表があった際には、屋外活動を控え、予防行動を取れるよう心がけます。

BCP について

BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画です。

暑さ指数（WBGT）について

暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的とした指標で、単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数（WBGT）は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標となっています。

日常生活での暑さ指数の指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28～31) ※1		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28) ※2	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※1 28以上31未満、※2 25以上28未満を示します。

資料：環境省「熱中症予防情報サイト」

基本目標
2

自然と共生するまち

～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～

関連する SDGs



令和 12 (2030) 年までに目指す姿

岩手山麓の豊かな自然の恵みを、すべての人々が享受し、安らぎのある原風景を日々楽しむことができます。

猛禽類などの生きものの飛来がみられ、貴重な動植物が保全・保護されており、豊かな生物多様性が守られています。

森林や農地が適切に管理されており、その多面的機能によって、水源が維持・保全されているほか、災害等の被害から私たちを守ってくれています。

多くの市民や事業者が協力して、まちなかや公園の維持管理を行っており、花やみどりがあふれるまちになっています。

写真等を追加

基本的施策2-1

生物多様性の保全

施策の方向性

滝沢市には、多様な生物の生息が見られます。

岩手山山頂には貴重な高山植物、エゾツツジ、イワブクロ、タカネスミレ、イワテハタザオ、コマクサなどが観られます。

岩手山麓の鞍掛山は「イーハトーヴの風景地（国指定名勝地）」であり、小岩井農場には森林、山麓部の牧野や牧草地・農耕地など、多様な自然環境に育まれた豊かな生物多様性が存在します。

「春子谷地湿原」にはシロミナハリイ、シラカワスゲ、ホソコウガイゼキショウ、イトナルコスゲ、ホロムイクグ、ホソバノシバナなど希少な植物が生育しており、四季に応じた多種多様な植物が保全された地域となっています。

市内の一部では、サクラソウなど希少植物が生育していますが、近年、オオハンゴンソウやアレチウリなどの特定外来生物の侵入・繁茂により生育環境が脅かされており、市民と協働して保全に取り組んでいます。

動物では、ツキノワグマ・ニホンジカ・タヌキ・キツネ・イノシシ・サル・ハクビシンなどが生息、市内で豊かな表情を見せてくれたり、農作物被害等、獣害をうける場合もあります。

岩手山麓の湧き水など恵まれた水環境の中で、郊外の川沿いにはゲンジボタル、人里の水田や池や小川にはヘイケボタルが主に生息していますが、都市化により発生地域は減少しており、まちなかでのホタルの保護活動が行われています。

このような生物多様性の保全のための取組を継続的に実施できるよう、協働での取組を引き続き継続していくほか、生物多様性の重要性や外来生物等に対する認識を深め、保全へと繋がるような普及・啓発策を推進していきます。

施策の進行管理指標

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
★ 自然環境調査の実施回数	26回	100回

市の取組

取組の方向性 6) 生物多様性の保全

	施策	主な担当部署
①	市民ボランティアや環境活動団体等との協働による自然環境調査により、動植物の実態把握を行い、貴重な動植物の保護や生息・生育環境の保全に活用します。	環境課
★ ②	「春子谷地湿原」や「木賊川遊水地」など、希少生物が生息・生育している地域について、県や市民ボランティア、環境活動団体などと連携して保全に努めていきます。	環境課
③	国の OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）に関する情報を収集し、本市の豊かな生物多様性の保全に資する取組の検討を行います。	環境課

取組の方向性 7) 生物多様性の保全に向けた普及、啓発

	施策	主な担当部署
①	市民ボランティアや環境活動団体等との協働による自然観察会等の開催を推進します。	環境課
②	生物多様性に関して市民の理解を深めるための情報発信を行います。	環境課
③	「外来生物法」に基づき、「特定外来生物等一覧」や「生態系被害防止外来種リスト」に該当する外来生物の情報発信に努めるとともに、生態系等への被害防止に努め、必要に応じて駆除作業等を実施します。	環境課

市民の取組

- 身近な動植物や希少な動植物、生物多様性への理解を深めます。
- 市民参加型の自然環境調査や保全活動などに積極的に参加します。
- 自然観察会やイベント等に積極的に参加します。
- 外来生物等への認識を深め、外来生物被害予防三原則を守ります。

事業者の取組

- 身近な動植物や希少な動植物、生物多様性への理解を深めます。
- 自然環境調査や地域の環境保全活動、イベントなどに積極的に取り組みます。
- 外来生物等への認識を深め、外来生物被害予防三原則を守ります。
- 自ら取り組んでいる環境保全活動を積極的に公開し、自然環境や生物多様性の保全に取り組みます。

外来生物について

外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人の活動によって他の地域から入ってきた生きもののことです。生態系は、長い期間をかけたうえで、微妙なバランスのもとで成立しており、ここに外から生きものが侵入してくると、生態系のみならず、人の命や農林水産業に影響を与える場合があります。外来生物問題を引き起こさないため、私たちは、外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」の三原則を守ることが重要です。

○外来生物被害予防三原則○

1. 入れない ~悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない。
2. 捨てない ~飼っている外来生物を野外に捨てない。
3. 拡げない ~野外にすでにいる外来生物は他の地域に拡げない。

外来生物のうち、特に生態系や人の生命・身体、農林水産業に重大な被害を及ぼす恐れのあるものは、外来生物法により「特定外来生物」に指定されており、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・譲渡(販売)すること、野外へ放つ・植える・種をまくこと等が原則禁止されています。

滝沢市でみられる特定外来生物

オオハンゴンソウ

アレチウリ

基本的施策 2-2

森林・みどりの保全

施策の方向性

森林は、洪水や渇水の緩和（水源かん養）や水質の浄化、山地の土砂災害の防止、木材等の供給など私たちの生活を支えているほか、生きものの生息・生育空間の提供や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収、レクリエーションの場の提供、景観等文化機能など、多面的な機能を有しています。また、まちなかのみどりについても、ヒートアイランド現象の緩和や都市型洪水の予防、市民への憩いの場を提供するなど、多様な効果を持っています。

滝沢市の森林面積は市全体の3割を占めており、水源かん養保安林や天然林の管理・保全のほか、民有林・市有林での森林整備が進められています。近年、森林の多面的機能の重要性が再認識されるなかで、担い手の不足により間伐等の森林施業が進まない森林もみられることから、これらに対する対策を引き続き推進していきます。

まちなかのみどりについては、市民や市民団体等との協働による花壇整備や公園管理が行われており、引き続き協働での維持・管理を進めていくほか、本市の水源となっている地下水の保全と良好な水循環の維持に向けた取組を推進していきます。

施策の進行管理指標

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
★ 民有林・市有林の施業面積	43.29 ha	43.29 ha

市の取組

取組の方向性8) 森林の保全・整備

	施策	主な担当部署
①	滝沢市森林整備計画書に基づき、森林区分に応じた適切な森林整備・保全を行っています。	農林課
★ ②	市、林業経営体、森林所有者等が一体となった、計画的な間伐・保育等の森林整備を積極的に進めます。	農林課
③	森林の経営の受委託の促進、林業の担い手育成など施業実施体制の整備、関連施設の積極的活用により、地域林業の振興を図ります。	農林課
④	森林環境譲与税を活用しつつ、民有林の整備を計画的に推進します。	農林課
⑤	林業従事者に対する県等の各種補助金制度の普及啓発と積極的な導入を図ります。	農林課
⑥	公共施設の木造化・木質化による木材需要の向上や木質バイオマス等の導入による間伐材等の活用を推進していきます。	農林課
⑦	森林の保全・整備の体験型のイベントなどにより、森林の多面的機能に関する普及啓発を行い、市民や事業者の森林への理解を促進します。	農林課 環境課
⑧	都市部との連携による森林整備の取組を検討します。	農林課

取組の方向性9) まちなかのみどり・水循環の保全

	施策	主な担当部署
①	地域住民や団体、事業者による緑化活動やみどりの維持・管理活動を支援します	地域づくり推進課 道路課 都市政策課
②	滝沢市宅地開発指導要綱等に基づき、開発時や宅地造成時の緑地の保全・確保を推進していきます。	都市政策課
③	道路等整備時には透水性舗装を導入し、まちなかの雨水の地下浸透を促進します。	道路課
④	開発時や宅地造成時の雨水浸透設備の設置指導や、住宅等の雨水浸透柵の設置を推進していきます。	都市政策課
⑤	滝沢市水道水源保護条例に基づき、地下水の保全を継続していきます。	水道整備課

市民の取組

- 森林・みどりの多面的機能への理解を深めます。
- 森林整備のイベントや林業ボランティア等に積極的に参加します。
- 花壇整備や公園の管理ボランティアなどに積極的に参加します。
- 市街地の住宅では、緑化や雨水浸透柵の設置を行い、雨水の地下浸透を促します。

事業者の取組

- 林業従事者は、適切な森林整備を行います。
- 森林整備のイベントや林業ボランティア等に参加・協力します。
- 花壇整備や公園の管理ボランティアなどに参加・協力します。
- 市街地の事業所は、緑化や雨水浸透設備の設置を行い、雨水の地下浸透を促します。

基本的施策 2-3

自然の恵みを活用した産業の推進

施策の方向性

岩手山麓の広大な土地資源の恵みを生かした農業は、滝沢市の基幹産業となっています。農業・農地は、作物生産の役割だけでなく、雨水の一時的な貯留による洪水の防止や生きものの生息・生育環境の場となっているほか、美しい農村景観は、日本の価値ある原風景として自然的・文化的価値を産み出しています。

滝沢市では、農業者の高齢化や後継者不足等により、販売農家数、特に兼業農家の減少が著しくなっているほか、耕作放棄地の増加により、害虫被害やクマ、シカ、イノシシ、ハクビシンなどの鳥獣被害、不法投棄など地域環境への影響が懸念されています。恵まれた農業環境や地域環境の維持のため、農地の保全・整備を引き続き進めるとともに、環境に配慮した農業を推進していきます。

また、自然環境への影響に配慮しながら、岩手山や鞍掛山、春子谷地湿原などの自然資源や農業環境を活かした産業を引き続き推進していきます。

施策の進行管理指標

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
★ 環境保全型農業直接支払交付金対象件数 (累計)	1件(戸・団体)	5件(戸・団体)
グリーンツーリズム利用者数	169人	480人

市の取組

取組の方向性 10) 農地の保全・整備

	施策	主な担当部署
①	農業者と地域住民による農地・水路・農道等の多面的機能の維持・向上の取組を推進します。	農林課
②	農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全・活用を行います。	農林課
③	「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、担い手への農地の集積・集約化や新規就農者の遊休農地の活用などにより、遊休農地の発生防止・解消と農業の担い手の確保に努めます。	農業委員会 農林課
④	農業生産による環境負荷を低減させるため、ICT 等を活用したスマート農業により生産性向上を推進します。	農林課
★ ⑤	化学肥料・化学合成農薬の使用低減や地球温暖化防止、生物多様性保全へとつながる、環境保全型農業の普及拡大を行います。	農林課
⑥	体験型のイベントなどにより、市民の農業への理解を促進します。	農林課
⑦	農地その他の現状に合わせた、計画的な有害鳥獣の捕獲を実施します。	農林課
⑧	農林産物の地産地消の推進	農林課

取組の方向性 11) 森林、自然を活かした産業の推進

	施策	主な担当部署
①	グリーンツーリズムによる交流を推進します。	農林課
②	グリーンツーリズムの担い手育成と受け入れの基盤づくりを行います。	農林課
③	自然の恵みを生かした特産品開発を行います。	観光物産課
④	自然保護指導員や自然保護官等との連携により、自然観光資源の環境保全に努めるとともに、利用者に対する環境配慮の普及啓発を行います。	観光物産課

市民の取組

- 農業の重要性や多面的機能への理解を深めます。
- 農地・水路・農道などの保全活動に協力します。
- 減農薬・有機栽培の農産物を積極的に購入します。
- 農業体験学習や関連するイベントに積極的に参加します。
- 特産品の開発に協力し、市内外に情報発信を行います。
- 地元産農林産物の地産地消に協力します。

事業者の取組

- 農地・水路・農道等の多面的機能の維持・向上に努めます。
- 環境保全型農業直接支払交付金を利用し、環境保全型農業に取り組みます。
- 農業体験学習や関連するイベントに協力します。
- グリーンツーリズムなど農村体験に協力します。
- 特産品の開発に協力します。

基本目標
3

資源を大切にすまち

～資源の循環を未来に伝えるまち～

関連する SDGs



令和 12 (2030) 年までに目指す姿

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着し、家庭や事業所では食品ロスを減らす取組が広がり、家庭や事業者から出される燃やせるごみの量が減っています。

資源やエネルギーが再生利用、循環利用される仕組みが整っており、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が進んでいます。

自然景観や特産物など地域の資源を活用した観光業や産業により、地域の経済活動が維持されています。

写真等を追加

基本的施策 3-1

資源循環に配慮したごみ処理の推進

施策の方向性

滝沢市の1人1日当たり家庭ごみ排出量は、少しずつですが減少傾向にあるものの、令和3年度（2021年度）に522gで、岩手県の平均518gと比較して多い傾向がみられ、滝沢市の「ごみ減量化行動計画」の目標値を超えています。

ごみを減らすことは、ごみの埋め立て地である最終処分場の延命につながるほか、ごみの焼却に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの発生抑制にもつながります。また、食品ロスや海の生態系に甚大な影響を与えているプラスチックごみなど、世界的な関心の高まりから日本でも削減のための法律が整備され、これらの取組に対する強化が求められています。

滝沢市では、必要のないものは買わない、使わない、貰わないこと（発生回避：リフューズ）、ごみを出さない（発生抑制：リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の4R運動を推進してごみの削減に努めています。また、家庭ごみや粗大ごみ、資源残渣などを溶融施設で処理し、スラグ・メタルなどの資源を回収して最終処分場の埋立量を削減しているほか、金属、ガラス、ペットボトル、新聞紙・衣類を資源として回収し、リサイクルを行っています。

これらの取組を引き続き継続するとともに、食品ロスやプラスチックごみ問題などにも対応をしていきます。また、分別排出の徹底による資源化の促進、収集運搬作業の効率化など適切な処理を行うとともに、法令等ごみを取り巻く環境の変化に対応した資源化・リサイクルを推進します。

施策の進行管理指標

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
★ 1人1日当たりの家庭ごみ排出量	522 g	448 g (令和9年度)
リサイクル率	22.1 %	30.0% (令和9年度)
市内のストックヤード設置件数	52 箇所	68 箇所

市の取組

取組の方向性 12) ごみの発生抑制、排出削減の推進

	施策	主な担当部署
★ ①	ごみの発生抑制のため、4R運動を推進します。	環境課 環境組合
②	事業者とともに、使い捨てプラスチックの使用の抑制や簡易包装による購入、マイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	環境課 環境組合
③	家庭や小売店・飲食店等に対し、食べ残しや余分な食材の購入を減らして食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。	環境課 環境組合
④	生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機・容器が普及するよう支援を検討します。	環境課 環境組合
⑤	海洋プラスチックや食品ロスについての普及啓発を行います。	環境課 環境組合

取組の方向性 13) ごみの資源化、リサイクルの推進

	施策	主な担当部署
①	ごみの出し方（分別収集、収集日時、各集積所の管理）の周知を図るため、普及啓発活動を行います。	環境課 環境組合
②	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	環境課 環境組合
③	小売店等の事業者と連携した資源回収を普及啓発します。	環境課 環境組合
④	フードバンク・フードドライブ活動をサポートします。	環境課
⑤	資源化できるごみについて、法令やリサイクル技術の動向、市民意識などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行い、更なるリサイクル率の向上を目指します。	環境課 環境組合
⑥	事業所に対し、グリーン購入を推奨していきます。	環境課 環境組合
⑦	収集運搬方法の効率化や、ごみ出し困難を伴う市民への対応など、より良い収集方法について検討します。	環境課 環境組合

市民の取組

- 自治会連合会等を中心としたゴミ減量化普及推進活動に積極的に参加します。
- すぐにごみになるもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 使い捨てより、繰り返し使える商品を選びます。
- マイバッグやマイボトルを持参し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。
- 食べ残しが発生しないよう、食材の使いきり、食べきりを心がけます。
- 生ごみを出す場合は、水分を良く切り、ごみを減量します。
- ごみ出しルールに基づいて、正しく分別してごみを出すことを徹底します。
- リユース・リサイクルできるものは、ごみとして出さないようにします。
- フードドライブ活動に努めます。

事業者の取組

- 資源化できるごみの分別を徹底し、ごみの排出量を減らします。
- 使い捨てプラスチック類や包装、容器の使用を控え、代替製品の使用を検討します。
- ばら売りや量り売り、小盛や持ち帰り容器の提供など、食品ロスの削減に努めます。
- 資源回収活動やリサイクルBOXの設置などに協力します。
- ごみが少なく、資源化しやすい環境に配慮した製品の設計・製造・販売に努めます。

基本的施策 3-2

地域資源の活用の推進

施策の方向性

滝沢市には、岩手山や鞍掛山、春子谷地湿原等の自然資源のほか、伝統行事であるチャグチャグ馬コや岩手山麓の工芸家が集っていることから開催される「岩手山麓工房フェスタ」などの文化的資源、県内一の出荷量を誇る滝沢スイカなどの農産物や岩手山麓周辺に広がる牧場などの農畜産業など、多くの地域資源を有しており、これらが地域の経済を支えています。

このような地域資源を守り、育み、活用することは、滝沢市の環境を保全するだけでなく、新たな産業の育成や少子高齢化などの社会課題をも解決することへとつながります。

地域の資源が生み出す多くの恵みを最大限活用しながら、環境・経済・社会が統合的に循環することで、地域の活力が最大限に発揮される持続可能な地域づくりを推進していきます。

また、資源やエネルギーなどを循環利用することで、新たな付加価値を創造する循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方に基づき、地域資源の循環を進めていきます。

施策の進行管理指標

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
家畜排泄物の有効利用をしている畜産・酪農家の割合	100%	100%
★ 学校給食食材生産供給組合からの年間納入量	8,253kg	10,000kg

市の取組

取組の方向性 14) 地域観光資源による経済循環推進

	施策	主な担当部署
①	サステナブル・ツーリズム（持続可能な観光）を推進するための体制整備や人材育成について、研究を行います。	観光物産課 環境課
②	自然、郷土文化、地域の産業を活かした観光業を地域とともに開発、推進します。	観光物産課

取組の方向性 15) 地産地消の推進

	施策	主な担当部署
★ ①	学校給食での地場産品を積極的に活用します。	学校給食 センター
②	地域の観光施設や飲食店等での地場産品の活用を推進します。	農林課
③	家畜排せつ物の堆肥化を推進するとともに、バイオガス等のエネルギー利用を検討します。	農林課
④	再生可能エネルギーを地域内で利用できる仕組みづくりを推進します。	環境課

市民の取組

- 地場産品に対する意識を高め、積極的に地元農産物を購入します。
- 再生可能エネルギーを利用するときは、地域でつくられたものを優先的に利用します。
- 行政とともに、サステナブル・ツーリズム（持続可能な観光）の研究を行います。

事業者の取組

- 地域内での地場産品の活用に協力します。
- 家畜排せつ物の適正な処理、堆肥化を行います。
- 再生可能エネルギーを利用するときは、地域でつくられたものを優先的に利用します。
- 行政とともに、サステナブル・ツーリズム（持続可能な観光）の研究を行います。

基本目標
4

快適な生活環境のまち

～快適な生活環境を未来に伝えるまち～

関連する SDGs



令和 12（2030）年までに目指す姿

さわやかな空気、安全安心な水、静かで悪臭のしない生活環境が、まちなかで享受され、生活環境への苦情が減り、人々が安心して快適に過ごしています。

ポイ捨てや不法投棄によるごみが減り、美しいまちなみや農地、山林が維持され、愛着のある眺望など自然や文化と調和した滝沢市らしい景観が維持されています。

写真等を追加

基本的施策4-1

公害防止対策の推進

施策の方向性

滝沢市では河川水質、自動車騒音、土壌のダイオキシン濃度、ごみ焼却施設からの排ガス及びばい煙、最終処分場からの放流水の水質について、定期的に監視・測定を行っています。また、大気汚染については、県の測定局において常時監視が行われています。

これらは概ね環境基準を達成し、良好な状態が保たれていますが、河川水質については大腸菌数の環境基準 A 類型が未達となっていることから、公共下水道の整備・浄化槽の普及促進や、畜産農家が所有する堆肥処理施設の適切な維持管理に対する指導、家畜排泄物の有効利用などを推進し、水質の向上に努めてきました。

引き続き、定期的な監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所などへの指導の徹底、効果的な汚水処理などを進め、安全・安心な生活環境の確保に努めていきます。

施策の進行管理指標

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
大気汚染※、河川水質、自動車騒音の環境基準達成割合 ※光化学オキシダントを除く。	大気 100%	大気 100%
	河川大腸菌数 環境基準 A 類型 88.9% 令和4年度 (2022年度)速報値	河川大腸菌数 環境基準 A 類型 100%
	自動車騒音 62.5% (令和2、3年度)	自動車騒音 100%
公害防止協定締結数(累計)	26件	必要な分増加
★ 水洗化人口割合(汚水処理人口普及率)	89.8%	95%

市の取組

取組の方向性 16) 公害防止対策の推進

	施策	主な担当部署
①	生活環境を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境課
②	堆肥処理施設の適切な維持管理に対する指導を徹底し、家畜排泄物の有効利用を普及啓発します。	農林課
★ ③	公共下水道の計画的な整備及び下水道への接続、合併処理浄化槽の普及を促進します。	下水道課
④	大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めます。	道路課
⑤	電磁波・低周波や光害などに関する情報収集と公開に努めます。	環境課

取組の方向性 17) 継続的な監視、測定の実施

	施策	主な担当部署
①	河川水質、自動車騒音、有害物質などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境課
②	焼却施設及び最終処分場の環境への影響に関する調査を定期的の実施します。	環境課 環境組合
③	滝沢市ラジオメディカルセンター放射線監視委員会による監視・評価結果を公表します。	環境課

市民の取組

- ① 油や調理くずは下水に流さず、適切に処理します。
- ② 公共下水道が整備されている場合は公共下水道に接続し、未整備の場合は合併処理浄化槽を設置します。
- ③ 室外機などの設置は、近隣に配慮して設置します。
- ④ 車を運転するときは、アイドリングストップなどエコドライブを実践します。

事業者の取組

- ① 環境に関連する法令や条例などに基づき、規制・基準を遵守します。
- ② 車を運転するときは、アイドリングストップなどエコドライブを実践します。
- ③ 有害化学物質や農薬などは、使用の各工程で適切に管理します。
- ④ 事業場からでる悪臭について、自らの責任において適切に管理します。

基本的施策4-2

快適なまちなみの形成

施策の方向性

滝沢市では、市民や各団体、事業者などと連携しながら、クリーンたきざわ運動として、公園、道路側溝、河川、まちなかの清掃活動やごみ分別の徹底、不法投棄の監視などを行っているほか、ごみの野外焼却の指導やペットのふんの放置の禁止などにより、美しいまちづくりを推進しています。

引き続き、市民や各団体、事業者などと連携しながら、地域ぐるみでの環境美化活動やマナー向上などの啓発を行い、快適で美しいまちづくりを行っていきます。

また、滝沢市の自然や固有の文化と調和した「滝沢らしい景観」づくりとして、岩手県景観計画に基づく良好な景観の形成や地域の景観のルールづくりを推進しており、これらにも継続的に取り組んでいきます。

施策の進行管理指標

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
★ 地域清掃活動回数（年間）	93回	100回
空き家バンク成約件数（累計）	2件	36件

市の取組

取組の方向性 18) まちの美化・不法投棄対策の推進

	施策	主な担当部署
★ ①	市民・各団体・事業者・行政が連携して、まちの環境美化活動を推進していきます。	環境課
②	市民・各団体・事業者・行政が連携して、ごみの不適切処理の監視を行っていきます。	環境課 環境組合
③	ごみやたばこのポイ捨て、犬のふん害防止等、まちの美化に関する市民や訪問者などの意識の向上を図ります。	環境課
④	ごみの野焼きの禁止の啓発、発見時の指導を行います。	環境課 環境組合
⑤	もみ殻や稲わらの有効活用についての普及啓発を行うとともに、農業のためのやむを得ない野焼きを行う際の周辺への配慮について啓発を行います。	環境課 農林課

取組の方向性 19) まちなみの景観の維持・向上

	施策	主な担当部署
①	建築や建設などの行為、開発行為等にあたっては、県の景観計画に基づき、景観形成基準に沿った対応を行うよう指導します。	都市政策課
②	地域の特色を活かした良好なまちなみや景観を形成するため、地域の景観のルールづくりを推進します。	都市政策課
③	空き家、空地について、所有者等へ適切な管理、必要な措置をとるよう助言等を行います。	都市政策課 環境課
④	空き家バンクの普及啓発、利用促進を行います。	都市政策課

市民の取組

- ① クリーンたきざわ運動や地域の美化活動に参加します。
- ② ルールに沿ってごみの分別、適正な処理を行います。
- ③ ペットを飼うときは、ルールを守り、散歩の際のふんなどは必ず持ち帰ります。
- ④ 建物を新築・改修する際は、周辺の景観に配慮します。

事業者の取組

- ① クリーンたきざわ運動や地域の美化活動に参加します。
- ② 法律に基づき、廃棄物を適正に処理します。
- ③ もみ殻や稲わらは、すき込みや堆肥として活用し、可能な限り焼却を控えます。
- ④ 建物を新築・改修する際は、周辺の景観に配慮します。

基本目標
5

知り、学び、行動する人を育むまち

～環境を知り、学び、行動し、未来に伝えるまち～

関連する SDGs



令和 12（2030）年までに目指す姿

子どもからお年寄りまで誰もが参加できる環境学習やイベントの機会が豊富に設けられており、環境問題について正しい知識を学び、理解を深め、その解決に向けて積極的に行動できる人々が増えています。

学んだ知識が多くの人に共有され、次の世代へと引き継げる体制が整いつつあります。

多様な環境活動が、地域や団体、事業者、行政が自主的に、また協働で取り組まれており、地域や滝沢市の良好な環境が保たれています。

写真等を追加

基本的施策 5 - 1

環境教育・環境学習の推進

施策の方向性

滝沢市では、市民団体や地域の方々と連携しながら総合的な学習の時間を活用した小学校の環境教育や、出前講座や環境講座などの学習機会が設けられているほか、協働による学習会や観察会などが行われています。

環境問題は、私たちの生活様式や事業活動を環境によいものへと見直すことで解決へとつながるものです。恵まれた滝沢市の環境を次の世代へと引き継ぐためにも、一人でも多くの方が環境にやさしい行動に取り組むことが必要です。環境を学ぶことは、環境に対する意識を高め、自主的な環境に配慮した行動の実践へと繋がります。

豊かな滝沢市の環境を守っていくために、これまでの取組を継続しながら、新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式なども踏まえた多様な環境教育・環境学習の機会を充実させるとともに、未来の担い手が環境活動を行うための機会の提供を推進していきます。

施策の進行管理指標

	指標の項目	現状値 令和 3 年度 (2021 年度)	目標値 令和 12 年度 (2030 年度)
★	市民、事業者対象の SDGs セミナー・環境学習会・自然観察会の開催数	37 回	67 回

市の取組

取組の方向性 20) 学校における環境教育の充実

	施策	主な担当部署
①	地域の人材等と連携した体験型の環境教育を推進していきます。	学校教育指導課
②	小・中・高・大連携による環境活動の機会を創出します。	関係各課
③	環境に関する学習教材や出前講座などに関する情報の提供を行います。	環境課

取組の方向性 21) 地域における環境学習機会の拡充

	施策	主な担当部署
①	専門家やたきざわ環境パートナー会議などの環境活動団体などと連携した環境学習機会の提供を推進します。	環境課 生涯学習 スポーツ課
②	多様な生活様式に配慮した環境学習の機会を、幅広い年代層に提供します。	環境課 生涯学習 スポーツ課
③	環境学習活動に講師の派遣等の支援を行うよう努めます。	環境課 生涯学習 スポーツ課
④	事業者にも、SDGs や気候変動問題、環境配慮型設計など環境に配慮した事業活動を推奨します。	環境課

取組の方向性 22) 環境リーダーの育成

	施策	主な担当部署
★ ①	将来を担う世代を対象に、SDGs や気候変動問題、身近な自然環境の保全などについて理解を深める機会を提供します。	生涯学習 スポーツ課 環境課
②	将来を担う世代を対象とした交流の場や環境活動の機会を提供します。	環境課

市民の取組

- 環境問題に興味を持ち、自主的に環境について学びます。
- 環境に関する講座に積極的に参加します。
- 環境学習で得たことを、環境にやさしい行動として日常生活で実践します。
- 学校や地域の環境教育活動や環境学習講座などに積極的に協力します。

事業者の取組

- 環境に配慮した事業活動に関する研修や勉強会などを職場で実施し、従業員の環境意識の向上を図ります。
- 研修や勉強会等で得た知識や技術を、環境に配慮した商品開発やサービスの提供につなげます。
- 体験型環境学習プログラムの提供など、学校や地域の環境教育活動や環境学習講座などに積極的に協力します。

基本的施策5-2

協働による環境活動の推進

施策の方向性

滝沢市では、市民・市民団体・事業者・市の協働の体制の一つとして「たきざわ環境パートナー会議」があり、環境基本計画の策定および進行管理に参画しているほか、動植物の観察・調査・保全活動やごみ減量のためのリユース食器導入の実践、エネルギーの理解を深めるための普及啓発活動が継続的に行われています。

引き続き、市民や市民団体、事業者や各地域の自主性や主体性を尊重した環境活動や、互いの特性を生かした協働による環境活動を推進していきます。

また、より多くの人に環境活動に参加してもらうため、環境フォーラムによる環境活動の発表の場を提供するほか、地域や事業者と連携し、SNSなどの多様な手法を活用した環境情報の発信を進めていきます。

施策の進行管理指標

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
★ 市民・市民団体・事業者・市の交流の場の開催数	21回	51回

市の取組

取組の方向性 23) 環境に関する情報の発信

	施策	主な担当部署
①	環境問題に係る情報の収集を適宜行い、市民・市民団体・事業者へ情報提供を行います。	環境課
②	市民・市民団体・事業者が行う環境活動について、イベントなどを活用して幅広く周知を行います。	環境課
③	市民・市民団体・事業者等と連携した環境活動の効果的な情報の受発信の方法を検討し、実施します。	環境課

取組の方向性 24) 環境に配慮した活動への支援

	施策	主な担当部署
①	地域の環境保全や環境活動に貢献している市民団体やボランティアなどを支援し、継続的な環境活動を推進します。	環境課 地域づくり 推進課
②	市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。	環境課

取組の方向性 25) 協働による環境活動、イベントの充実

	施策	主な担当部署
★ ①	環境活動の更なる拡大を図るため、環境活動を行うグループ間の情報交換や交流を促進します。	環境課
②	市民団体・事業者・学校・地域の連携・協働による多様な世代が参加できる環境イベントの開催や環境教育活動を支援します。	環境課

市民の取組

- 身の回りや地域の環境活動についての情報発信に協力します。
- 地域で行われる環境活動やイベントに積極的に参加・貢献します。

事業者の取組

- 自らの事業活動における環境配慮や地域の環境活動への貢献などについて、積極的に情報発信を行います。
- 事業者間で環境に配慮した活動方法などを共有し、ネットワークづくりにつなげます。
- 地域や行政で行われる環境活動やイベントに積極的に参加・協力します。

第

5

章

計画の推進

1

計画の推進体制

2

計画の進行管理

3

指標の一覧

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各所属の横断的連携により施策を推進していくとともに、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割を担いつつ、連携・協働により推進していきます。

■ たきざわ環境パートナー会議

滝沢市の良好な環境の保全と創造のために、市民・市民団体・事業者・市が協働して、環境について考え行動していく組織です。

滝沢市の環境を良くしたい、環境に興味がある人であれば誰もが自由に参加できる組織で、本計画に基づいた環境の取組を推進します。

■ 滝沢市環境審議会

滝沢市環境基本条例に基づく組織で、市の良好な環境の保全と創造に関する事項を審議する機関として設置されており、公募による市民、有識者、事業者、各種団体の代表、滝沢環境パートナー会議の代表から構成されています。

審議会では、本計画の施策・事業の実施状況や指標の達成状況を確認し、意見を述べるとともに、計画の改定にあたっては、その内容について審議します。

■ 滝沢市環境基本計画推進プロジェクトチーム

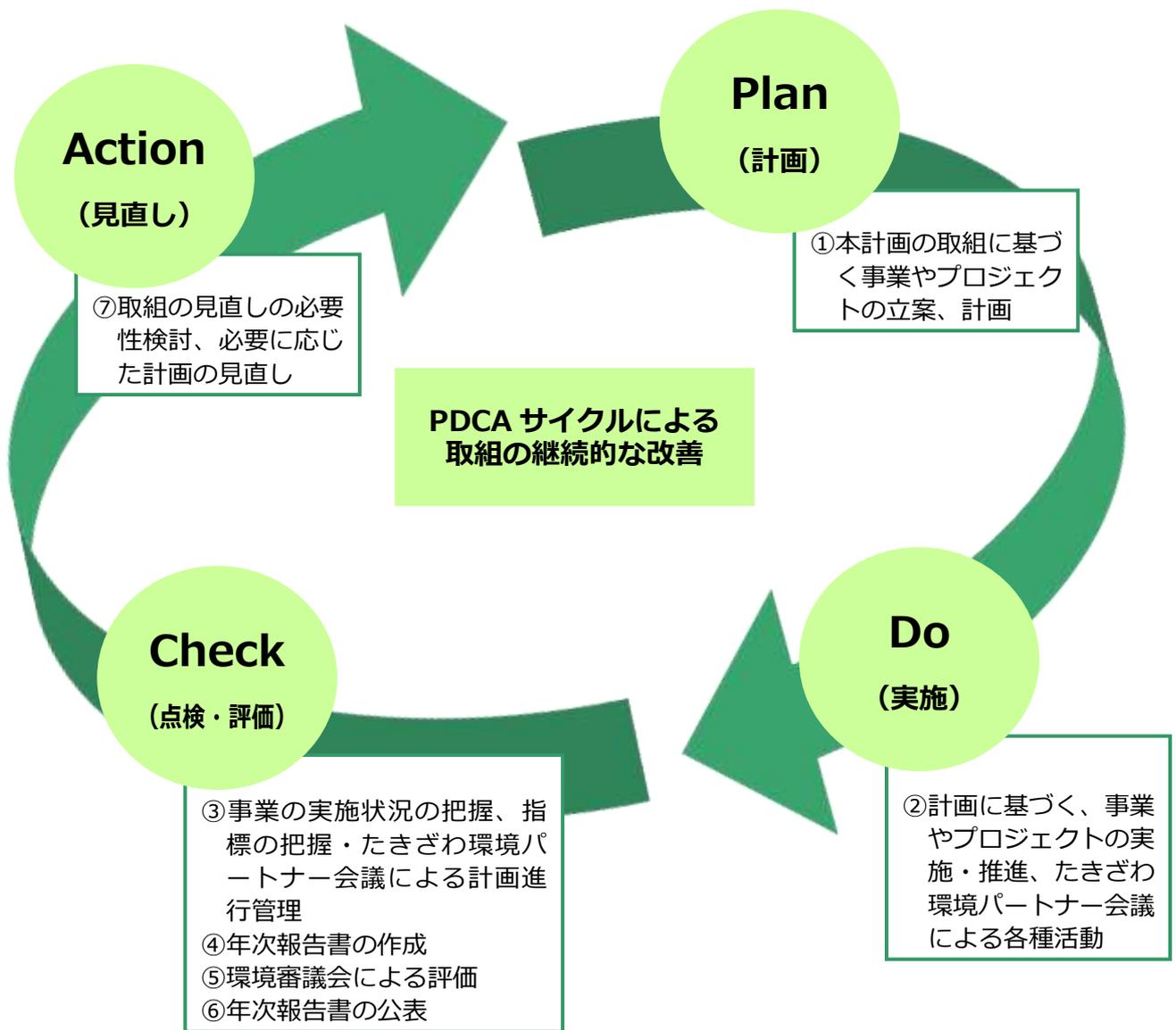
本計画の施策や事業を全庁的に推進するために開催する、関係所属の担当者の会議です。庁内の各所属が担当する施策・事業の実施状況や指標達成状況の確認のほか、分野横断的な施策における課題の共有や、実施方針の検討、連絡調整等を行います。

■ 広域的な連携

岩手山麓の自然環境の保全や気候変動への対応などの広域的な課題については、本市が主体的に取り組むとともに、必要に応じて周辺自治体、県、国と密接に連携し取り組んでいきます。また、日頃よりこれらの主体と情報を共有し、ネットワークの構築を図ります。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、施策や取組の進捗状況を定期的に評価、見直しを行っていくため、計画 (Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返す、PDCA サイクルにより進行管理を行い、継続的な改善を図りながら、計画を推進していきます。



3 指標の一覧

本計画では、「分野横断的施策」については、施策を実施した結果としての環境の状態を現す「総合的指標」を設定しました。中間年度と目標年度に施策の全体的な達成状況を評価していきます。

また、「環境分野別施策」については、11の「基本的施策」の実施状況を評価するための『施策の進行管理指標』を設定し、毎年評価を行っていきます。必要に応じて取組の見直しへとつなげ、取組の継続的な改善へとつなげていきます。

分野横断的施策：総合的指標（再掲）

1 気候変動に適応する安全・安心なまちづくり

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
市域からの温室効果ガス排出量	295千t-CO ₂ (令和元年度)	188千t-CO ₂ 基準年度から46%削減
再生可能エネルギーの域内自給率	25.4% (令和2年度)	50.0%
民有林・市有林の施業面積	43.29ha	43.29ha
災害などからの安全性に対する満足度	21.2%	30.0%

2 地域資源を活用した環境と経済の好循環の実現

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
脱炭素経営に取り組んでいる事業者の割合	1.0%	2.0%
農林水産業生産額（滝沢市内総生産）	1,984百万円 (令和元年度)	2,000百万円
サステナブルツーリズム認証観光拠点数	0箇所	1箇所

3 環境に配慮したライフスタイルへの転換

指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
環境活動団体数	1団体	1団体以上
環境教育・学習の充実度に対する市民の満足度	21.2%	増加

施策の進行管理指標（再掲）

1 気候変動に対応するまち

目標		現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
●温室効果ガス削減目標 平成25年度（2013年度）比で46%削減		295千t-CO ₂ (2019年度)	188千t-CO ₂
●再生可能エネルギー導入目標 市内の再生可能エネルギー（太陽光発電） 約68,000kW導入（累計）		45,279kW	約68,000kW (累計)
基本的施策	指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
1-1 緩和策	★再生可能エネルギーを導入した市有施設数（累計）	5箇所	増加
1-1 緩和策	市の事務事業からのCO ₂ 排出量（総量）	2,368t-CO ₂	2013年度から46%削減
1-1 緩和策	公共施設・商業施設におけるEV用高速充電スタンド設置数	1箇所	3箇所
1-2 適応策	★河川改修の整備延長距離	0m	1,147m
1-2 適応策	滝沢NAVIのアプリ登録者数	8,500件	18,100件

2 自然と共生するまち

基本的施策	指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
2-1 生物多様性	★自然環境調査の実施回数	26回	100回
2-2 森林・みどり	★民有林・市有林の施業面積	43.29ha	43.29ha
2-3 自然を活用した産業	★環境保全型農業直接支払交付金対象件数（累計）	1件（戸・団体）	5件（戸・団体）
2-3 自然を活用した産業	グリーンツーリズム利用者数	169人	480人

3 資源を大切にすまち

基本的施策	指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
3-1 資源循環型ごみ処理	★1人1日当たりの家庭ごみ排出量	522g	448g (令和9年度)
3-1 資源循環型ごみ処理	リサイクル率	22.1%	30.0% (令和9年度)
3-1 資源循環型ごみ処理	市内のストックヤード設置件数	52箇所	68箇所
3-2 地域資源の活用	家畜排泄物の有効利用をしている畜産・酪農家の割合	100%	100%
3-2 地域資源の活用	★学校給食食材生産供給組合からの年間納入量	8,253kg	10,000kg

4 快適な生活環境のまち

基本的施策	指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
4-1 公害防止	大気汚染※、河川水質、自動車騒音の環境基準達成割合 ※光化学オキシダントを除く。	大気 100%	大気 100%
		河川大腸菌数 環境基準A類型 88.9% 令和4年度 (2022年度)速報値	河川大腸菌数 環境基準A類型 100%
		自動車騒音 62.5% (令和2、3年度)	自動車騒音 100%
4-1 公害防止	公害防止協定締結数（累計）	26件	必要な分増加
4-1 公害防止	★水洗化普及率 (污水处理人口普及率)	89.8%	95%
4-2 まちなみ	★地域清掃活動回数（年間）	93回	100回
4-2 まちなみ	空き家バンク成約件数（累計）	2件	36件

5 知り、学び、行動する人を育むまち

基本的施策	指標の項目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
5-1 環境教育・学習	★市民、事業者対象のSDGsセミナー・環境学習会・自然観察会の開催数	37回	67回
5-2 環境活動	★市民・市民団体・事業者・市の交流の場の開催数	21回	51回



資料編

- 1 滝沢市環境基本条例
- 2 計画策定の経緯
- 3 市民・事業者意識結果（抜粋）
- 4 滝沢村・第2次環境基本計画
（従来計画）の取組状況
- 5 環境を巡る主な社会情勢の変化
- 6 温室効果ガス排出量削減目標の考え方
- 7 用語集

1 滝沢市環境基本条例

平成 14 年 3 月 20 日条例第 11 号

滝沢市環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 基本施策（第 11 条）

第 3 章 環境基本計画（第 12 条—第 14 条）

第 4 章 推進施策（第 15 条—第 30 条）

第 5 章 推進及び調全体制（第 31 条—第 33 条）

第 6 章 条例の検証及び見直し（第 34 条）

第 7 章 雑則（第 35 条）

附則

私たちの郷土滝沢市は、秀峰岩手山のふもとに広がり、市内には日本最大級の民間牧場や県内有数の湿原である春子谷地、市の名の由来となった滝の沢をはじめとする水資源などの豊かな自然に恵まれています。また、湯舟沢遺跡などにもみられるように、縄文の時代には人々が集まり、住みやすい土地として栄え、チャグチャグ馬コに代表される伝統的風俗習慣も、祖先たちが営々として今日に守り伝えてきました。

こうした自然的文化的な条件に加え、県都盛岡市に隣接しているという地理的条件もあり、近年人口が増え続け、ついに人口日本一の村になりました。

それに伴い、市内の環境も大きく変わってきました。ごみ問題や生活雑排水による河川の汚濁、車の排ガスや騒音、美しい景観の減少といった目に見える問題が発生し、更に、環境ホルモンやダイオキシン類などの各種の有害化学物質といった私たちの目には見えない新たな問題も生まれ、きれいな水、土、空気が汚染されつつあります。

また、電磁波や低周波といった新しく人体に及ぼす影響について国際的に検討されている分野も生じてきており、今に生きる私たちだけでなく後世の人々にも悪い影響を与えることが心配されています。

こうした諸問題は、社会全般に大量生産、大量消費、大量廃棄が常識の経済最優先社会では、ほとんど関心も危機感ももたれてきませんでした。しかし、これらは私たちの健康や快適な生活を脅かし、次の世代に大きな負の遺産として重くのしかかっていくこととなります。

また、地球規模で考えれば、私たち一人ひとりの日常の行動が、将来の人類の生存さえ脅かしている地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、天然資源の枯渇などの問題にも直接結びついています。

これからの滝沢市のよりよい将来を考えると、住民もこうした現実を直視し、これまでの自然環境を軽視してきた生活を根本的に見直すとともに、生産活動も全てが環境に積極的

に配慮する方向に転換していかなければなりません。

そして、市内が一致協力してこれ以上の汚染を食い止め、汚染された環境を復元していくことが望めます。なぜなら、私たち人間は、他の全ての生物と共生しながら、大自然の中で生かされてきた存在であるからです。

したがって私たちは、子孫の幸せを願い、健康的で美しい豊かな環境遺産を後世に残すという大きな目標を掲げ、理想的な循環型社会の実現と足元の滝沢市からの地球環境改善を目指していくべきであると考えます。

このような認識のもと、私たち住民は、市内全ての事業者及び市と協働して環境問題に対処するために、ここに滝沢市環境基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、滝沢市の良好な環境を保全し創造していくため、住民、住民団体、事業者（以下「住民等」という。）及び市が協働して取り組むための基本理念と基本原則を定めるとともに、それぞれの果たすべき役割を明らかにし、あわせて環境施策の基本となる事項や施策の企画立案、実施、評価等に関する手続を定めることにより、環境に配慮した滝沢市のまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 良好な環境

住民が健康的で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的文化的環境をいう。

(2) 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、良好な環境の保全上の支障の原因になっているもの、及びそのおそれのあるものをいう。

(3) 公害

環境への負荷のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭により、人の健康や生活環境に関する被害が生じることをいう。

(4) 循環型社会

廃棄物の発生の抑制や資源の循環的な利用の促進と適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

(5) 地球環境の保全

人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に関する環境の保全であり、人類の福祉に貢献するとともに、住民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(良好な環境の恵みを享受する権利と将来へ引き継ぐ義務)

第3条 住民は、健康で文化的な生活を営むため、良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継ぐ義務を有する。

(基本理念)

第4条 良好な環境の保全と創造は、滝沢市の環境の恵みを享受する住民の権利の実現と、この恵まれた環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全と創造は、多様な生物が生息できる豊かな自然環境が、広域的な広がりの中で保全されるとともに、人と自然との共生が実現されるよう行われなければならない。

3 良好な環境の保全と創造は、永い年月をかけて自然環境の立場で保護に努めてきた先人たちの英知の結集である市内にある遺跡、有形無形の歴史的文化遺産に学び、引き続き自然環境と調和させながらこれを保護維持することに努められなければならない。

4 良好な環境の保全と創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を築き上げられることを目的として行われなければならない。

5 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、全ての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

6 市の各種施策は、環境優先の基本理念のもとに、これを十分に尊重して行われなければならない。

(基本原則)

第5条 良好な環境の保全と創造は、環境に関する情報を住民等及び市が共有することを基本に進められなければならない(情報共有の原則)。

2 良好な環境の保全と創造は、住民等及び市が協働して、公平な役割分担のもとに主体的かつ積極的に取り組まれなければならない(協働の原則)。

3 市は、市が行う環境施策の企画立案、実施、評価において、住民等に対し、わかりやすく説明するよう努めなければならない(説明責任の原則)。

4 市は、環境の保全に関し、深刻な損害のおそれがある場合には、その原因を予測し、予防の措置を検討するよう努めなければならない(予防の原則)。

5 市は、市が行う環境施策の企画立案、実施、評価において、住民等の参加の機会を確保するよう努めなければならない(住民参加の原則)。

(住民の責務)

第6条 住民は、基本理念と基本原則に従い、住みよい生活環境を築いて行くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、日常生活に伴う資源、エネルギーなどの使用や廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 住民は、基本理念と基本原則に従い、市が推進する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

(住民団体の責務)

第7条 住民団体は、基本理念と基本原則に従い、良好な環境の保全と創造に関する活動が円滑に進められるよう、住民が参加できる体制の整備、情報の提供、活動機会の充実などを図るよう努めなければならない。

2 住民団体は、基本理念と基本原則に従い、市が推進するこれらの施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念と基本原則に従い、事業活動を行うに当たっては、環境への負

荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な対策を実行しなければならない。

2 事業者は、基本理念と基本原則に従い、その事業活動によって生み出される製品が使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念と基本原則に従い、事業活動を行うに当たっては、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料などを利用するよう努めなければならない。

4 事業者は、基本理念と基本原則に従い、市が推進する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、基本理念と基本原則に従い、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施し、評価しなければならない。

2 市は、基本理念と基本原則に従い、良好な環境の保全と創造のために必要な調査研究を実施しなければならない。

3 市は、基本理念と基本原則に従い、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制するとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務などを率先して利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、市は、基本理念と基本原則に従い、住民等が行う良好な環境の保全と創造に関する事業又は活動に協力協働しなければならない。

(滞在者等の責務)

第10条 通勤、通学又は旅行などで本市に滞在する者であっても、第6条に定める住民の責務に準じて良好な環境の保全と創造に努めなければならない。

第2章 基本施策

(施策の基本方針)

第11条 市は、基本理念の実現を図るため、市の地域特性に即した次に掲げる施策の基本方針に基づいて、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制を基本とし、排出された廃棄物の処理は、再使用、材料としての再生利用の順に優先し、なおかつ残された廃棄物の処理に当たっては、環境に負荷を与えない方法で適正に処分すること。

(2) 廃棄物の不法投棄及び野外焼却の防止

(3) 地域の実情に応じた公共下水道施設、合併処理浄化槽の整備による生活雑排水の除去と河川の水質保全

(4) 自動車排ガス公害を防止することによる清浄な大気の保全

(5) ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質対策の推進

(6) 身近な自然環境の保全と自然と人間がふれあう場としての活用の推進

(7) 野生生物及び高山植物をはじめとする貴重な動植物の保護

(8) 森林の持つ水源かん養機能の維持による水源の確保と安全な水道水の安定的供給

(9) 環境への負荷の低減と安全な食糧の生産を図るため、肥料や農薬の適正な使用により、環境と調和した農業が促進されるよう必要な対策の推進

(10) 農畜産業から生じる廃棄物の適正処理と循環的利用に必要な対策の推進

- (11) 岩手山などへの眺望と景観の確保
 - (12) 市の歴史的、文化的遺産の保護
 - (13) 電磁波や低周波による影響などの調査研究
 - (14) 医療用放射性廃棄物処理施設についての情報公開と監視
 - (15) 温室効果ガスの排出削減、フロン回収などを進めることによる地域からの地球環境保全対策の推進
 - (16) 良好な環境の保全と創造を基本にしたまちづくりの推進
 - (17) 自然エネルギー、バイオマス、燃料電池などの次世代エネルギーへの転換に向けた調査研究
 - (18) 前各号に定めるもののほか、良好な環境の保全と創造に関すること。
- 一部改正〔平成 26 年条例 38 号〕

第 3 章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第 12 条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市の望ましい環境像とこれを実現するための環境要素ごとの目標
- (2) 前号に規定する望ましい環境像や環境目標を実現するために市が取り組むべき環境施策
- (3) 住民等が日常生活や事業活動のなかで留意すべき環境配慮事項
- (4) 市の各地区ごとの環境配慮指針
- (5) 環境施策や環境配慮事項などを計画的に推進するために必要な事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する重要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定及び見直しをする場合は、あらかじめ住民等に必要な情報を提供し、住民等の参加の機会を確保するよう努めるとともに、滝沢市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画の策定及び見直しをする場合は、あらかじめ予定する住民等の参加の手法を公表するものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第 13 条 市は、各種の施策を策定するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告書)

第 14 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、良好な環境の保全と創造に関する施策や事業の実施状況などを把握し、その達成状況を評価した上で、それらの事項を取りまとめた年次報告書を作成し、環境審議会に報告し、これを公表しなければならない。

2 住民等は、年次報告書について市長に意見書を提出することができる。

3 市長は、年次報告書に対し住民等から意見書が提出されたときは、必要に応じて環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、年次報告書に対する環境審議会の意見及び前項の意見を受けたときは、その趣

旨を尊重し、必要な対策をとるよう努めなければならない。

第4章 推進施策

(規制等の措置)

第15条 市は、公害の原因となる行為その他良好な環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要な規制を行うよう努めるものとする。

(経済的措置等)

第16条 市は、住民等が率先して環境への負荷を低減させることを促進するため必要があるときは、経済的な支援その他の施策をとるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減させるため、特に必要があるときは、住民又は事業者に適正な経済的負担を求めることができる。

(良好な環境の保全に関する施設の整備等)

第17条 市は、良好な環境の保全と創造に関する次に掲げる施設の整備を推進するため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(1) 下水道、廃棄物の処理施設その他良好な環境の保全上の支障を防止するための施設の整備

(2) 多様な野生生物の生息環境の保全、適正な水環境の形成その他の良好な環境の保全と創造のための施設の整備

(3) 公園、緑地等の整備その他自然環境の適正な整備や健全な利用のための施設

2 市は、前項各号の施設を整備するに当たっては、あらかじめ周辺住民の意見を聴くなど、必要な施策を実施するよう努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第18条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）のうち、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業について、開発事業等を行おうとする者（以下「開発事業者等」という。）においてその事業に係る環境への影響を事前に調査、予測、評価を行い、その結果に基づきその事業が環境に配慮されたものとなるよう、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う者は、環境基本計画で定める良好な環境の保全と創造に関する配慮の指針に適合させるよう努めなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第19条 市は、開発事業者等が策定する計画について、自らその計画が環境に適正に配慮されたものとなるよう、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第20条 市は、良好な環境の保全と創造に関する教育と学習の充実を図り、住民等の環境問題に対する理解と認識が深められるよう努めるとともに、良好な環境の保全と創造につながる活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(住民等の自主的、自発的な活動への支援)

第21条 市は、住民等が自主的、自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全と創造に関する活動が促進されるよう必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(住民意見の受付)

第 22 条 住民等は、市の良好な環境の保全と創造に関する施策に関し意見がある場合は、所定の手続に従い、市長に対し意見を申し出ることができる。

2 市長は、意見の申出があった場合、その内容を検討し、その結果についてその理由を明らかにして意見提出者に通知するものとする。

3 市長は、意見の申出があった場合、その内容を検討するに当たり、必要に応じて環境審議会の意見を聴くことができる。

(児童及び生徒の施策への参加)

第 23 条 市は、良好な環境の保全と創造に関する施策を策定し、実施する場合において、必要と認めるときは、児童及び生徒の意見を聴くよう努めなければならない。

(環境監査等の推進)

第 24 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市自らがその活動に係わる環境に与える影響の評価、管理及び監査に関する活動を行わなければならない。

2 住民等は、前項の規定に準じ、日常生活又は事業活動（以下「事業活動等」という。）について自ら点検、評価を行い、その結果を踏まえて、以後の事業活動等に反映させるよう努めなければならない。

(事業者との協定の締結)

第 25 条 市は、良好な環境の保全と創造に関し、必要に応じて事業者と環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(公害に関する被害者救済)

第 26 条 市は、公害による住民の健康被害が発生した場合には、これを救済し、紛争等への適切な対応を図るために必要な施策を行うよう努めるものとする。

(監視体制の整備)

第 27 条 市は、良好な環境の保全と創造に関する施策を実施するため、環境の現況把握に必要な監視、測定、検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境月間)

第 28 条 住民等の中に広く良好な環境の保全と創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に活動する意欲を高めるため、毎年 6 月を環境月間とする。

2 市は、環境月間にふさわしい取組を実施するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 29 条 市は、良好な環境の保全と創造に関し、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 30 条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 5 章 推進及び調整体制

(庁内推進組織)

第 31 条 市は、良好な環境の保全と創造に関する施策について総合的な調整を行い、計画的な推進を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(環境審議会)

第 32 条 良好な環境の保全と創造に関する基本的事項を審議するため、環境審議会を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定や見直しに関する事項
- (2) 第 14 条第 3 項に定める年次報告書に対する住民等からの意見に関すること。
- (3) 第 22 条第 3 項に定める意見書の検討に関すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する基本的な事項

3 環境審議会は、良好な環境の保全と創造に関する基本的事項や重要事項について、市長に意見を述べることができる。

4 環境審議会は、次の各号に掲げる者の中から、市長の委嘱する委員 10 人以内で組織する。

- (1) 住民（公募）
- (2) 識見を有する者
- (3) 市内の事業者代表
- (4) 市内各種団体の代表
- (5) たきざわ環境パートナー会議（以下「環境パートナー会議」という。）の代表
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 環境審議会は、原則として公開で行うものとする。

8 その他、環境審議会の組織や運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(環境パートナー会議)

第 33 条 滝沢市の良好な環境の保全と創造のために、住民等及び市が協働して取り組む組織として、環境パートナー会議を設置する。

2 環境パートナー会議は、公募による者及び市長が必要と認めた者で構成する。

3 市長は、環境パートナー会議に対し、情報の提供その他必要な支援を行わなければならない。

4 環境パートナー会議の組織、運営その他必要な事項については、市長が別に定める。

第 6 章 条例の検討と見直し

(条例の検証及び見直し)

第 34 条 この条例は、必要に応じて検証及び見直しを行うものとする。

第 7 章 雑則

(委任)

第 35 条 この条例に定めるもののほか、環境基本条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 13 日条例第 49 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 13 日条例第 50 号)

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 16 日条例第 38 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

2 計画策定の経緯

計画策定の経緯

年月日	実施内容
令和3年9月27日 ～10月22日	「市民・事業者意識調査」の実施
令和4年3月15日	令和3年度第2回滝沢市環境審議会（骨子諮問）
令和4年5月20日	第1次滝沢市環境基本計画（骨子）答申
令和4年6月29日	たきざわ環境パートナー会議進行管理委員会
令和4年7月20日	令和4年度第1回滝沢市環境審議会
令和4年9月29日	たきざわ環境パートナー会議進行管理委員会
令和4年10月5日	令和4年度第2回滝沢市環境審議会
令和4年11月25日	たきざわ環境パートナー会議進行管理委員会
令和4年12月5日	令和4年度第3回滝沢市環境審議会
令和5年1月17日	たきざわ環境パートナー会議進行管理委員会
令和5年1月26日	令和4年度第4回滝沢市環境審議会
令和5年2月3日 ～2月28日	パブリックコメント
令和5年3月●日	たきざわ環境パートナー会議進行管理委員会
令和5年3月●日	令和4年度第5回滝沢市環境審議会（計画諮問）
令和5年3月●日	第1次滝沢市環境基本計画（案）答申
令和5年3月	第1次滝沢市環境基本計画の決定

滝沢市環境審議会委員

(敬称略)

区分	職	氏名	職名等
識見を有する者	会長	豊島 正幸	・岩手県立大学名誉教授 ・たきざわ環境パートナー会議代表
市内各種団体の代表	副会長	百目木 忠志	・滝沢市自治会連合会会長
住民（公募）	委員	工藤 恒夫	
住民（公募）	委員	下河原 一真	
識見を有する者	委員	中島 清隆	・岩手大学人文社会科学部准教授
市内の事業者代表	委員	民部田 健一	・滝沢市商工会事務局長
市内の事業者代表	委員	渡邊 美香子	・新岩手農業協同組合滝沢支所長
市内各種団体の代表	委員	高橋 弘美	・滝沢市地域婦人協議会会長
たきざわ環境パートナー会議の代表	委員	皆川 千里	・たきざわ環境パートナー会議副代表

(任期：令和3年8月23日から令和5年8月22日まで)

たきざわ環境パートナー会議進行管理委員会委員

(敬称略)

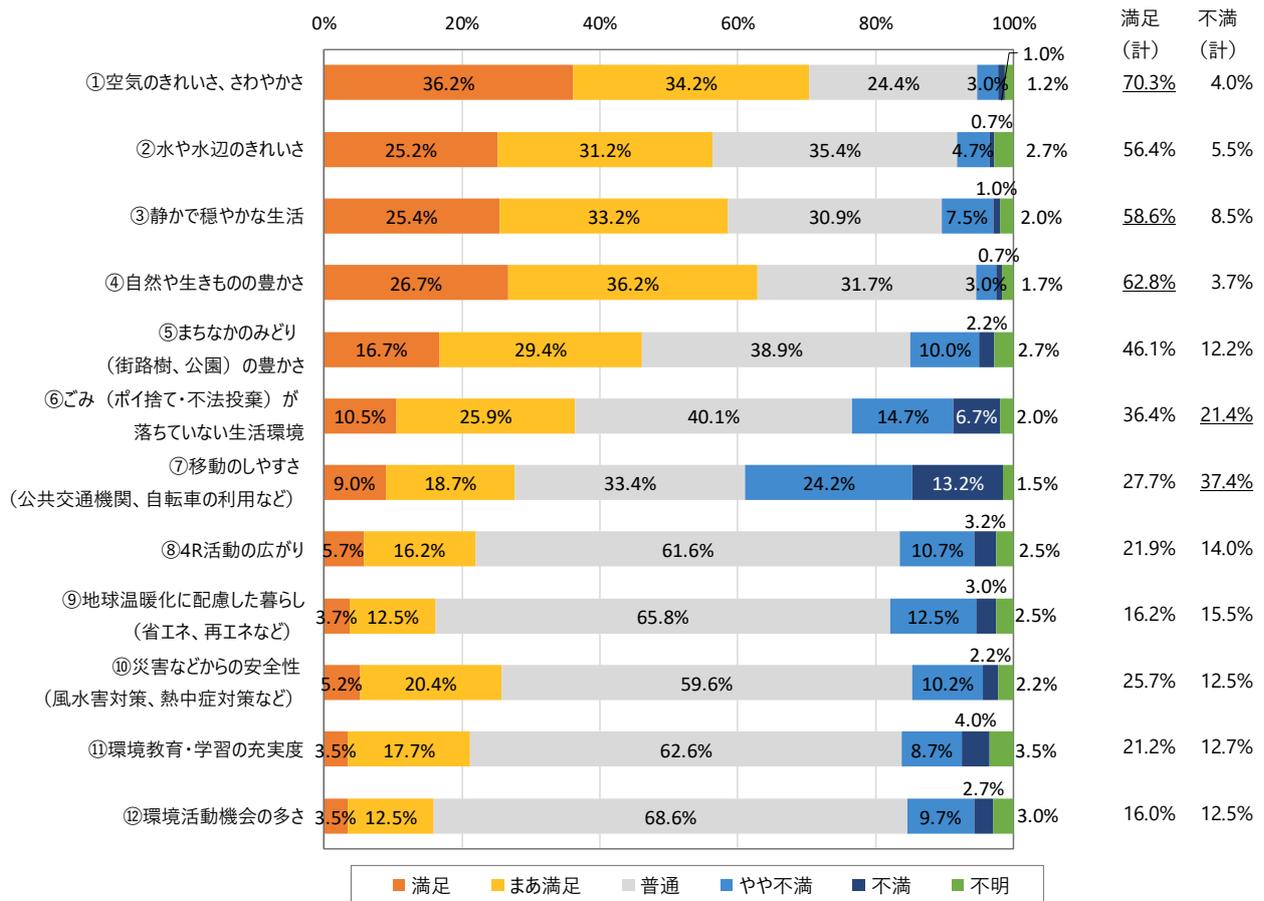
区分	氏名	職名等
委員長	吉田 偉峰	一戸町観光天文台台長、いわて星団連合代表理事、盛岡市環境審議会委員
委員	豊島 正幸	岩手県立大学名誉教授、滝沢市環境審議会会長、たきざわ環境パートナー会議代表
委員	齊藤 政宏	野生サクラ草ネットワーク代表、岩手大学天文部OB会会長、たきざわ環境パートナー会議副代表
委員	渋谷 晃太郎	岩手県立大学名誉教授、岩手県環境審議会会長、盛岡市環境審議会会長

3 市民・事業者意識結果(抜粋)

滝沢市の環境に対する満足度（市民意識調査結果）

新たな滝沢市環境基本計画の策定にあたり、実施した意識調査で、滝沢市の環境について日ごろ感じていることを聞いたところ、『満足（計）』（「満足」「まあ満足」の合計）の回答が多かったのは、「①空気のきれいさ、さわやかさ（70.3%）」で、次いで、「④自然や生きものの豊かさ（62.8%）」「③静かで穏やかな生活（58.6%）」で6割以上の方が満足と感じていました。一方、『不満（計）』（「やや不満」「不満」の合計）については、「⑦移動のしやすさ（公共交通機関、自転車の利用など）（37.4%）」が最も多く、次いで「⑥ごみ（ポイ捨て・不法投棄）が落ちていない生活環境（21.4%）」で回答が多くなりました。

滝沢市の環境に対する満足度



『満足（計）』：「満足」「まあ満足」の合計

『不満（計）』：「やや不満」「不満」の合計

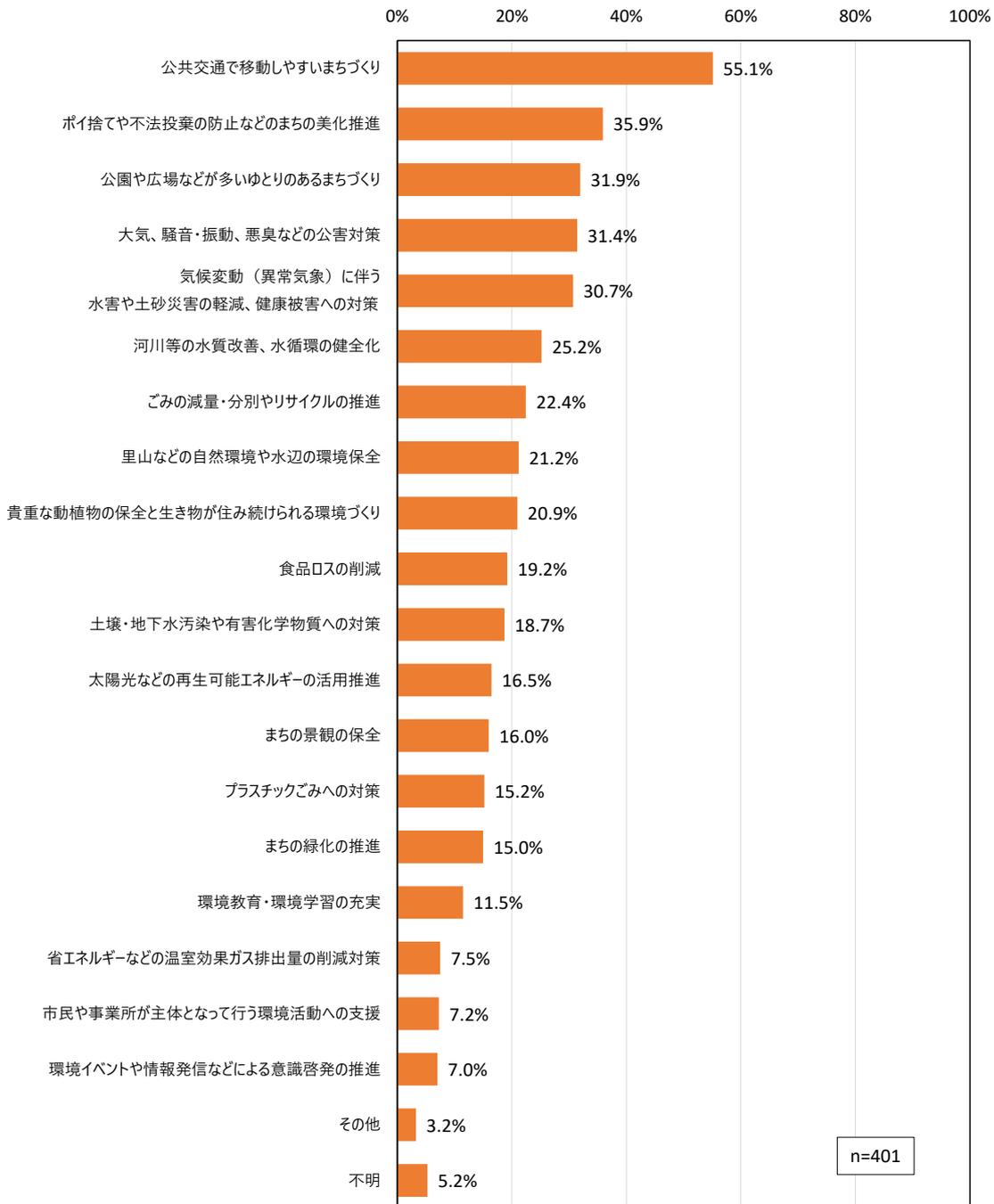
資料：滝沢市環境についてのアンケート調査（令和3年9月実施）



市が重点的に進めるべき環境への取組（市民意識調査結果）

市が重点的に進めるべき環境への取組を聞いたところ、「公共交通で移動しやすいまちづくり（55.1%）」が最も多く、次いで「ポイ捨てや不法投棄の防止などのまちの美化推進（35.9%）」、「公園や広場などが多いゆとりのあるまちづくり（31.9%）」となりました。

市が重点的に進めるべき環境への取組

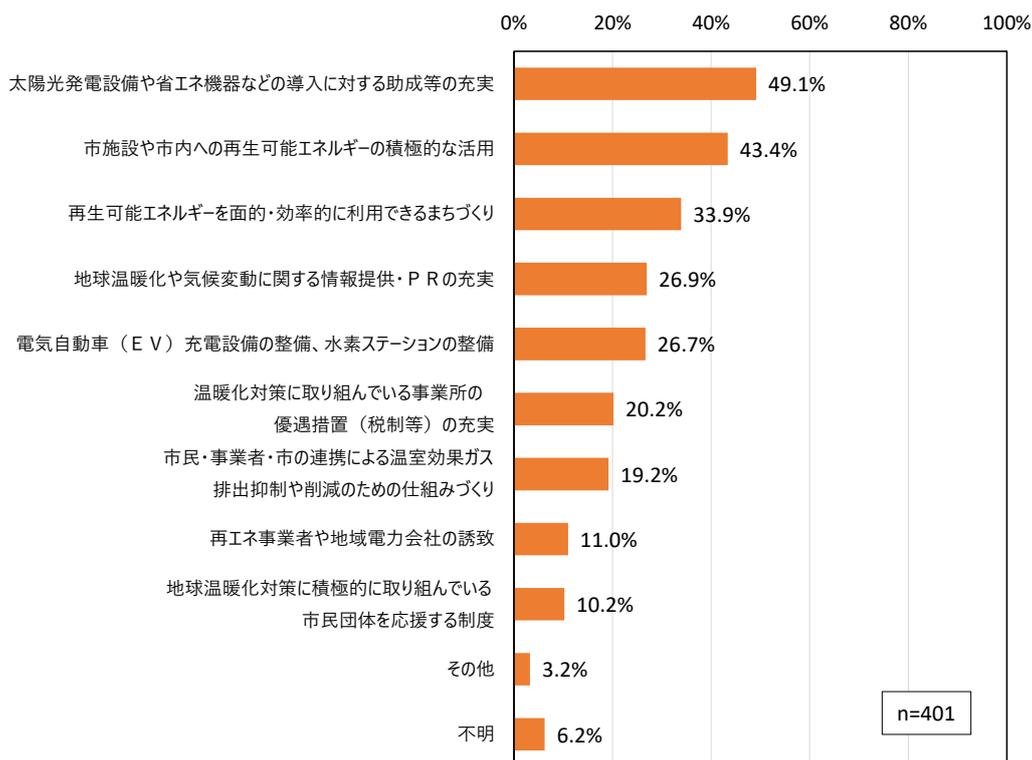


資料：滝沢市環境についてのアンケート調査（令和3年9月実施）

市が積極的に進めるべき地球温暖化対策の取組（市民意識調査結果）

市が積極的に進めるべき地球温暖化対策を聞いたところ、「太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する助成等の充実（49.1%）」が最も多く、次いで、「市施設や市内への再生可能エネルギーの積極的な活用（43.4%）」、「再生可能エネルギーを面的・効率的に利用できるまちづくり（33.9%）」となりました。

市が積極的に進めるべき地球温暖化対策の取組



資料：滝沢市環境についてのアンケート調査（令和3年9月実施）



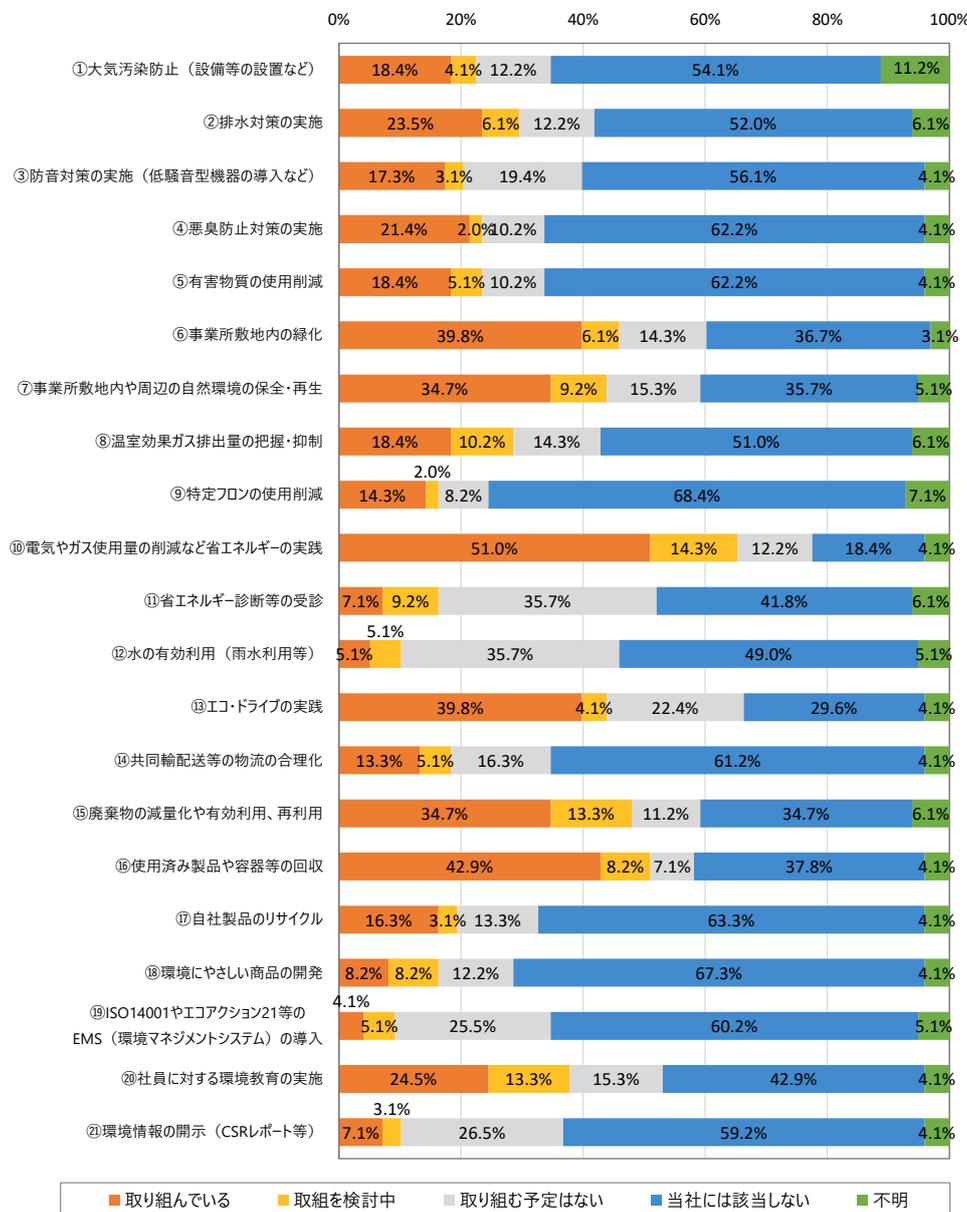
事業所で取り組んでいる環境活動（事業者意識調査結果）

事業所の環境活動について、実施率が高かったのは「⑩電気やガス使用量の削減など省エネルギーの実践（51.0%）」、「⑯使用済み製品や容器等の回収（42.9%）」、で4割以上の事業者で取り組まれていました。

『既に取り組んでいる』と『取組を検討中』を併せて回答率が高かったのは、上記のほか、「⑥事業所敷地内の緑化」、「⑦事業所敷地内や周辺の自然環境の保全・再生」、「⑬エコ・ドライブの実践」、「⑮廃棄物の減量化や有効利用、再利用」でした。

一方、『取り組む予定はない』の回答率が高かったのは、「⑪省エネルギー診断等の受診（35.7%）」、「⑫水の有効利用（雨水利用等）（35.7%）」、「⑳環境情報の開示（CSRレポート等）（26.5%）」、「⑰ISO14001やエコアクション21等のEMS（環境マネジメントシステム）の導入（25.5%）」でした。

事業所で取り組んでいる環境活動

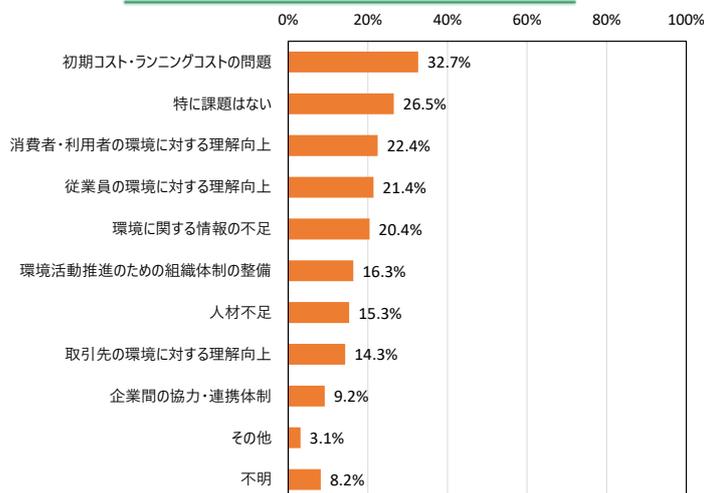


資料：滝沢市環境についてのアンケート調査（令和3年9月実施）

環境活動を進めるにあたっての課題（事業者意識調査結果）

環境活動を進めるにあたっての課題を聞いたところ、「初期コスト・ランニングコストの問題（32.7%）」が最も高く、次いで「特に課題はない（26.5%）」、「消費者・利用者の環境に対する理解向上（22.4%）」、「従業員の環境に対する理解向上（21.4%）」となりました。

環境活動を進めるにあたっての課題

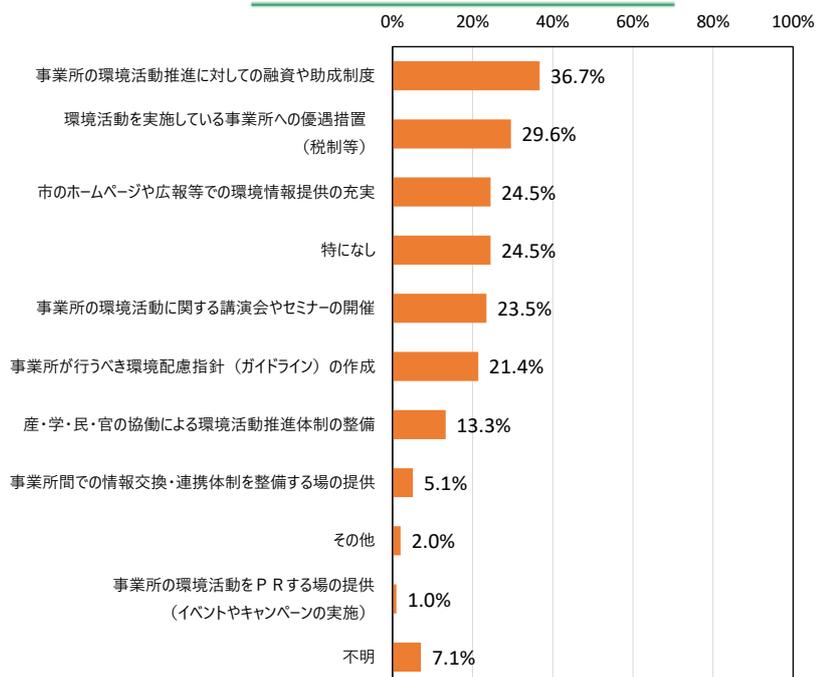


資料：滝沢市環境についてのアンケート調査（令和3年9月実施）

市が実施すると望ましいサポート（事業者意識調査結果）

市が実施すると望ましい環境活動のサポートについては、「事業所の環境活動推進に対する融資や助成制度（36.7%）」が最も多く、次いで、「環境活動を実施している事業所への優遇措置（税制等）（29.6%）」、「市のホームページや広報等での環境情報提供の充実（24.5%）」、「特になし（24.5%）」でした。

市が実施すると望ましいサポート



資料：滝沢市環境についてのアンケート調査（令和3年9月実施）

4 滝沢村・第2次環境基本計画(従来計画)の取組状況

新たな環境基本計画策定にあたり、現行計画で掲げている6つの環境目標に対し、施策等の見直しの必要性について総合的に評価を行いました。

総合的な評価は、「滝沢市環境年次報告書」に基づく『取組指標』と、現況調査及びアンケート調査結果により把握した『成果指標』による定量的な評価に、昨今の社会的な動向など定性的な評価を加え、実施しました。

評価基準

それぞれの指標に評価基準を設定し、取組指標はA～Eの5段階評価、成果指標と総合評価はA～Cの3段階評価で評価を行いました。

指標		示すもの	評価基準
取組指標	①取組状況	施策の実施状況。 参照先： 「滝沢市環境年次報告書」	A：目標を達成 B：取組を実施したが、目標の一部が未達 C：取組を実施したが、目標未達 D：取組を実施せず E：事業終了、又は休止
成果指標	②環境状態	現在の環境の状態を示すもの。 参照先： 「滝沢市環境年次報告書」等	A：改善若しくは良好な環境の維持 B：改善傾向にあるが不十分（法定基準未達、目標未達等） C：変化なし又は悪化
	③満足度	現在の環境状態の満足度を表すもの。 参照先： アンケート調査で把握した「環境についての満足度」平均点	A：B評価以上 B：満足度点平均（3.37）上下0.20点の範囲 C：B評価未達
	④向上度	環境の改善の成果を表すもの。 参照先： アンケート調査で把握した「環境変化」の平均点	A：B評価以上 B：向上度点平均（2.00）上下0.10点の範囲 C：B評価未達
総合評価		取組状況と成果をもとに、施策等の見直しの必要性を含めて総合的に評価したもの。	A：現行計画の方針、事業を継続 B：現行計画を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し C：現行計画の方針、事業内容等を再検証

満足度の算定方法・算定結果

「滝沢市の環境の満足度」平均点（満足度点）

$$= \frac{\text{「満足」回答数} \times 5 + \text{「まあ満足」回答数} \times 4 + \text{「普通」回答数} \times 3 + \text{「やや不満」回答数} \times 2 + \text{「不満」回答数} \times 1}{\text{回答者数（不明除く）}}$$

A : 3.55 点以上

B : 3.15 点以上 3.55 点未満

C : 3.15 点未満

「滝沢市の環境の満足度」結果

（滝沢市環境についてのアンケート調査（令和3年9月実施）市民意識調査結果より）

項目	回答実数					満足度点	評価
	満足	まあ満足	普通	やや不満	不満		
空気のきれいさ、さわやかさ	145	137	98	12	4	4.03	A
水や水辺のきれいさ	101	125	142	19	3	3.77	A
静かで穏やかな生活	102	133	124	30	4	3.76	A
自然や生きものの豊かさ	107	145	127	12	3	3.87	A
まちなかのみどり(街路樹、公園)の豊かさ	67	118	156	40	9	3.50	B
ごみ（ポイ捨て・不法投棄）が落ちていない生活環境	42	104	161	59	27	3.19	B
移動のしやすさ（公共交通機関、自転車の利用など）	36	75	134	97	53	2.86	C
4R活動の広がり	23	65	247	43	13	3.11	C
地球温暖化に配慮した暮らし（省エネ、再エネなど）	15	50	264	50	12	3.02	C
災害などからの安全性（風水害対策、熱中症対策など）	21	82	239	41	9	3.17	B
環境教育・学習の充実度	14	71	251	35	16	3.08	C
環境活動機会の多さ	14	50	275	39	11	3.04	C
満足度点平均						3.37	

■ 向上度の算定方法・算定結果

「滝沢市の10年前からの環境変化」平均点（向上度点）

$$= \frac{\text{「よくなった」回答数} \times 3 + \text{「変わらない」回答数} \times 2 + \text{「悪くなった」回答数} \times 1}{\text{回答者数（不明、わからない除く）}}$$

A : 2.10 点以上

B : 1.90 点以上 2.10 点未満

C : 1.90 点未満

「滝沢市の10年前からの環境変化」結果

（滝沢市環境についてのアンケート調査（令和3年9月実施）市民意識調査結果より）

項目	回答実数			向上度点	評価
	よくな った	変わ らない	悪くな った		
空気のきれいさ、さわやかさ	14	263	35	1.93	B
水や水辺のきれいさ	20	243	43	1.93	B
静かで穏やかな生活	21	218	43	1.92	B
自然や生きものの豊かさ	16	237	58	1.86	C
まちなかのみどり(街路樹、公園)の豊かさ	35	226	49	1.95	B
ごみ（ポイ捨て・不法投棄）が落ちていない生活環境	42	205	70	1.91	B
移動のしやすさ（公共交通機関、自転車の利用など）	54	229	35	2.06	B
4R活動の広がり	52	215	12	2.14	A
地球温暖化に配慮した暮らし（省エネ、再エネなど）	49	227	12	2.13	A
災害などからの安全性（風水害対策、熱中症対策など）	47	226	18	2.10	A
環境教育・学習の充実度	41	221	15	2.09	B
環境活動機会の多さ	24	235	14	2.04	B
向上度点平均				2.00	

自然共生（従来計画の第1節）

貴重な生きものの良好な環境が維持されており、自然や生きものの豊かさについて、満足度は高いものの、10年前と比較すると良くなったという回答は少ない状況です。

巢子川下流部の水質状況は改善されており、水や水辺のきれいさについて、満足度は高いものの、市民の印象としては十分に改善されていない状況です。

森林整備については、担い手等の不足が懸念されます。

全体的に取組状況に対する評価が高いことから、既存の取組を継続しつつも、豊かな自然環境を提供するだけでなく、二酸化炭素の吸収源にもなり、気象災害の被害軽減にも貢献する森林の役割を改めて認識し、維持・保全に努めていく必要があります。

指標による総括評価【自然共生】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 良質な水資源の保全	1 水生生物調査の実施	下水道の普及などにより巢子川の水質は改善されてきているため、平成28年度以降は水生生物調査を休止し、河川水質調査の実施によって水質環境を把握しています。	C
2 生物多様性の保全	1 自然環境調査の実施	平成27年度まではたきざわ環境パートナー会議いきもの探検隊がオオハンゴンソウの分布調査を実施しました。 平成28年度以降、たきざわ環境パートナー会議及び市で、岩手県立大学と協働で木賊川遊水地予定地における希少種の保全活動や特定外来生物の駆除活動を行いながら、自然環境調査等を実施しました。	A
3 安全な暮らしに備えた森林整備の推進	1 森林の維持保全	市有林の整備に努めたほか、民有林の整備に対して補助金を交付しました。	A
	2 水源かん養保安林の保護	市の水源かん養保安林は599ha指定されています。保全のため監視を行いました。	A
	3 公共施設等の緑化の取組	①花づくりをとおした地域コミュニティ活性化 平成30年度まで：市ホームページ「たきざわ花通り」で花壇づくりについて紹介しました。 令和元年度以降：市民からの花壇紹介の要望が無く、市ホームページ「たきざわ花通り」への新たな掲載要望はありませんでした。	B
		②新設道路への植栽 新設道路はなく、新たな植栽はありませんでした。	—
	③公園等植栽管理 公園利用者に快適な環境を提供するため、市内の公園等の植栽管理を行いました。	A	
	4 透水性舗装の敷設	道路整備計画に基づき、歩道に透水性舗装施工を行いました。 (平成25年度～令和2年度累計4,730m)	A

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	評価
環境指標	巢子川の底生生物調査の水質判定 I 級達成率 (達成数/調査地点数+調査回数)	3 / 4	3 / 4 (平成 27 年度)	B
	市内河川の BOD 環境基準 A 類型達成率 (達成数/調査地点数)	巢子川下流部で 未達	9 / 9	A
	木賊川遊水地調査プロジェクトでの貴重な生き ものの確認状況	確認	確認	A
	民有林・私有林の施業面積の合計	42.18ha	22.01ha	C
区分	項目	点数		評価
満足度 平均点	水や水辺のきれいさ	3.77		A
	自然や生きものの豊かさ	3.87		A
	まちなかのみどり(街路樹、公園)の豊かさ	3.50		B
満足度 向上点	水や水辺のきれいさ	1.93		B
	自然や生きものの豊かさ	1.86		C
	まちなかのみどり(街路樹、公園)の豊かさ	1.95		B

環境産業（従来計画の第2節）

グリーン・ツーリズムについては近年利用者数が減少しており、新たな受け入れ対象や集客方法の検討が必要となっています。

農業生産額は維持されており、環境保全型農業が推進されているものの、その実績はまだ一部に限られています。

事業所公害等については適切に監視・指導が行われていますが、市の取組として取り上げられている環境マネジメントシステムの普及啓発が取り組めていない状況です。

国の第五次環境基本計画において、各地域が地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成するとして、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築があげられており、滝沢市の地域資源を活かした産業の推進に取り組んでいく必要があります。

指標による総括評価【環境産業】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 持続性のある産業の推進	1 グリーン・ツーリズムの推進	グリーン・ツーリズムについて、市ホームページなどを活用して情報発信しました。平成28年、29年度は微増傾向でしたが、以降は受入数が減少しています。小中高生の教育旅行を主としていますが、今後は、新たな受入れ対象と集客方法を検討していきます。	C
	2 グリーン・ツーリズムインストラクターの養成 ➡グリーン・ツーリズム受け入れ農家の養成	インストラクターの養成のため、グリーン・ツーリズム推進協議会等を通じ、受入農家との情報交換、交流会を実施しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、グリーン・ツーリズム推進協議会による情報交換会を実施できませんでした。	A
	3 特産品開発への支援	観光パンフレットへの掲載及びネット販売支援を行ったほか、加工品や特産品の開発、加工品のPRとして、リーフレットやギフト箱の作成等を支援しました。	A
	4 家畜排泄物の有効利用	堆肥利用の促進のため、農家への訪問指導や、特殊肥料販売許可業者3者及び特殊肥料生産業者26者について、管轄している県と情報を共有しました。	A
	5 堆肥処理施設の維持管理指導	堆肥の管理方法について、指導を行いました。指導後、各農家の堆肥の管理方法は改善されました。	A
	6 減農薬・有機栽培の推進	市内農業1団体が有機農業の取組を実施。平成26年度から、環境保全型農業直接支払交付金事業に引き継いでいます。	—
	7 環境保全型農業の推進	① 農業用廃プラスチック適正処理推進事業 農業用廃プラスチックを清掃センターで受け入れ、適正に処理しました。 ② 環境にやさしいりんごづくり推進事業 農薬の少ない、環境にやさしい取り組みとしてフェロモントラップ、交信攪乱材を利用したりりんごづくりの普及と推進拡大を図りました。 平成27年度で事業を終了しました。 ③ 環境保全型農業直接支払交付金事業 有機農業の取り組みを推進するため、市内農業者交付金を交付しました（平成25年度～令和元年度累計13団体、3,365a）。	A E B
2 企業の環境対策の支援	1 事業所への啓発、指導の推進	市内の事業者から環境マネジメントシステムに関する情報提供依頼はありませんでした。	B
3 環境資源を活用した観光の推進	1 岩手山麓工房フェスタへの活動支援 ➡自然環境の保全活動	岩手山麓工房フェスタは、例年、年1回程度開催されており、各種開催支援を行ってまいりましたが、令和2年度～3年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため、開催されませんでした。春子谷地湿原の保全のため、自然保護指導員による巡視を行っているほか、岩手山では、自然保護管理員による登山道の修繕を行いました。	A

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	評価
環境指標	グリーン・ツーリズム利用者数 ※新型コロナウイルスの影響を受けた令和 2 年度 (172 人) は参考値として扱う。	2,691 人	486 人 (令和元年度)	C
	農業生産額 (岩手県市町村民経済計算)	2,085 百万円	2,183 百万円 (平成 30 年度)	A
	環境マネジメントシステムを導入している事業者数 (アンケート調査結果)	—	4.1%	C
	公害防止協定締結件数	22 件 (平成 28 年度)	25 件	A
	観光客数 ※新型コロナウイルスの影響を受けた令和 2 年度 (12 万 6 千人) は参考値として扱う。	43 万人 (平成 27 年度)	46 万 5 千人 (令和元年度)	A
区分	項目	点数		評価
満足度 平均点	自然や生きものの豊かさ	3.87		A
満足度 向上点	自然や生きものの豊かさ	1.86		C

資源循環 (従来計画の第3節)

現行計画に基づく施策は実施されていますが、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量やリサイクル率などは改善傾向がみられず、ごみ減量化行動計画の目標には程遠い状況です。

不法投棄については、監視体制を強化したことに加え、市民からの不法投棄通報が少しずつ増加しています。一方、一件当たりの投棄量は少ないものの、不法投棄そのものも増加しており、継続して対策を講じていく必要があります。

4R活動の広がりについては、市民の印象として10年前から改善されているものの、満足度については低い状況でした。

家庭ごみについては、食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環促進法が施行、成立されたこともあり、事業者の努力によりある程度の減少が期待されますが、家庭での分別・リサイクルや食品ロスの削減などを更に徹底していく必要があります。

指標による総括評価【資源循環】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和 2 年度までの事業の実施状況	評価
1ごみの減量とリサイクルの推進	1ごみ減量の推進	平成 30 年度にごみ減量化行動計画を策定し、ごみ減量・資源化を推進しています。 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量は目標値とは程遠い数値を示しているのが現状です。目標値達成に向けて、更なるごみの減量化を推進していく必要があります。	C

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 ごみの減量とリサイクルの推進	2 集団資源回収活動の推進	資源の集団回収活動の促進のため、資源回収活動の実施団体に奨励金を交付しています。 平成28年度から実施団体の奨励金の上限を設定してから、実施回数、回収量の減少傾向が続いています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施団体数、実施回数、回収量が大幅に減少しました。	C
	3 リサイクル率の向上 →ストックヤードの設置	ストックヤードを設置する自治会等に対し補助事業を実施しています。平成30年度からは予算を拡大したことで、設置数が増加しました。 (平成25年度～令和2年度累計23施設設置)	B
2 ごみの不適正な処理の禁止	1 地域清掃活動の推進	春・秋の重点取組期間を中心に年間を通じて地域の清掃活動に取り組んでおり、参加人数及び実施回数は概ね横ばいとなっています。	A
	2 ペットのフン害禁止の啓発	犬の正しい飼育管理とモラル向上のため、フン害禁止の啓発用看板を設置したほか、犬の飼い方教室を開催しました。	A
	3 ごみの野外焼却の禁止啓発	滝沢・雫石環境組合及び市ホームページに掲載して周知しているほか、通報に伴う個別指導等を行いました。	A
	4 不法投棄巡視員の配置	廃棄物対策巡視員による市内巡視を実施し、不法投棄廃棄物の監視を行っています。令和元年度から不法投棄の監視体制を強化したことから不法投棄物回収量が増加しています。	A

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成25年度)	現在の値 (令和2年度)	評価
環境指標	1人1日当たりの家庭ごみ排出量 ※ごみ減量化行動計画目標 489g (令和4年度)	529g (平成28年度)	527g	C
	リサイクル率 ※ごみ減量化行動計画目標 28.0%以上 (令和4年度)	24.8% (平成28年度)	24.8%	C
	地域清掃参加人数 ※新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度(10,992人)は参考値として扱う。	19,971人	20,113人 (令和元年度)	A
	通報に伴う野焼きの個別指導件数	6件	0件	A
	不法投棄の警察への通報件数	2件	3件	C
区分	項目	点数		評価
満足度 平均点	4R活動の広がり	3.11		C
	ごみ(ポイ捨て・不法投棄)が落ちていない生活環境	3.19		B
満足度 向上点	4R活動の広がり	2.14		A
	ごみ(ポイ捨て・不法投棄)が落ちていない生活環境	1.91		B

気候変動（従来計画の第4節）

平成23年度（2011年度）以降、市内のCO₂排出量は増加に転じましたが、平成24年度（2012年度）をピークに減少傾向で推移しています。平成22年度（2010年度）を基準年度としている削減目標は現在未達の状況です。業務その他部門からの割合は減少している一方、家庭部門からと一般廃棄物からの割合が増えている状況です。

市民の省エネルギー行動の実践率は低下している一方、太陽光発電やPHV・電気自動車などの導入率は上昇しており、市内の再生可能エネルギーの導入量も約6倍に増加しています。

国の削減目標も引き上げられたことから、より削減効果の高い取組を検証し、対策の強化が求められているとともに、適応策の推進も必要となっています。

指標による総括評価【気候変動】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 エネルギーの地産地消	1 再生可能エネルギー利用の推進啓発	広報への掲載等により機会を捉え、啓発に努めました。平成30年度以降は、地球温暖化対策活動の推進及び啓発として、地球温暖化対策の周知啓発を図るとともに、各関連施策における地球温暖化対策の推進に向けた取組を実施しました。	A
	2 木質バイオマスエネルギーと太陽光エネルギーの活用推進啓発	滝沢市役所庁舎、市内小中学校及び交流拠点複合施設で太陽光発電システム、蓄電池、地中熱設備等を設置し、稼働しています。また、防災拠点となる公共施設等について、災害面や環境面に十分配慮して再生可能エネルギーの導入検討を行っています。	B
2 省エネルギーのすすめ	1 省エネルギーの啓発	環境フォーラムでの講演会（平成28年度）やキャンドルナイト in 滝沢などについて、広報への掲載により、周知啓発を図りました。	A
	2 公共交通機関の利用促進啓発	市内4駅の駐輪場等の適正管理のほか、市役所と市内の事業所で「公共交通スマートチャレンジ月間（かしこい交通ライフ）」に取り組みましたが、鉄道利用者数は減少傾向となっています。	B
	3 たきざわエコオフィス計画の推進	一事業所としての市は、たきざわエコオフィス計画に基づき、二酸化炭素排出量の削減に取り組み、目標を達成しました。排出量減少の要因は「お山の湯」の閉館等が関係していることから、削減目標の見直しをすべきと考えています。	A

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成25年度)	現在の値 (令和2年度)	評価
環境指標	市域からのCO ₂ 排出量 【第2次環境基本計画重点施策の目標】 令和4（2022）年度までに平成22（2010） 年度比で6%削減	320.8千t-CO ₂ (平成22年度)	2.4%削減 312.9千t-CO ₂ (平成30年度)	B
	市内の再生可能エネルギー導入量 ※出典：環境省自治体排出量カルテ	7,241kW (平成26年度)	41,724kW (令和元年度)	A

区分	項目	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	評価
環境指標	地域の再生可能エネルギーによる電力比率 (対消費電力 FIT 導入比) ※出典：環境省自治体排出量カルテ	3.8% (平成 26 年度)	22.5% (令和元年度)	A
	市役所からの CO ₂ 排出量 【たきざわエコオフィス計画の目標】 令和 2 (2020) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で 4.8%削減	3,188kg-CO ₂	19.0%削減 2,581kg-CO ₂	A
区分	項目	点数		評価
満足度 平均点	地球温暖化に配慮した暮らし (省エネ、再エネなど)	3.02		C
	移動のしやすさ (公共交通機関、自転車の利用など)	2.86		C
	災害などからの安全性 (風水害対策、熱中症対策など)	3.17		B
満足度 向上点	地球温暖化に配慮した暮らし (省エネ、再エネなど)	2.13		A
	移動のしやすさ (公共交通機関、自転車の利用など)	2.06		B
	災害などからの安全性 (風水害対策、熱中症対策など)	2.10		A

●市民の省エネ行動、設備機器等導入状況の変化

(滝沢市環境についてのアンケート調査(令和3年9月実施)より)

区分	項目	計画策定時 (平成 24 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	増減の状況
市民 【省エネ行動】	不要な照明やテレビはこまめに消す	98.2%	84.8%	↘
	冷暖房は、夏 28℃冬 20℃の室温を目安にしている	71.5%	49.9%	↘
	食器を洗う時は給湯器の温度を低くしている	82.7%	65.6%	↘
	冷蔵庫の設定温度を季節に合わせて温度調整している	76.2%	37.9%	↘
	マイバッグ、マイボトルを持参している	76.5%	92.3%	↗
	できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使う	50.9%	23.7%	↘
	環境にやさしいエコ・ドライブを実践している ※H24 は急発進急加速をしない。	79.1%	67.1%	↘
	自宅の植栽や緑のカーテンなど緑化をしている	22.3%	38.4%	↗
市民 【設備機器】	高効率照明	55.0%	62.8%	↗
	住宅用太陽光発電システム	3.0%	12.2%	↗
	住宅用太陽熱利用システム	2.4%	3.2%	→
	ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ	56.3%	57.4%	→
	エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器	11.6%	31.7%	↗
	家庭用燃料電池システム(エネファーム)	0.9%	1.7%	→
	木質ペレットストーブ	0.6%	1.2%	→
	PHV(プラグイン・ハイブリッド・カー)または電気自動車	3.9%	8.2%	↗

安全安心な生活環境（従来計画の第5節）

大気、土壌（ダイオキシン類）は良好な環境状態が保たれています。水質に関しては、一部の河川で大腸菌群数が環境基準（A 類型）を大幅に超過しており、その原因究明と対策が課題となっています。

自動車騒音は、環境基準は未達ですが、要請基準は達成しており、状況が改善しています。

空気や水の状況、静かな穏やかな生活の満足度は高く、10年前から比較した市民の印象に変化はありません。

環境基準等の達成を目指し、既存の取組を引き続き、継続していくことが必要です。

指標による総括評価【安全安心】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 大気汚染の防止	1 大気汚染に関する情報収集と公開	県が大気汚染の常時監視、自動車排出ガス濃度の測定を行っており、市内には巢子地内に測定局があります。測定状況は県ホームページで公表されており、PM2.5 と光化学オキシダントの注意喚起等は市のホームページにも掲載しているほか、県モバイルメール登録で情報を受信することができます。野外交却（野焼き）について市のホームページ等で普及啓発を行っています。	A
2 騒音、振動、悪臭の防止	1 騒音測定の実施	①一般道 主要な道路に面する地域8か所で、一般道路騒音等調査を実施しています。平成29年度以降は、毎年4地点を交替で調査しています。	A
		②高速道 高速道路沿道付近4か所で、高速道路騒音等調査を実施しています。	A
		③新幹線 市が指定した東北新幹線沿線の2か所で新幹線鉄道騒音測定を平成27年度まで実施し、環境基準内で安定したレベルで推移していることから、平成28年度以降の測定を休止しています。周辺状況に大きな変化があった場合などは、測定の再実施を検討することとします。	—
3 水質汚濁の防止	1 河川の水質調査の実施	市内を流れる6河川の9か所で河川水を採取し、水質分析を行っています。	A
	2 公共下水道の整備・浄化槽の普及促進	汚水処理実施計画に基づく下水道の整備及び浄化槽の普及促進に取り組み、汚水処理人口普及率は上昇しています。	A
4 土壌汚染の防止	1 土壌汚染に関する情報収集と公開	清掃センター付近における土壌のダイオキシン類濃度調査を実施し、年次報告書で結果を公表しています。継続して環境基準は下回っています。	A
5 有害化学物質による汚染の未然防止	1 有害化学物質に関する情報収集と公開	県では、被災地周辺等におけるアスベスト飛散の状況を把握するため、大気環境中のアスベストの測定を実施しています。今後も、国及び県並びに周辺状況等の情報収集に努めていきます。	A
6 酸性雨対策	1 酸性雨に関する情報収集と公開	県では継続的に酸性雨調査測定を行い、調査結果を公表しています。平成元年度のpHの平均値は、盛岡市（調査地点）で5.19で、過去10年間の変動の範囲（4.75～5.21）内でした。	A

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
7 原発事故にかか る放射線量測定	1 放射線量測定に関 する情報収集と公開	平成 29 年度まで放射線量測定を実施してしま したが、全地点で放射性物質汚染基準値を下回っている又 は不検出となっていることから、平成 30 年度から測 定は実施せず、県等からの情報収集を行っています。	A
8 その他の公害の 未然防止	1 電磁波・低周波に関 する情報収集と公開	電波塔増設等に係る地元自治会との事前協議結果報告 を受けており、全ての地元自治会と事前協議を行い、 内諾を得たうえで工事が実施されています。低周波に 関する相談、苦情等はこれまでありませんでした。	A
	2 滝沢市ラジオメディ カルセンター放射線監 視委員会による監視	排気、排水、大気及び環境試料（土壌等）について測 定が行われ、放射線監視委員会において「自然環境へ の影響なし」として評価されています。	A
	3 PRTR 法に基づく届 出状況に関する情報収 集と公開	県では PRTR 法に基づいて、有害性のある化学物質に 関する化学物質排出移動量届出制度事務を継続実施し ており、県ホームページで公表しています。	A
	4 清掃センター関連施 設調査	①焼却施設及び最終処分場水質等調査 清掃センターは大気調査、最終処分場は水質調査を実 施しており、いずれの値も基準値を下回っています。 ③旧最終処分場水質等調査 廃止基準を満たした旧最終処分場の周辺水と地下水の 水質調査を実施しました。周辺環境が安定しているこ とから、平成 28 年度以降は調査に替えて目視による 監視を実施しており、引き続き周辺状況の変化は確認 されていません。	A

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	評価
環境指標	大気環境基準達成率（達成数/基準項目数） ※一酸化炭素と光化学オキシダントは市内に測定局 がないため、県全体の達成状況とした。 ※光化学オキシダントは全国的に環境基準が達成さ れていない。	5 / 6 光化学オキシダ ントが未達成	5 / 6 (令和元年度) 光化学オキシダ ントが未達成	A
	自動車騒音環境基準達成率 (達成数/一般道測定路線数)	3 / 8	4 / 8 (令和元年度 + 令和 2 年度)	B
	河川の大腸菌群数の環境基準 A 類型達成率 (達成数/調査回数)	3 / 18	3 / 18	C
	污水处理人口普及率 ※目標値 86% (令和 4 年度)	79.8%	87.9%	A
	公害苦情件数（市環境への相談件数）	143 件	209 件	C
区分	項目	点数		評価
満足度 平均点	空気のきれいさ、さわやかさ	4.03		A
	水や水辺のきれいさ	3.77		A
	静かで穏やかな生活	3.76		A
満足度 向上点	空気のきれいさ、さわやかさ	1.93		B
	水や水辺のきれいさ	1.93		B
	静かで穏やかな生活	1.92		B

環境学習・環境活動（従来計画の第6節）

環境講座の受講者数や環境フォーラムの参加者数は増加しています。出前講座は計画当初より多岐に渡るメニューが準備されていますが、実施件数、受講者数ともに減少傾向です。

地域づくり懇談会やたきざわ環境パートナー会議など、住民参加型の環境活動が継続して実施されていますが、環境教育・学習の充実度、環境活動機会の多さは、10年前から比較した市民の印象に変化はなく、満足度は低い状況です。

全体的な評価は良好ですが、市民の満足度をみると充足している状況ではないため、既存の取組を引き続き継続しつつ、取組の拡充が求められています。

指標による総括評価【環境活動】

【取組指標】

基本的施策	進行管理項目	令和2年度までの事業の実施状況	評価
1 環境教育・学習の推進	1 環境学習の推進	①総合学習の活用 市内小学校では「総合的な学習の時間」を活用し、地域の方を講師に迎えて農業体験や伝統文化学習など、各学校で環境教育を行っています。	A
		②出前講座 出前講座のなかに環境学習のメニューを設け、環境学習の推進に役立てています。現在、環境教育の出前講座は6講座あり、ごみ減量、景観、生活排水、公共交通、外来生物など当初より多岐に渡るテーマでメニューを用意しています。	A
		③地域課題解決講座 地域課題解決講座として環境学習を行っています。令和2年度はファミリー星空セミナーや安比高原ブナの森ファミリー探検、SDGs セミナーを通じた環境学習を行いました。	A
1 環境教育・学習の推進	1 環境学習の推進	④たきざわ環境パートナー会議の活動 木賊川遊水地の調査活動や自然観察会、省工省資源の普及活動のほか、環境年次報告書の点検及び評価を市と協働して行いました。	A
		⑤環境フォーラム（環境企画展） 環境に対する意識高揚を図るため、開催しています。講演会や環境パートナー会議・自治会等からの活動報告、環境美化絵画コンクール、優良ごみ集積所の表彰を行っています。	A
2 協働による環境保全活動の推進	1 活動団体の支援	①地域づくり懇談会 地域づくり懇談会において、環境関連事業が実施されました。市では、各地域づくり懇談会が行う環境関連活動への支援を行いました。	A
		②たきざわ環境パートナー会議の活動への支援 事務局運営、関係団体との調整及び活動の周知を図り、環境保全に向けた各プロジェクト活動に多くの市民等が参加するきっかけづくりの支援を行いました。令和2年度で7地域9事業が継続して実施されています。	A

【成果指標】

区分	項目	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	評価
環境指標	出前講座実施件数、受講者数 ※新型コロナウイルスの影響を受けた令和 2 年 度 (1 件、21 人) は参考値として扱う。	4 件 73 人	3 件 60 人 (令和元年度)	C
	環境講座の受講者数 (地域課題解決講座の受講者総数)	26 人	71 人	A
	環境フォーラム参加者数 ※新型コロナウイルスの影響を受け、令和 2 年 度は展示をメインとした環境企画展を実施。	91 人	約 300 人	A
区分	項目	点数		評価
満足度 平均点	環境教育・学習の充実度	3.08		C
	環境活動機会の多さ	3.04		C
満足度 向上点	環境教育・学習の充実度	2.09		B
	環境活動機会の多さ	2.04		B

5 環境を巡る主な社会情勢の変化

環境政策全般

●持続可能な開発のための2030アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット、232の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市など多様な主体が連携して行動することが求められています。

また、SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。

持続可能な開発目標（SDGs）



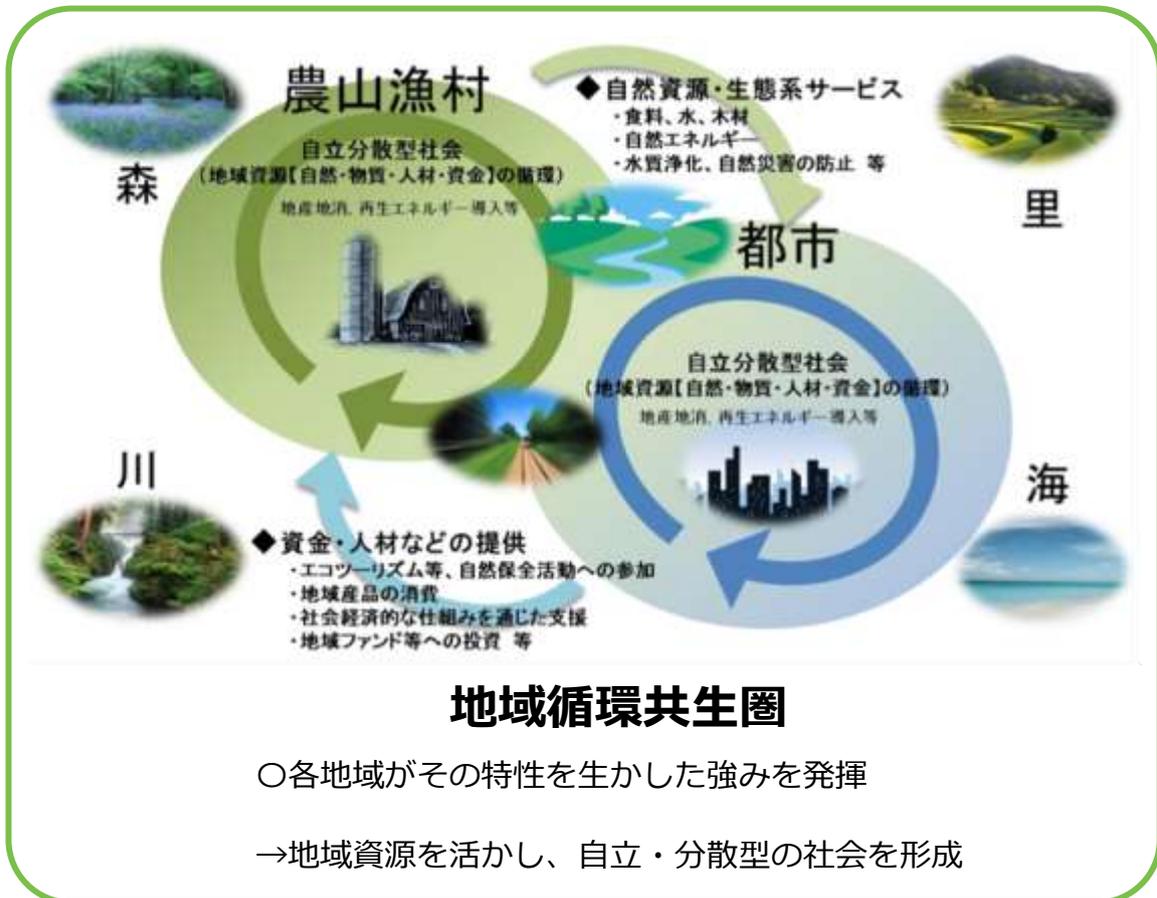
出典：国際連合広報センターウェブサイト

●第五次環境基本計画（環境省）

平成30年（2018年）4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

「地域循環共生圏」の概念図



資料：第五次環境基本計画の概要（環境省）

気候変動対策

●パリ協定・グラスゴー気候合意

平成27年（2015年）12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、令和2年（2020年）以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成28年（2016年）11月に発効し、令和2年（2020年）に実施段階に入りました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などを決定しました。

これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組を実施することになり、「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

平成30年（2018年）のIPCC1.5℃特別報告書において、気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源二酸化炭素を2050年前後に正味ゼロに抑える必要があると公表されました。これを受け、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速し、令和3年（2021年）10月、11月に英国・グラスゴーで開催されたCOP26では、2℃目標からより高い目標の1.5℃目標を目指すこと、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

●2050年カーボンニュートラル宣言

令和2年（2020年）10月に、総理大臣所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

この演説のなかで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、グリーン投資、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

●ゼロカーボンシティ

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされています。

国の2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえ、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明（ゼロカーボンシティ）した地方公共団体が増えつつあり、令和4年（2022年）12月28日現在、823自治体（45都道府県、476市、20特別区、239町、43村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

●地球温暖化対策の推進に関する法律の改正及び地球温暖化対策計画の改定

令和3年（2021年）5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、令和4年（2022年）4月に施行されました。

基本理念に『2050年までの脱炭素社会の実現』が明記されるとともに、第21条の「地方公共団体実行計画（区域施策編）」においては、温室効果ガス排出量の『抑制』から『削減』を行うための施策に関する事項を定める計画とされ、再生可能エネルギーの導入目標設定の義務化など、脱炭素社会の実現に向け法的強化も行われました。

また、都道府県と中核市のみに言及していた地方公共団体実行計画の策定義務に、市町村を追加し、地方公共団体実行計画を策定する努力義務を課しています。

さらに、地域資源を活用した太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会の持続可能な発展に資する取組を市町村が率先して進める努力目標も課しています。

同年10月には「地球温暖化対策計画」及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が改定され、令和12年度（2030年度）及び令和32年（2050年）に向けた計画・戦略に基づき、2050年脱炭素社会への実現に向けた取組が加速度的に推進されることが期待されています。

●気候変動への適応に向けた法整備、計画策定等

地球温暖化を伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、低炭素社会の形成を目指す「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、平成30年（2018年）6月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました（令和3年（2021年）10月改定）。

気候変動適応計画では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野（「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。



資源循環対策

●第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30年（2018年）6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

●プラスチック資源循環促進法の制定

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年（2021年）6月に成立、令和4年（2022年）4月に施行されました。①設計・製造段階での環境配慮設計への転換、②販売・提供段階での使いすてプラスチック製品の削減、③排出・回収・リサイクル段階でのあらゆるプラスチックの回収・リサイクルと、プラスチックの商流全てにおける資源の循環等の取組を促進するための法律となっています。

●海洋漂着物処理推進法の改正

日本の海岸に押し寄せる大量の漂着物により、生態系を含む海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じていることから、海外漂着物対策の促進を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が平成21年（2009年）7月に成立・施行されています。近年、国際課題となっているマイクロプラスチックとなる前の廃プラスチック類への対策や流域圏の内陸地域も含めた対策などに対応するため、平成30年（2018年）6月に法改正が行われました。令和元年（2019年）5月に「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が変更され、海岸漂着物の円滑な処理への協力、海岸漂流物等の発生抑制としての3Rの推進や不法投棄の防止などが示されています。

●食品ロスの削減の推進に関する法律の制定

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では、令和元年度（2019年度）に約570万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年（2019年）に制定され、施行されています。

法律第13条では、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めています。

食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSS プロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取り組みを実施しています。

■ 生物多様性と自然保護

●2030年自然協約

令和3年（2021年）6月のG7サミットで、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという目標達成に向けた「2030年自然協約」が合意されました。2030年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30 by 30」も含まれています。

国では、この目標の達成に向けて、令和4年（2022年）4月に「30 by 30ロードマップ」を策定しました。自然保護地区以外の寺社仏閣、企業所有の緑地、里山などを保護地域（OECM：自然共生地域）に指定するため、認定制度の整備が検討されています。

●次期生物多様性国家戦略

令和3年（2021）10月に国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）の第一部が開催され、2010年に日本で採択された「愛知目標」の後継として、ポスト2020生物多様性枠組の採択に向けた気運を高めるため、「昆明宣言」が採択されました。令和4年（2022年）12月には、国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）の第二部が開催され、「30 by 30」なども盛り込まれた2030年までの新たな世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されています。

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえて、令和4年度（2022年度）内に次期生物多様性国家戦略の計画の策定が予定されています。

岩手県の環境政策

●岩手県環境基本計画

岩手県では、令和3年（2021年）3月に、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づき、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）を新たな計画期間とする「岩手県環境基本計画」を策定しています。

岩手県環境基本計画では、平成22年（2010年）に策定した前計画の成果と課題、環境問題の現状を踏まえ、「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて」を構築していくことを県の環境施策が目指す将来像としています。

県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と、県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の2つの施策領域を設け、施策を推進していくこととなっています。

●第2次岩手県地球温暖化対策実行計画

岩手県では、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例並びに地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成24年（2012年）3月に「岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和3年（2021年）3月に令和12年度（2030年度）までを計画期間とした「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」が策定されました。

その後、地球温暖化対策推進法の改正や、国の地球温暖化対策計画の改訂により国の温室効果ガス排出量削減目標が引き上げられたことに加え、再生可能エネルギーに関する県のポテンシャルが高いことや昨今の物価高に伴って企業・県民の省エネルギーに対する関心が高まっていることなどを踏まえ、令和4年度（2022年度）に計画の見直しが行われています。

令和4年（2022年）10月の岩手県環境審議会の答申では、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で対策等による削減量と森林吸収量を合わせて57%削減することを目指しています。

岩手県の温室効果ガス削減目標

(千トン-CO₂・%)

	排出量	2013（平成25）年度比削減量	
2013（平成25）年度	14,445		
A 対策等による削減		▲6,774（▲47%）	▲8,189 （▲57%）
うち再生可能エネルギー導入		▲1,040（▲7%）	
B 森林吸収		▲1,416（▲10%）	
2030（令和12）年度	6,256		

●いわて気候非常事態宣言

令和3年（2021年）2月に、岩手県地球温暖化対策推進本部会議での決定を受けて、岩手県知事が「いわて気候非常事態宣言」を発表しました。

宣言は、温室効果ガス排出量2050年実質ゼロの実現に向けて、県民と気候変動に対する危機意識を共有し、地球温暖化対策実行計画に基づく温暖化対策に連携して取り組むことを目的としています。

6 温室効果ガス排出量削減目標の考え方

■ 現状すう勢（BaU）による削減量

温室効果ガス排出量の各部門の過去実績から対前年度増加率の相乗平均を算出し、以降も同傾向の増加率が継続すると仮定して推計しました。

■ 対策強化による削減量

対策強化による削減量は、市民・事業者アンケート結果から得られた省エネ行動や設備・機器の更新に対しての実施意欲率などを参考に削減ポテンシャルを算出して設定しました。

各対策内容について、「既に取り組んでいる」+「今後取り組みたい」の比率＝現状の対策が今後も続くケース（現状すう勢）における削減効果とし、「予定はないが関心はある」と回答した層の内、3割を導入へと促進した場合における削減効果を対策強化効果と捉え、削減ポテンシャル量を算出しました。

部門	対策区分	対策内容	導入済み+導入予定の比率	2030年度対策強化を含む比率	2030年度CO2削減ポテンシャル量（t-CO2）
産業	省エネ行動	省エネ診断・エコチューニング	16.3%	27.0%	4,000
	再エネ	太陽熱利用システム導入	14.2%	22.8%	
	再エネ	太陽光発電導入	14.2%	17.1%	
	再エネ	再エネ由来電力への転換	12.2%	23.5%	
	省エネ機器	省エネ性能の高い設備・機器等の導入	14.3%	18.6%	
	省エネ建築	建築物の省エネルギー化	12.3%	16.3%	
業務 その他	省エネ行動	省エネ診断・エコチューニング	16.3%	27.0%	9,000
	再エネ	太陽熱利用システム導入	14.2%	22.8%	
	再エネ	太陽光発電導入	14.2%	17.1%	
	再エネ	再エネ由来電力への転換	12.2%	23.5%	
	省エネ機器	事業所用燃料電池導入	6.2%	15.7%	
	省エネ建築	BEMS導入	2.0%	4.8%	
省エネ建築	新築ビルのZEB化	0.0%	30.0%		
家庭	省エネ行動	家庭における省エネ診断	36.2%	48.2%	24,000
	省エネ機器	高効率電気給湯器導入	36.2%	48.2%	
	省エネ機器	高効率冷蔵庫導入	46.2%	58.8%	
	再エネ	太陽熱利用システム導入	3.9%	18.3%	
	再エネ	太陽光発電導入（戸建て）	13.4%	26.9%	
	再エネ	太陽光発電導入（集合住宅）	0.0%	2.9%	
	再エネ	再エネ由来電力への転換	8.7%	25.9%	
	省エネ機器	家庭用燃料電池導入	4.4%	20.0%	
	省エネ建築	HEMS導入	3.4%	16.8%	
	省エネ建築	新築戸建て住宅のZEH化	0.0%	50.0%	
省エネ建築	省エネ住宅への改修	60.1%	67.7%		
運輸	省エネ行動	エコドライブ実施	67.1%	74.5%	9,000
	省エネ行動	自転車利用促進	23.7%	33.8%	
	省エネ機器	ハイブリッド車普及	12.9%	28.8%	
	省エネ機器	EV（電気自動車）導入	12.9%	28.8%	
廃棄物	省エネ行動	マイバック利用・簡易包装	92.3%	97.3%	2,000
	省エネ行動	プラスチックごみの削減（容器以外のプラごみ対策）			
削減ポテンシャル（合計）					48,000

7 用語集

【あ行】

暑さ指数 (WBGT)

熱中症を予防することを目的として昭和 29 (1954) 年にアメリカで提案された指標。単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示されるが、その値は気温とは異なる。人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目し、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標となっている。

イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

営農発電 (ソーラーシェアリング)

光飽和点 (これ以上光の強さが強くても光合成速度が上昇しなくなる点) に着目して、農作物に一定の光が届くよう、農地の上に間隔を開けてソーラーパネルを並べて農作物と電力両方を得ること。

エコチューニング

業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素 (CO₂) などの排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC_s)、パーフルオロカーボン類 (PFC_s)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の 7 種類としている。

【か行】

海洋プラスチック

海洋プラスチックとは、日常生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、適正に回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川などを經由して海域に流出するプラスチックごみのことで、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

海域に流出したプラスチックは、時間が経つにつれ劣化と破碎を重ねながら、次第にマイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来種

国外や国内の他地域から人為的 (意図的又は非意図的) に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種のこと。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

吸収源

二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する大気、森林と海洋のこと。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

固定価格買取制度

（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界の存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素（CO₂）を排出しない（増加させない）地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

サステナブル・ツーリズム

持続可能な観光のことで、訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光とされるもの。SDGs（持続可能な開発目標）の達成にも貢献する。

次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素（CO₂）削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」として政府が定め、2030年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、日本人 1 人あたりに換算すると、お茶碗約 1 杯分の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

自立・分散型エネルギーシステム

従来の大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていくとするシステムのこと。再生可能エネルギーや、未利用エネルギーなどの新たな電源や熱利用のほか、コージェネレーションシステムにより効率的なエネルギーの利用も含む。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患（COVID-19）。令和元（2019）年に発生し、令和3（2021）年現在世界的に流行している。

水素エネルギー

石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料は燃焼させると二酸化炭素（CO₂）を発生するが、水素は燃焼させてもCO₂は全く発生しないことから、「CO₂発生量がゼロ」のエネルギーとして地球温暖化対策への貢献が期待されている。

スマートコミュニティ

ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しいコミュニティのこと。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。日本の農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっている。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

【た行】

タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画とも言う。国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。

太陽光発電（システム）

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法、またその機器のこと。

脱炭素（社会）

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」を目指すこと。また、それを目指す社会のこと。

脱炭素経営

民間企業がパリ協定に整合する意欲的な目標を設定し、サプライチェーン全体で効果的に削減を進め、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に沿った気候変動のリスク・チャンスを経営に織り込むこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

蓄電池

充電と放電を繰り返し行うことができる電池のこと。電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出せる構造になっている。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。昨今では、エネルギーの地域生産、地域消費としても使用される。

地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気の温度に対して、地中の温度は地下 10～15m の深さになると、年間を通して温度の変化が見られなくなるため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高い。この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能。

適応策

気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく対策。自然災害対策や熱中症対策、ヒトスジシマカなどが媒介する感染症への対策などがある。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

電力排出係数（CO₂ 排出係数）

電力 1kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかの目安となる。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO₂/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO₂）を算出する。

特定外来生物

平成 16（2004）年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

【な行】

燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。燃料電池を応用した製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

パリ協定

平成 27（2015）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。

フードドライブ

家庭にある余剰食品を回収しフードバンク等を通じて支援を必要とする個人や団体に寄付する取組。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を、企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

不法投棄

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地(自らの土地を含む)等に捨てる行為。

【ま行】

マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、主に台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

【英数】

BCP（事業継続計画）

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。

COP

締約国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電の量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理するシステム。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Change のことで、昭和 63（1988）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援している。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

RE100・RE Action（再エネ 100 宣言）

Renewable Energy 100%のことで、企業活動に必要な電力 100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟する国際イニシアチブのこと。RE100 が大規模事業所向けであることから、中小企業向けに日本独自の枠組み RE Action（再エネ 100 宣言）がつけられた。

SBT（科学的根拠に基づいた排出削減目標）

Science Based Target の略で、パリ協定に基づき、産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」にするために、企業が気候科学（IPCC）に基づく削減シナリオと整合した削減目標を設定すること。

SDGs（持続可能な開発目標）

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 のインディケータ（指標）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っているのが特徴。

TCFD（気候変動に対応した経営戦略の開示）

気候関連財務情報開示タスクフォースのことで、企業等に対し、気候変動関連リスク、及び機会に関する 4 つの項目（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）について開示することを推奨している。

V2H

Vehicle to Home の略称であり、電気自動車（EV）に蓄えた電力を家庭で利用するシステムのこと。利用するためにはV2H対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。

ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ばれる。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

ZEH

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅。

第 1 次滝沢市環境基本計画

令和 5 年（2023 年）3 月

発行 滝沢市

編集 市民環境部環境課

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼 55

電話 019-684-2111

e-mail kankyou@city.takizawa.iwate.jp

ホームページ <https://www.city.takizawa.iwate.jp/life/kankyo.html>